

## 第 2 回定例会会議録目次

	頁
第 1 日目（平成 1 7 年 6 月 1 3 日）	
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 議席の変更について	3
○日程第 2 会議録署名議員指名	3
○日程第 3 会期決定	3
○日程第 4 議長報告	4
○日程第 5 行政報告	4
○日程第 6 報告第 1 号 専決処分について（平成 1 7 年度滝川市一般会計補正予算 （第 2 号））	7
○日程第 7 報告第 2 号 専決処分について（平成 1 7 年度滝川市老人保健特別会計 補正予算（第 1 号））	8
○日程第 8 報告第 3 号 専決処分について（平成 1 7 年度滝川市公営住宅事業特別 会計補正予算（第 1 号））	9
○日程第 9 報告第 4 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 0
○日程第 1 0 議案第 1 号 平成 1 7 年度滝川市一般会計補正予算（第 3 号） 議案第 4 号 滝川市にぎわい広場条例 議案第 1 0 号 公の施設の指定管理者の指定について	1 1
○日程第 1 1 議案第 2 号 平成 1 7 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 2
○日程の追加について	2 3
○日程第 1 2 議案第 3 号 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	2 3
○日程第 1 3 議案第 5 号 滝川都市計画研究研修地区建築条例	2 4
○日程第 1 4 議案第 6 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	2 5
○日程第 1 5 議案第 7 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	3 0
○日程第 1 6 議案第 8 号 滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例	3 1
○日程第 1 7 議案第 9 号 滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する 条例の一部を改正する条例	3 2
○日程第 1 8 議案第 1 1 号 議員の派遣について	3 3
○休会の件について	3 4
○散会宣告	3 4
第 8 日目（平成 1 7 年 6 月 2 0 日）	
○開議宣告	3 9

○日程第 1	会議録署名議員指名	3 9
○日程第 2	一般質問	3 9
	1 1 番 田 中 敏 男 君	3 9
	7 番 渡 辺 精 郎 君	5 0
	9 番 本 間 保 昭 君	6 3
	4 番 大 谷 久 美 子 君	7 4
	2 番 三 上 裕 久 君	8 6
○議事延長宣告		9 4
	1 6 番 窪之内 美知代 君	9 6
○延会の件について		1 1 0
○延会宣告		1 1 0

第9日目（平成17年6月21日）

○開議宣告		1 1 5
○日程第 1	会議録署名議員指名	1 1 5
○日程第 2	一般質問	1 1 5
	1 8 番 田 村 勇 君	1 1 5
	1 7 番 中 田 翼 君	1 2 4
	8 番 清 水 雅 人 君	1 3 4
	1 5 番 酒 井 隆 裕 君	1 5 0
○日程第 3	推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について	1 6 3
○日程第 4	報告第 5 号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 6 4
○日程第 5	報告第 6 号 滝川市土地開発公社の経営状況について	1 6 5
○議事延長宣告		1 6 6
○日程第 6	報告第 7 号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	1 6 7
○日程第 7	報告第 8 号 監査報告について	
	報告第 9 号 例月現金出納検査報告について	1 6 8
○日程第 8	意見書案第 1 号 地方議会制度の充実強化に関する要望意見書	
	意見書案第 2 号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する要望意見書	
	意見書案第 4 号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める要望意見書	
	意見書案第 5 号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書	1 7 0

○日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	171
○市長あいさつ	171
○閉会宣告	172

## 平成17年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成17年 6月13日（月）

午前10時00分 開会

午後 1時42分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員指名
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 議長報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 7 報告第 2号 専決処分について（平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 報告第 3号 専決処分について（平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 9 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第10 議案第 1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第3号）  
議案第 4号 滝川市にぎわい広場条例  
議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

### ○追加日程

- 日程第12 議案第 3号 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第13 議案第 5号 滝川都市計画研究研修地区建築条例
- 日程第14 議案第 6号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 7号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 8号 滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第 9号 滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 議員の派遣について

### ○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久 美 子 君

5番	石田昇君	7番	渡辺精郎君
8番	清水雅人君	9番	本間保昭君
10番	大累泰幸君	11番	田中敏男君
12番	堀田建司君	13番	谷口昭君
14番	山木昇君	15番	酒井隆裕君
16番	窪之内美知代君	17番	中田翼君
18番	田村勇君	19番	藪内英之君
20番	井上正雄君	21番	水口典一君
22番	坂下薫君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	門山伸夫君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
市民生活部長	大竹敏章君	保健福祉部長	松井雅昭君
経済部長	中嶋康雄君	経済部参事	江上充明君
建設水道部長	池田隆君	建設水道部参事	木下善雄君
教育部長	辰巳信男君	監査事務局長	谷田部篤君
病院事務部長	東照明君	秘書課長	若山重樹君
総務課長	高橋賢司君	企画課長	舘敏弘君
財政課長	西村孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	林弘君	事務局次長	飯沼清孝君
主査	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議席の変更について

○議 長 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。

本市議場に質問席を設置いたしたところにより、滝川市議会会議規則第3条第3項の規定に基づき議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。変更する議席の番号及び氏名は、お手元に配付されております議席配置図のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議席配置図のとおり議席の一部を変更することに決しました。

議席が変更になりました議員は、氏名標をお立てください。

この場合、友好親善都市であります栃木市議会議長より本市議会の活性化に向けた取り組みに対してメッセージが寄せられましたので、皆様にご披露いたしたいと思っております。

また、去る5月の25日に開催されました全国市議会議長会第81回定期総会において、議員30年以上の功績で井上正雄議員が特別表彰を受け、議員10年以上の功績で久保幹雄議員、窪之内美知代議員並びに水口典一議員がそれぞれ一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時09分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議 長 日程第2、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、久保議員を指名いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間といたしたいと思  
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 議長報告

○議 長 日程第4、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○議 長 日程第5、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 お許しをいただきましたので、平成17年3月2日から平成17年6月6日までの分  
につきまして行政報告を申し上げます。

主要事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しを賜りたい  
というふうに思いますが、3点についてのみ口頭でご報告を申し上げたいというふうに思います。

1点目は、ボランティア活動の状況についてであります。昨年9月の台風18号による被害を受  
けた市内各公園の清掃作業を昨年の秋も実施いたしましたけれども、さらに春の雪解けを待って、  
多くの市民、団体の方々のボランティア活動によって実施いたしました。4月の23、29日両  
日にわたって、滝川公園ほか5公園、13団体、1,000人を超える皆様方によって清掃作業が  
展開されたところであります。こういった活動を初め、この春以降多くの市民団体、事業所の方々  
にご参加をいただいて、さまざまな形で市民協働のまちづくりの一つの形であるボランティア活動  
が行われておりますので、幾つかについてご報告を申し上げます。

4月6日から実施の春の交通安全運動におきましては、初日の人の波運動に55団体、400人  
以上が参加をされて、安心、安全なまちづくりに取り組まれました。さらには、環境都市宣言以降  
取り組みが進められておりますたきかわクリーンデイには157団体が参加し、実施をされたところ  
であります。また、北海道開発局が進めておりますボランティア・サポート・プログラム制度を  
活用いたしまして国道12号の植樹升に植栽が行われておりましたり、あるいは国道38号での植  
樹升での植栽も進められております。これまで商店街沿線延べ350人ほどのボランティアの方々  
が花を植えて、魅力ある商店街づくり、国道の沿線の魅力づくりと、そういうのに取り組んでい  
たところでもあります。河川関係でもさまざまな動きがございます。まちづくり・川づくり  
協議会が実施主体となりまして石狩川クリーンアップ作戦が実施されました。随分たくさんごみ  
があったわけでありましてけれども、一般市民、団体を含め120人のボランティアによりまして石狩

川本流、そしてラウネ川の周辺の清掃作業が行われたところであります。観光振興の関係では、丸加高原の2ヘクタールの畑にボランティアでコスモスを育てる取り組みを進めたところでございますけれども、35団体、170人を超える参加をいただきまして播種作業を行ったところでございます。これからも草取り等地域の皆さん方にご協力をいただきながら市の花コスモスを育てていきたいというふうにも思っております。いずれにいたしましても、市民と行政協働によるまちづくりがこのようなさまざまなボランティア活動を通して推進されておりますことは極めて重要であり、また大変ありがたいことであると、ますますこういう形での促進を進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

次に、2点目でございますが、各会計の決算について取り急ぎ口頭でご報告を申し上げます。平成16年度各会計決算につきましては、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了いたしまして、一応の計数がまとまりました。後ほど正式に手続きを踏み、議会のご承認を求めることになるわけでありますが、その決算の概要について簡潔にご報告を申し上げます。一般会計におきましては、1億3,280万円の剰余となりました。その主な理由といたしましては、歳入の増加、その内容は地方消費税交付金7,059万円の増、特別交付税4,514万円の増となっております。歳出では、職員給与、手当等が未執行を含めまして3,867万円の減、国民健康保険特別会計への繰出金1,196万円の減、介護保険特別会計への繰出金1,247万円の減というふうになった総体の結果が先ほどの剰余を生じた主な中身であります。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計は保険税の改正、保険給付費の減等の要因によりまして1,637万円の剰余となったところであります。このうち1,000万円を条例に基づきまして翌年度の国民健康保険準備基金に積み立てることといたしております。収納率92パーセントというのを目指して努力をしたところでございますけれども、92パーセントには残念ながら達することができませんでしたけれども、第1目標である90パーセントを超えることができました。収納率90.46パーセントという結果であります。したがって、国のペナルティーも少し低くなるという好結果が次年度以降、17年度の決算においてはそういうことになるわけであります。下水道事業特別会計は、繰越明許費に係る一般財源7万円を含めて6,928万円の剰余となりましたが、これは下水道整備事業費2,552万円の減等によるものであります。老人保健特別会計は、2,808万円の歳入不足が生じましたけれども、17年度から繰り上げ充用金で補填したところであります。これは国庫負担金、道負担金が過少交付されたものであり、平成17年度において全額精算交付されるものでありますことから、実質的な歳入不足とはならないという内容であります。公営住宅特別会計は963万円の歳入不足が生じましたけれども、17年度から繰り上げ充用金で補填をしたところであります。この主な理由は、入居者の所得階層の全体的な低下による家賃額の低下、それに伴います低所得者への減免の増加による家賃収入の減収等であります。後ほど専決処分についてのご報告を申し上げたいと存じます。介護保険特別会計保険事業勘定は1,191万円の剰余が生じましたが、これは前年度保険給付費に対する公費負担金の精算交付などによるものであります。介護保険特別会計介護サービス事業勘定につきましても7,623万円の剰余が生じましたが、これは前年度からの繰越金などによるものでございます。また、勤労

者福祉特別会計は256万円の剰余となったところであります。

企業会計についてでございますが、病院事業会計では収益的収支は9,163万円の純損失となったところであります。また、資本的収支では2億9,419万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしたところでございます。水道事業会計では、収益的収支で9,842万円の純利益となり、資本的収支では4億1,861万円の差し引き不足となりましたが、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしたところであります。

以上、一般会計ほか各会計の決算概要について口頭ご報告を申し上げます。

3点目でございます。農産物の生育状況についてご報告を申し上げます。若干日がたっておりまして、生育状況も回復傾向が見られるわけでありましたが、6月1日現在の農作物の生育状況をご報告を申し上げます。雪解けがおくれたこと、また5月中旬での低温が続いた影響もございまして、平年より各作物とも4日から10日おくれの状況にあります。水稻につきましても、移植作業は平年より4日おくれで、生育も平年から5日おくられている状況にあります。秋まき小麦は、生育は6日おくらせております。小豆は、播種作業は5日おくれであります。タマネギ、生育は7日おくれです。リンゴ、ちょっと影響が大きくて、開花初めが10日おくれの状況になっております。

以上3点におきまして口頭にてご報告を申し上げます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますが、3点につきまして口頭でご報告申し上げます。

1点目は、教育委員長の選任並びに教育委員長職務代理者の指定についてでございます。5月23日に開催されました第5回滝川市教育委員会におきまして教育委員長の選挙を行い、委員長に了輪隆委員が再任されました。また、委員長職務代理者につきましては中山公子委員が指定されたところでございます。今後とも教育行政のより一層の推進に努めることを申し上げ、報告とさせていただきます。

2点目につきましては、平成17年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰の受賞についてでございます。この表彰は、読書推進活動において特色あるすぐれた実践校を文部科学大臣が表彰するものであり、平成17年度の実践校として北海道から小学校3校、中学校1校、高等学校1校の5校が選ばれ、その1校として滝川市立西小学校が4月23日に受賞いたしました。西小学校においては、長年読書活動を通し本に親しむ豊かな心をはぐむ教育活動を推進しており、平成15年度からは学校の顔づくり事業として全教職員が一体となって進めております。また、この読書活動は、市立図書館との強い連携のもとに進めており、PTAや地域ボランティアの協力を得て、特色ある読書活動として読書郵便、読書通帳などを行っております。このたびの文部大臣表彰をきっかけといたしまして、西小学校の実践を手本に市内各学校の読書活動の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、コミュニティスクール推進事業の指定についてであります。本事業は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会制度でありまして、地域に開かれた信頼される学校づくりの一層の推進を図るために文部科学省が地域指定して実施するものであります。

このたび北海道で二つの地域が指定され、そのうちの一つとして滝川市が指定を受けました。これは、2年間にわたり、地域の特色を生かした開かれた学校を推進する学校運営協議会のあり方について東小学校をモデル校として実践研究をするものであります。東小学校は、これまでブラザーファミリー活動や東の祭り、学校だよりの地域配布などを通し地域や保護者と一体となった先駆的な実践を積み重ねてきたところであり、今後はこれまで培ってきた取り組みを一層発展させ、開かれた特色ある学校づくりを進めるために今回の指定事業を大いに活用し、その成果を内外に広く発信してまいりたいと考えております。

以上3点の行政報告を口頭として報告させていただきました。以上でございます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第2号））

○議 長 日程第6、報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第1号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年度滝川市一般会計補正予算（第2号）について専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認を求めたいとするものです。

今回の補正につきましては、報告第3号に関連するもので、平成16年度の公営住宅事業特別会計が収支不足となり、平成17年度予算を補正して繰り上げ充用することになりましたが、その財源を一般会計から貸し付けることによる補正でございます。

第1項で歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算の総額を210億8,891万8,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正は第1表によるとするところでございます。

専決処分年月日は、平成17年5月27日であります。

貸付金1項目なので、2ページ、3ページ、第1表の歳入歳出予算補正をお開き願います。歳入といたしまして、21款諸収入、3項貸付金元利収入1,100万円の増額、これは公営住宅事業特別会計貸付金償還収入でございます。

歳出といたしまして、12款諸支出金、2項諸費1,100万円の増額、公営住宅事業特別会計貸付金でございます。

4ページ以降は事項別明細書でございますので、お目通しを願います。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第7 報告第2号 専決処分について（平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））

○議 長 日程第7、報告第2号 専決処分について（平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分についてでございますけれども、平成17年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます

平成17年度滝川市老人保健特別会計の歳入歳出それぞれ3,404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,420万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目償還金、補正額596万円、6款1項1目前年度繰り上げ充用金2,808万8,000円とし、歳出合計53億2,420万8,000円といたしました。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。2款国庫支出金、1項1目医療費負担金、補正額2,466万7,000円、3款道支出金、1項1目医療費負担金、補正額938万1,000円とし、歳入合計53億2,420万8,000円といたしました。

なお、専決処分年月日は、平成17年5月27日であります。

以上、報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第8 報告第3号 専決処分について（平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号））

○議長 長 日程第8、報告第3号 専決処分について（平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項は、平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1項は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,267万7,000円としたいとすることです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの予算並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところであります。

専決処分年月日は、平成17年5月27日であります。

次に、補正予算の内容について歳出からご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。

5款1項1目前年度繰り上げ充用金でございますが、平成16年度会計の住宅使用料が全体的な所得階層の低下などにより減収となったため1,100万円の歳入不足となりますことから、平成17年度会計にて繰り上げ充用するものでございます。以上、歳出合計1,100万円を増額補正し、補正後の額は5億9,267万7,000円となります。

次に、歳入でございますが、6、7ページをお開き願います。7款3項1目他会計借入金1,100万円増額補正となりますが、これは歳出関連でございます。以上、歳入合計1,100万円を増額補正し、補正後の額は5億9,267万7,000円となります。

なお、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しを願います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第9 報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第9、報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりまして報告したいとするものでございます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は、平成17年2月15日午後2時55分ごろでございます。

事故発生場所は、滝川市大町1丁目5番地先、郵便局の東側十字路でございます。

相手方は、北海道、北海道警察本部長となっておりますけれども、滝川警察署の連絡用の車両でございます。

損害賠償額は7万8,779円。

事故原因につきましては、職員が現場へ向かう途中、市道大町1丁目通り線に左折して進入のために一時停止しようとしたところでございますけれども、路面凍結のためタイヤがロックされ停止できず、そのまま交差点に進入し、同市道を西進中の相手方車両と衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日につきましては、平成17年6月2日でございます。

なお、今後とも職員の交通事故防止の啓発を一層徹底するとともに、モラルの向上に努め、事故の再発防止に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第10 議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第3号）  
議案第4号 滝川市にぎわい広場条例  
議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長 日程第10、議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 滝川市にぎわい広場条例、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助 役 ただいま上程されました議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、中心市街地活性化対策事業として本町でのにぎわい広場の整備関係事業費などの補正が主な内容となっています。

第1項で歳入歳出にそれぞれ1億2,435万円を増額し、予算の総額を212億1,326万8,000円とするものであります。

第2項において、歳入歳出補正は第1表によるところとするものでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、歳入歳出補正予算についてご説明をさせていただきますので、最初に歳出の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。2款1項3目企画費、補正額100万円につきましては、そらぶちキッズキャンプ実現化支援事業に要する経費の補正でございます。そらぶちキッズキャンプを創る会の平成17年度事業に対して財団法人地域社会振興財団による長寿社会づくりソフト事業交付金として100万円の交付金を受けることになり、一般会計を通して補助するものでございます。交付金の対象としている事業は、7月、今のところ24日から27日でありますが、丸加高原で行われますキャンププログラム、事前のボランティア研修会や有識者会議、そしてこの事業の成果等についての市民報告会など総額580万円の事業を予定しているものでございます。

4目財産管理費、補正額5,757万1,000円につきましては、公有財産購入費2,820万7,000円と土地開発基金積立金2,936万4,000円の補正でございます。今まちの活性化について滝川市商工会議所初め関係する機関、団体挙げて、現実的には手探りの状況にあるところではありますが、滝川商工会議所、中心市街地の活性化につなげる中心市街地にぎわいづくり事業としてシンボルとなるモニュメントを設置をいたしまして、商店街、三楽街ではありますが、管理をし、イベントを行うことによってにぎわいを創出する、そのために必要な土地取得と、これに対応するものでありますが、公有財産購入費2,820万7,000円につきましては土地開発基金で所有している本町2丁目の用地、全体で369.62平方メートルのうち一部124.07平方

メートルを売却するために、一度一般会計を経由して売却する必要がありますことから、一般会計で取得したいとするものでございます。それから、土地開発基金積立金2,936万4,000円につきましては、基金で所有している土地の売り払いに伴う利息相当分を財産運用収入として受け入れ、改めて土地開発基金積立金として積み立てるものでございます。

7目市民生活推進費、補正額124万円につきましては、コミュニティ施設の運営管理に要する経費の補正でございます。北滝の川地区福祉会館の屋根改修と江部乙東陽地区福祉会館の腰壁改修について計上するものでございます。雪解け時期に雨漏りが発生していることや雪解け後に外壁の下部の傷みが激しく、補修を必要とするものでございます。

先ほどそらぶちキッズキャンプの7月の予定日を24日から27日と申し上げましたが、22日から25日の予定ということでございますので、訂正方よろしくお願いたします。

4款1項3目保健センター費、補正額144万4,000円は、障害者歯科保健医療サービス事業に要する経費の補正でございます。当初予算では従来事業として市内デイサービス施設の訪問や各家庭を訪問し、歯科保健医療サービス事業として74万9,000円の計上をしておりましたが、新たに社会福祉事業団との協定によりましてデイサービス、デイケア、緑寿園の入所あるいは通所者に対する口腔ケア事業を行い、口腔のトラブルを解消することにより健康増進を図りたいとするものでございます。事業の内容といたしましては、歯科衛生士により口腔観察、口腔清掃指導などの口腔ケア、また食生活や健康面における口腔ケアについての健康講話、さらには施設職員や家族も対象にいたしました研修会を開催するものでございます。なお、本年度の事業を通して、来年度から始まります介護予防事業におけるその方向性、あるいはその基礎資料としての活用も図りたいとするものでございます。

2款1項じん芥処理費、補正額30万円は、環境に優しいまちづくりに要する経費の補正でございます。北海道市町村振興協会の地域づくり研修会異業種交流セミナーとしてローカルエネルギーの活用等についての講演会と中小企業を対象とした環境マネジメントについての研修会を開催したいとするものであります。

6款1項2目農業振興費、補正額28万7,000円の減額は、担い手総合支援事業に要する経費96万円を減額をし、新たに担い手支援事業に要する経費67万3,000円を計上したいとするものでございます。当初予算では担い手総合支援事業費補助金によります補助事業として認定農業者に対する研修事業等を予定しておりましたが、この補助金の制度が変わったことによりまして補助事業を実施することがなかなか困難な状況になったこと、新規就農支援事業や法人化支援事業を新たに行うことから、改めて担い手育成支援事業として予算計上したいとするものでございます。法人化支援につきましては、窓口を農政課内に設置するとともに、法人化支援体制や制度の検討を進めてまいりたい。新規就農支援につきましては、関係機関とともに既に支援検討会議を設置しておりますが、今後新規就農相談窓口を開設するとともに、各種支援制度の検討を進めてまいりたいとするものであります。事業予算の内容といたしましては、法人化研究会の農業研修講座などの講師謝礼、視察及び講師招聘等の旅費、臨時職員の配置等となっております。

次のページ、14、15ページになりますが、7款1項1目商工業振興費、補正額5,996万

5,000円につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費の補正でございます。市民が自由に憩える空間、個性豊かな地域活動と街なかのにぎわいを創造するため、議案第4号として提案しております公の施設としてのにぎわい広場についての事業費等でございます。土地開発基金で所有している本町2丁目用地245.55平方メートルを取得し、面整備をするものでございます。用地取得費5,582万5,000円、広場整備工事費401万1,000円のほか、広場は管理委託と、これは議案第10号の公の施設の指定管理者の指定について提案をしておりますが、委託管理するに当たりまして街路灯の電気料、除雪負担金を合わせて計上しております。また、施設防衛周辺整備協会の公益事業として街なか納涼盆踊りに対する補助金の内示があったため、その同額10万円を補助したいとするものであります。

10款1項3目教育振興費、補正額257万円は、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業に要する経費107万円の補正とスクール・ライフ・サポート事業に要する経費150万円の補正でございます。いずれも道からの受託事業でございますが、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業は15年、16年の2カ年実施をしておりますが、17年度から新たに2カ年事業として取り組むものでございまして、相談員を配置をし、適応指導教室の教育相談員とともに体験プログラムの作成、実施、引きこもりがちな児童生徒への訪問指導などを行うものでございます。一方、スクール・ライフ・サポート事業につきましては、今回新たにに取り組む事業でございます。不登校児童生徒の円滑な学校復帰を目指した支援体制づくりのための実践的な調査研究を行うものでございます。具体的には、支援スタッフを2名、明苑中学校と開西中学校に配置するとともに、ボランティアによる支援組織づくりを行うものでございます。

次の16、17ページをお開きいただきたいと思います。7項2目美術自然史館費、補正額54万7,000円の補正につきましては、美術自然史館正面の複層ガラスに凍上または雪の荷重によるゆがみが原因と思われるが、ひび割れが生じており、来館者等に対する危険回避のために修繕したいとするものでございます。

以上、歳出合計1億2,435万円の増額補正となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。16款2項4目農林業費補助金42万7,000円の減額、3項5目教育費委託金257万円、17款1項3目基金運用収入2,673万7,000円、2項1目不動産売却収入262万7,000円、19款2項1目基金繰入金8,500万円は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金499万9,000円は、繰越金により今回の補正に係る一般財源の調整をしたいとするものでございます。

次のページ、21款5項3目雑入284万4,000円は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億2,435万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます。議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 それでは、ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明申し上げます。

前段にぎわい広場等整備に係る内容につきまして助役の説明と重複するところもございますけれども、若干ご説明させていただきます。当該土地につきましては、旧滝川第二パーキング跡地369.62平方メートル、約111.8坪のうち三楽街側、市道広小路通り線に面しました跡地245.55平方メートル、約74.3坪を中心市街地活性化対策事業の一環として三楽街のにぎわいを創造することを目的に、イベントの開催や街なかで市民が自由に対流できる空間として小規模な広場を造成するものでございます。残りの跡地124.07平方メートル、37.5坪につきましては、滝川商工会議所が市から用地を購入し、中心市街地にぎわいづくり事業として地域のシンボルとなるモニュメントを設置し、小公園化するものであります。にぎわい広場の造成に当たりましては、イベント開催時の露店等の出店を想定し、なるべくシンプルな広場とし、水道、電源、排水設備、照明を設置する計画でございます。

それでは、新条例の制定につきましてご説明申し上げます。滝川市にぎわい広場条例でございます。この条例は、第1条、設置にありますように、市民が街なかで自由に活動し、憩える空間を提供することにより市民の地域活動と街なかのにぎわいを創造するため、滝川市にぎわい広場を設置するものでございます。

第2条、名称及び場所につきましては、滝川市にぎわい広場、場所につきましては本町2丁目163番地1、旧第二パーキング跡地でございます。

第3条、管理の代行等でございますが、市長は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、広場の管理を指定管理者に行わせるとしており、第2項には指定管理者の業務、第4条以下9条までは広場占用の許可及び制限、禁止事項等について定めております。

第10条、利用料金につきましては、第2項で利用料金は指定管理者の収入としたいとするものであり、第11条、利用料金の承認でございますが、利用料金は指定管理者が定め、第3項では市長はその利用料金がその設置の目的に照らして妥当と認めるときは承認を与えるものとしたいとするものでございます。この利用料金につきましては、3ページの別表でその上限額を定めており、この範囲内で指定管理者が定めることとしたいとするものでございます。

さらに、第14条、第15条では占用等の許可の取り消しとその場合の原状回復について、第16条では破損の届け出、損害賠償について定めたものであり、第17条では規則への委任ということで、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めたいとするものであります。

なお、附則では、この条例は、規則で定める日から施行したいとするものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けて公の施設の指定管理者の指定を行うもので、管理を行わせる公の施設は滝川市にぎわい広場、場所は滝川市本町2丁目163番地1でございます。指定管理者となるべき団体につきましては三楽街振興会で、事務所の所在地は滝川市泉町1丁目16番38号、代表者は会長の岩村征一氏でございます。指定期間は、滝川市にぎわい広場条例の施行の日から3年間としたいとするものであります。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第1号、第4号、10号について質疑を行いたいと思います。今回の質疑は、補正予算の中に商工会議所が弁財天による活性化を独自財源で実施するなど大いに敬意を表するものです。そういう中で、市の立場でできるだけの支援が必要だというふうに考えるものですが、その支援のあり方については効果や他の計画とのバランスなど検討が欠かせないという、そういう立場で質疑を行いたいと思います。まず、質疑の件数ですが、6項目で11要旨ということですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

まず、歳入の6ページです。17款2項財産売払収入ということ、この点ですが、この土地を昭和60年に取得した当時は坪51万円で取得されています。今回は坪当たり7万円ということで、取得した時代がバブルの時代だったと、あるいは今回の売却用地が角地を含まないということを考えても7分の1以下ということで、売却推定価格が妥当かどうかということは重要なことだと思います。それで、まずなぜこのような差になるのかということが1点。2点目としては、市民もこの土地をもし一括売却すれば幾らで売れるのだということに疑問に思っている、知りたいということもあると思います。切り売りでなく角地を含めて一括売却をした場合どれぐらいの価格で売れることが予想されるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、この事業の評価ということで、歳出の14、15ページで中心市街地活性化対策事業に要する経費、にぎわい広場の整備工事費等について伺いますが、このにぎわい広場設置での集客数や波及効果、また隣接する場所に弁財天が建立されるということで、それとあわせてのどんな集客効果が見込まれるのかについて伺います。

次、大きな3点目ですが、にぎわい広場の冬期間の運営管理ということで伺いますが、先ほどの説明で除雪委託というようなことを説明されておりましたか。それで、今回のこの管理運営の指定管理委託ということについて言えば、歳出では負担金、補助金、この12万5,000円のうち10万円は盆踊り関係ですから、2万5,000円かなと、その他水道光熱費で4,000円ですから、委託費ということと言うと本当にわずかなものになるのですが、あとは指定管理者の収入でそれを運営すると、そういう場合除雪費がどういう形で財源として見込まれるのか、そういったこと、あるいは除雪の頻度とか、そんなことについても伺いたいと思います。

大きな4点目は、無料駐車場の必要性についてです。今同地域では、第二パーキング解体以降月決めの有料駐車場や店舗つきの有料駐車場以外は一般有料駐車場や無料駐車場というのはないのだというふうに思いますが、その点確認をしたいと思います。2点目として、弁財天が建立された後、あるいは広場ができた後どんな形で市民あるいは市外から来られる方が訪れるかと、歩いて訪れたり、また車で来ることも予想されるのですが、同地域は路上駐車禁止区域ということで、場合によっては結構路上停車あるいは駐車ができることが予想されるのではないのかなと。このままでは場合によっては路上駐車違反ということになってくるのかな。あそこは駐車禁止区域ですから、しかし部分的には停車もだめだという角地なんかも含んでおりますので、行政の責任についてどのよ

うにお考えになっているか伺いたいと思います。次に、イベントをする場所としては元気夕市やフリマ等は歩道を使ったり歩行者天国にしてやるということも実績あるわけで、特にこういう電気、上下水道までそろえたポケットパークにするという、その必要性について伺いをしたいと思います。次に、この広場の面積からいうと普通車が12台は駐車できるという広さになっています。この広場の整備について、上置き物、つまり照明だとか植栽だとかそういうものを撤去すれば一時的に駐車場としても使えと、そんなような設計や施工にした方がいいのかなというふうに私考えるのですが、お考えを伺いたいと思います。

次に、大きな5点目です。計画の進め方ということで、市が商工会議所からいろいろ提案を受けたということで、この公園構想について、この場所のポケットパーク構想や土地利用について提案や相談を受けた時期と検討期間について伺います。次に、商工会議所の今後の七福神設置構想について、どのように把握されているか伺います。

最後に、6点目です。政教分離について伺いますが、弁財天は宗教とはかかわりなく扱われることが多いのですが、信仰の対象として扱われている場合があることは間違いのないと思います。弁財天をどこかに建立するとしたら、それは宗教上の施設であるという認識を持っておられるかどうかをまず確認をしたいと思います。さらに、商工会議所から弁財天用地として賃貸による利用申し入れを受けたということに対して、市は政教分離に違反しないように土地の賃貸をお断りして土地を購入していただくということ、市が商工会議所に対してそういう方針を伝えたというふうに聞いておりますが、この経過について伺います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。部長。

○経済部長 ただいま清水議員から第二パーキングの跡地等にかかわるものとして大きく6点のご質問がございました。それぞれお答えしたいと思います。

まず、第1点目の売却価格が妥当かと、さらには当該土地に関しまして20年前の取得当時の公示価格と現在の公示価格との比較、比率はどうかという趣旨のご質問でございます。まず、今回の売買予定価格であります坪7万円という価格につきましては、土地の取得者からの聞き取りではございますけれども、平成14年と平成15年の近傍の売買事例と現時点での路線価を参考に設定したものでございます。売買価格と評価額の平均割合、これを0.701として計算したものでありまして、近隣の公示価格とは開きがあるものの、実勢価格としては妥当な価格と判断してございます。ちなみに、実際に当該土地を取得した1985年、昭和60年の国交省の公示した価格につきましては、60年当時商業地域の標準地が本町ではなくて栄町2丁目の旧藤丸さんの土地が地価公示の標準地となっておりますので、参考までに申し上げますと1平方メートル当たり16万円、坪当たり52万9,000円で、翌年の昭和61年からですが、商業地域として本町1丁目のプロスビル、滝川デパートさんが建つ土地でございますが、ここが標準地になりましたことから、昭和61年の1月1日時点の公示価格は1平方メートル当たり18万3,000円、坪当たり60万5,000円と公示されております。本年、平成17年1月1日現在の本町1丁目の公示価格は1平方メートル当たり6万8,000円、坪当たり22万5,000円弱となっております。20年前と

比較しまして、公示価格だけの比較ではおよそ3分の1程度まで下落しておりますけれども、実際の取引事例ではこれより相当低い価格での取引となっているようでございます。さらに申し上げますと、国交省が示します、インターネットで引いたのですが、都道府県別の地価公示の変動率を見ましても北海道の場合住宅地よりも商業地の方が価格の下落率が高いとなっているところでございます。

2点目に、当該土地を一括売却した場合の価格予想ということでございますけれども、当該土地につきましては約111坪でございます。仮に路線価だけで計算いたしますと坪10万から10万8,000円の間になるということで、全体で1,110万から1,119万円程度になろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように売買事例等も参考にした価格予想をしなければならないというふうに考えております。

それから、3点目の冬期間の除雪の関係でございますけれども、一応補正で計上させていただいているのは道路の除排雪、モデル地区の分担金の部分、それから街路灯のこれも分担金、それと電気料ということで計上させていただいております。

続きまして、この広場等の効果の関係でございますけれども、商工会議所によりますにぎわいづくり事業、市のにぎわい広場設置事業の関係でございますけれども、商工会議所さんが集客目標を何人に設定しているかということについては承知しておりませんが、にぎわい広場では三楽街振興会さんがイベントを企画したいとしております。昨年の三楽街祭りを参考に試算いたしますと、約300坪の金滴さんの駐車場では1,200人が集客されました。にぎわい広場がおよそ4分の1程度の広さでございますので、1回のイベントに300人、それが月1回、来年でございまして5月から10月に6回開催されますと1,800人。ちなみに、先日行われましたはしご酒大会では1,000人の集客があったと聞いております。イベントの効果といたしまして、二次会、三次会への流れ、経済波及効果としても大きなものがあるのではないかと期待しているところでございます。

それから、無料駐車場の必要性ということのご質問でございますけれども、若干ご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、今までありました立体駐車場の稼働率が年々落ちた理由には単に車高の高い車が入らない、外車が入らない、使いづらいことだけが原因ではないと考えております。第一パーキングもそうですが、周りの環境が大きく変わった部分があるというふうに考えております。地価も下がって土地の取得も容易になったのに加えて、飲食店がビル化して空き地や月決め駐車場などもふえてきているのも事実でございます。こうしたことを背景に三楽街の中でも食事を中心とするレストランや焼肉店には駐車場を完備した店が多くなってきておまして、それが立体駐車場の利用者減にもつながっているというふうにも考えられますし、第二パーキングの終了につきまして三楽街や町内会にもご説明したところなのですが、反対はなかったということで、廃止の影響はないのではないかとこのように考えてございます。それから、昨年の第4回定例会で清水議員さんのご質問に市長が申し上げたとおり、少なくとも時間単位での利用者はいたわけですが、ご質問のように弁財天を見にいらっしゃる方もいると思われまして、ただ、必要か否かということで、例年神社祭典のときのように露店に行かれる方が夕方市役所の駐車場を多く利用されているという

ようなことも考えて、今後弁財天やにぎわい広場設置後の推移、有料駐車場設置の費用対効果等も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。一方、無料駐車場につきましては、三楽街に勤める方の恒常的な駐車というものが予想されます。さらには、飲酒運転防止というような観点から、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、電気、上水道の完備した広場ということでございますけれども、前段申し上げましたとおり、にぎわい広場の目的は街なかのにぎわいをもたらすということで活性化を図りたいとするものでございまして、ベルロードとは違いまして三楽街は夜主体の飲食街でありますので、二次会などへの波及効果を考えた場合イベントについても夕方から行うことが多いと思われれます。加えて、露店、屋台などの衛生面に配慮して電気、水道の取り出し口を1カ所設置したいとするものでございます。

それから、さらに無料駐車場としても利用できるようにとの趣旨のご質問でございましてけれども、このにぎわい広場が目的にかなった利用がなされて三楽街の活性化に資するものでございますので、広場照明や潤いや木陰をもたらす樹木、さらにはテーブル、ベンチなども必要と考えております。照明、樹木につきましては固定でございましてけれども、イベント時の利用、それから冬期間等を考慮して、ベンチなどは動かすことができるものを考えております。さらに、先ほども触れましたけれども、無料駐車場としての利用につきましては懸念材料も多いことから、今後の推移を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

それから次に、商工会議所の七福神設置構想に関連するご質問でございましてけれども、経過といたしましては、平成14年に商工会議所が市街地お宮構想というものを各商店街に提案した経過がございまして、その後も会議所としては、シンボルモニュメントを中心に商店街の活性化を図っております東京の巣鴨商店街のとげ抜き地蔵ですとか旭川の銀座商店街の七福神などを調査しております。さらに、昨年秋には、商工会議所が三楽街振興会の役員会で三楽街の活性化策について協議、懇談した経過もございまして。そんな動きの中、昨年11月には長野県佐久市の野沢商店街にありますぴんころ地蔵につきましても市、会議所、商店街、観光協会にて視察をしてまいりました。こうした検討期間を経て、ことしに入りまして設置場所の具体的な検討がなされたところで、当初会議所から市有地を借地してという案も出されましたけれども、結果的に商工会議所が土地を取得して整備をするという方針が出され、市といたしましても協働の立場ということで、商工会議所、三楽街、市、モデル的に広場を整備するというにしましたものでございます。なお、今後におきましては、商工会議所としてはこの試みを成功させて、将来的には七福神を各商店街のシンボルモニュメントとして設置して活性化を図りたいという意向を伺っております。市といたしましては、今後各商店街の要望や意見、それから商工会議所との協議、調整を行う中で必要な支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、政教分離原則の関係でございましてけれども、今回商工会議所が設置いたしますモニュメントについてでございますけれども、七福神の一つであります弁財天、いわゆる弁天様で、七福神の中で唯一の女神様で、もともとはサラスバティというインドの水の神様で、明らかに起源は宗教から発生したものでございます。しかしながら、ご質問の憲法20条第3項、政教分離原則との関連でございましてけれども、近くには砂川の市有地にございます神社の関係でも訴訟の例もあるとこ

ろでございますけれども、この場合ごく類似した例では昭和52年の三重県津市の地鎮祭事件、それから平成4年の大阪地蔵像違憲請求事件の最高裁判決というものがございます。簡潔に申し上げますけれども、仏教としての信仰、今回の場合七福神というものがそれに当たりますけれども、判例によりますと、長年にわたり伝承された結果地域住民の生活の中で習俗化し、宗教性が希薄になっていること、さらに関係する組織が宗教的活動を目的とする団体ではなく、宗教的色彩の希薄な伝統的、習俗的行事にとどまっていること、さらには目的及び効果にかんがみ、宗教とのかかわり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし信教の自由の確保という制度の根本目的との関係で想到される限度を超えるものとは認められず、憲法第20条第3項の規定に違反するものではないという判例が示されております。こうしたことから、違法性の問題は生じないというふうに考えております。なお、商工会議所の規定では、営利、政党の禁止規定はございますけれども、宗教上の規定はございません。しかしながら、やはり市としては政教分離原則を基本に考えまして、商工会議所が土地を購入するというしっかりとした処理をしたところでございます。

清水議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員、再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 売却についてはよくわかりました。

大きな3点目です。管理運営の除雪の費用ですが、ただいまの答弁では恐らく歩道のモデル排雪、除排雪のことを言われたと。にぎわい広場そのものについてどういうご計画か伺いたいと思います。特にこの場合、今の状況で計画がもしされていないと、除雪するかしないかは後で決めるのだということであれば、ああいうところを除雪すれば1カ月当然何万円もかかりますよね、排雪も含めばかなりの金額になるということで、除雪の計画があるのかないのか、またその費用についてはどのようにする考えなのか、広場のことについて伺いたいと思います。

無料駐車場の問題では、今後の検討、推移を見ながらということですので、わかりました。

大きな3点目は、会議所の七福神構想については、これが成功すれば七福神を各商店街にということ支援していくという基本的な考え方が示されましたが、成功すればということで、今の段階では何とも言えないということだと思います。ただ、この問題については、中心市街地活性化計画や他の具体的な計画との整合性というか、結構な予算がかかる場合がもし今後続くのであれば、今回は広場についてはモデル的にという説明をされましたが、活性化計画との整合性について伺います。

政教分離については、しっかりとした処理をしたということですので、わかりました。お願いします。

○議長 長 答弁を求めます。部長。

○経済部長 まず、除雪の関係でございますけれども、議員さんおっしゃるように歩道除雪の関係を計上してございます。広場全体の除雪については、これは三楽街振興会さんと詳細まだ詰めておりませんが、少なくとも会議所部分はしたいと、それとモニュメントの部分は雪を落とすとか、見えるような形にしたいということで、特にどの部分をどういうふうにあけるとということについてはまだ詳細決定してございません。おっしゃるように相当除雪費用あるいは排雪の費用等もかか

ることです。それらについては8月の今のところ23日を予定しておりますけれども、まず第1回目のイベントを実施して、そういった経過を見ながら、収入の見合いも考えながら除雪については考えていくということでございます。

それから、全体の計画との整合性ということでございますけれども、これにつきましてはそれぞれ商店街の皆さんとの協議等も踏まえながら、そういうポケットパーク的なものの必要性、あるいはモニュメントの効果等も見きわめながら今後それぞれ関係団体との協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 以上で清水議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号 2005年度一般会計補正予算(第3号)及び議案第4号 滝川市にぎわい広場条例、第10号 公の施設の指定管理者の指定についてを可とする立場で討論を行います。

本予算案には、中学校の不登校児童生徒への相談、支援体制の継続に関するもの、高齢者、障害者の口腔ケアに関するもの、北滝の川地区福祉会館などの修繕などコミュニティ施設維持に関するものなどが含まれており、評価するものです。

一方、にぎわい広場については、賛否を決めるに当たり考慮すべき点が幾つかあります。第1は、土地売却の妥当性についてです。財政難の今、一括売却すれば約1,100万円程度になる土地の有効活用としてどうかという問題については、三楽街振興会として露店や休憩場所など、またイベントができる機能を持つ場所を要望されていた経過と商工会議所が土地購入費を含め約600万円をかけて建立される弁財天モニュメントとあわせてにぎわいを生み出すという計画を考慮すれば一定の効果は期待できるのではないのでしょうか。さらに、112坪のうち38坪を角地と切り離したため、まとめて売るよりも坪当たり約10万円安い売り値となった問題については、商工会議所という準公的機関に対するものであり、問題ないと考えます。第2は、政教分離の問題です。弁財天は宗教とはかかわりなく扱われることが多いのですが、宗教の対象として扱われている例があることは間違いなく、政教分離について考える場合は宗教的なものとして扱うべきものと考えます。その点で今回市が政教分離に違反する可能性があるという理由を明確にして、きちんとした処理として土地の賃貸借をお断りしたことは、当然のこととはいえ評価できるものです。また、弁財天が建立される商工会議所用地とにぎわい広場が隣接するというだけで、また管理者がどちらも三楽街振興会になるというだけで憲法に違反するものではありません。今後は、にぎわい広場の運営や管理で隣接する弁財天モニュメントと区別するなど適正な関係が必要と考えます。第3は、指定管理の問題です。冬の除雪をどうするかについては、8月以降検討されるというご答弁でした。しかし、

収支に与える影響が大きいため、場合によっては今後補正予算などが必要と考えます。第4は、無料駐車スペースの必要性についてです。答弁では今後の推移を見て検討するということでしたが、車で訪れる数が未知数な今これをもって議案に反対することはできません。しかし、今後の駐停車の状況を踏まえ、適切な対応を求めます。

以上の点から、本議案は可とすべきものと考えます。

○議 長 ほかに討論ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 ただいま上程されました第1号議案 一般会計補正予算案並びに関連議案、第4号滝川市にぎわい条例と議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についての各議案に対しまして市民の声連合の渡辺精郎は賛成いたします。しかし、内容はさまざまな予算の内容でございまして、多くは急を要するものであり、賛成をいたします。しかし、市民感覚では極めて問題のある案件もありまして、その案件につきましては若干の意見を付して討論をしておきたいと思うのであります。

それは、今回の補正予算の総額が1億2,435万円ほどであります。議案書の10ページ、11ページの財産管理費5,775万円余りと議案書の14ページ、15ページの商工業振興費5,996万円余りについてであります。これらを合計いたしますと1億1,753万円ほどになります。今回の総額の実に94.5パーセントであります。実質的にこのための補正予算と言ってもいいのであります。もとをただせば本町2丁目の第3セクター駐車場の経営不振に端を発するわけでありまして、最後は市が責任を負うことになり、結局は市民負担にかぶさってくるのであります。財産管理費の土地開発基金への積み立て等の費用は大変仕方ないという面もございまして、商工業振興費としての中心街活性化対策事業費の5,996万円、実に6,000万円余りであります。にぎわい広場の用地の取得費5,500万円余りと街なか納涼盆踊り等とのにぎわい広場整備工事費400万円余りという多額な予算でございまして。財政が苦しい、だから保育所や幼稚園の子供に対する補助金も減らしたいとするタッグ計画なるものとこの巨額な財政支出が極めてアンバランスではないかと市民は疑問を投げかけているのであります。このことからいたしますと、福祉や教育よりやっぱり中心街活性化が聖域化しているのかと市民の批判があるのであります。

さらに、もう一つ、にぎわい広場が市の指定管理者に貸与され、そこでモニュメント建設に関連して、先ほど清水議員からありました七福神の弁財天とやらを祭るという計画があるということも聞きますが、公民館がどのような指定管理者であっても商行為が禁止されていると同じような範疇と考えますので、先ほどそれぞれ質疑がありましたように、条例で商行為は許されましても政教分離の原則からは外れない、こういうことも申し添えておきたいのであります。

以上の若干の附帯意見をつけまして、市民の声連合の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第4号及び第10号の3件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第4号及び第10号の3件はいずれも可決されました。

◎日程第11 議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第11、議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1項は歳入歳出の補正についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,619万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,887万1,000円としたいとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところであります。

次に、補正予算の内容について歳出からご説明申し上げます。8、9ページをお開き願います。

1款1項2目道営住宅管理費でございますが、道営住宅管理等委託金の増額決定に伴い2,619万4,000円を増額補正したいとするもので、主たる内容といたしましては道営住宅啓南団地の屋根、外壁等の修繕でございます。以上、歳出合計2,619万4,000円を増額補正し、補正後の額を6億1,887万1,000円としたいとするものであります。

次に、歳入でございますが、6、7ページをお開き願います。3款1項1目住宅事業費委託金2,619万4,000円増額補正となりますが、これらはいずれも歳出関連でございます。以上、歳入合計2,619万4,000円を増額補正し、補正後の額は6億1,887万1,000円となります。

なお、2、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しを願います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。  
これより議案第2号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第12から第18までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

若干早いのですが、昼食休憩を行いたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第3号 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

○議 長 日程第12、議案第3号 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてご説明させていただきます。

この条例の制定趣旨ですが、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体の人事行政運営の公正性、透明性の確保を図るため、地方公務員法に人事行政の運営等の状況の公表が追加されまして、平成17年4月1日から施行されております。本市においても国が示している準則に基づきまして、条例で必要な事項を定めたいとするものです。

主な制定内容についてご説明させていただきます。第2条、報告の時期ですが、任命権者は毎年7月末日まで、市長に対し前年度における人事行政の運営の状況を報告することとしております。

第3条、報告事項ですが、任命権者が人事行政の運営の状況について報告しなければならない事項は、職員の競争試験及び選考の状況、職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給与の状況など9項目を掲げております。

第4条及び第5条では、公平委員会は毎年7月末日までに、市長に対し前年度における勤務条件に関する措置の状況など3項目を報告することとしております。

第6条及び第7条では、第2条及び第4条の報告について毎年9月末日までに掲示場への掲示などにより公表することとしております。

附則として、施行日につきましては、公布の日からとしております。

当然個人情報の保護に関する法律、当市のそれに関する条例等に抵触しない範囲での公表であることを申し添えまして、議案第3号の提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

### ◎日程第13 議案第5号 滝川都市計画研究研修地区建築条例

○議 長 日程第13、議案第5号 滝川都市計画研究研修地区建築条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川都市計画研究研修地区建築条例についてご説明申し上げます。

条例制定の理由につきましては、泉町の一部を都市計画法による用途地域の工業占用地域が準工業地域に変更され、さらに研究研修の土地利用の増進を図ることを目的とした特別用途地区を研究研修地区として指定されることから、建築基準法に基づき建築条例を制定することにより建築確認申請の審査対象となり、違反建築物への強制力を持たせることが可能となりますことから、建築条例を制定するものでございます。

条例の内容につきまして、第1条はこの条例の目的であります。制定理由でも申し上げました

とおり土地利用の増進を目的としております。

第2条は、この条例の適用区域で、滝川都市計画研究研修地区でございます。

第3条は、用語の定義であり、この条例で使われる用語は建築基準法及び建築基準法施行令に基づくものであります。

第4条は、建築物の制限であり、この研究研修地区に建築してはいけないもの、または用途変更してはいけないもので、建築基準法に定めているものとこの条例により定めるものがあり、条例によるものは2ページの別表に示してあるとおりでございます。

2項では、市長が公益上やむを得ないと認める場合はその限りではございませんが、この場合あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないこととなっております。

第5条は、罰則規定で、前条に違反した者は20万円以下の罰金に処することになります。

第6条は、両罰規定であり、前条に対して法人または人の業務で違反をした場合、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても罰金刑を科することになります。

第7条は、施行細目で、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとなります。附則として、この条例は、平成17年7月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

#### ◎日程第14 議案第6号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第6号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成17年3月25日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。この法律改正に伴

い、滝川市税条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、議案第6号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第24条第1項は、個人の市民税の非課税の範囲の規定ですが、市民税の非課税の範囲から所得金額が125万円を超えない年齢65歳以上の者を除くというものでございます。経過措置として、平成18年度の均等割は1,000円課税、所得割は所得割の額から3分の2を控除した額、平成19年度の均等割は2,000円課税、所得割は所得割の額から2分の1を控除した額、平成20年度からは通常の課税となる改正でございます。

第35条の2は、市民税の申告の規定ですが、地方税法第317条の6中、第2項の次に新たに1項が加わったことによる項の繰り下げでございます。この内容につきましては、給与支払い者が給与の支払いを受けなくなった者についても給与支払い報告書の義務を負うものでございます。

第62条の3は、共用土地の按分の規定でございます。改正は条文の追加で、被災住宅用地等の固定資産税の特例でございますが、災害のあった翌年度、翌々年度の2年間を特例とし、課税を住宅用地とみなし課税をしておりますけれども、災害等により避難勧告がなされた場合、その解除日の属する年度から3年間住宅用地としての課税の特例を受けられるものでございます。

第73条の2は、被災住宅用地の申告の規定で、ご説明申し上げました第62条の3と同じでございます。

第129条第2項は、法改正に伴う文言の整理でございます。

附則第10の3項は、読みかえ規定の規定ですが、法附則改正に伴う文言の整理でございます。

附則第10の4項は、特別土地保有税の課税の特例の規定ですが、法附則改正に伴う号の削除及び文言の整理でございます。

附則第10の5項は、土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の特例の規定でございますけれども、法附則の改正に伴う文言の整理でございます。

附則第13項は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の規定ですが、所得割の課税の特例の期間が平成18年度から平成21年度まで延長されたものでございます。

附則第23の2項は、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定ですが、株式を上場日以降1年以内に譲渡した譲渡所得を2分の1に計算する特例を廃止及び文言の整理でございます。

附則第23の2の2項は新たに加えた項ですが、特定管理株式が価値を失った場合の課税特例でございます。一つ目といたしまして、株式が無価値化になった場合譲渡損失とみなすということでございます。二つ目は、他の所得との通算損益はできないものでございます。三つ目としまして、損失の翌年度繰り越しを認めるものでございます。

附則第23の2の3項は、上場株式等の譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例の規定でございますが、附則第23の2項の次に1項が加わったことにより附則第23の2の2項から附則第23の2の3項に項の繰り下げでございます。

同項第2号は、附則第23の2項の特例が廃止されたことによる削除でございます。

附則第23の2の4項は、特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例の規定でございます

が、附則第23の2の2項が加わったことによる項の繰り下げでございます。及び文言の整理でございます。

附則第23の2の5項は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定ですが、関連する条項の変更に伴う文言の整理でございます。

附則第23の3項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でございますが、特例の取得期間を平成19年3月31日まで延長されたものでございます。及び条項の変更に伴う文章の整理でございます。

附則第32の4項及び32の8項は、法改正による条例の変更に伴う文言の整理でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げ、よろしく審議をお願いしたいと思います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 質疑に先立ちまして、ちょっとご確認申し上げたいのですが、条例改正要旨の中で平成19年度所得割について税額の3分の1の減額となっておりますが、先ほどご説明の中では2分の1の減額というふうにご説明されたと思うのですが、これは3分の1で間違いないのでしょうか。

○議長 はい。

○市民生活部長 訂正します。3分の1でございます。

○酒井議員 それでは、何点か本議案に対して質疑をさせていただきたいと思っております。

本議案は、平成17年度地方税法改正に伴い、条例を整備するものでございますが、今回改正となる市民税の増収額を対象要件ごと、また総計でどのようになると推計されているのかお尋ね申し上げます。

また、負担増となる市民は何名としているのか、これについてもあわせてお伺いいたします。

次に、65歳以上の夫婦世帯で年間250万円の年金生活の場合、今回の条例改正によって非課税が課税になると思っておりますが、この増税額はどのようになるとお伺い申し上げます。

3点目に、政府は平成11年から実施してきた定率減税を廃止する根拠として経済状況が改善された、このように説明していますが、定率減税が開始された平成10年度から平成15年度までの滝川市納税義務者1人当たりの所得額がどのように変化しているのか、また増加しているのか、これについてもご説明願いたいと思っております。

以上であります。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまの質疑の答弁をさせていただきます。

今回の市税条例の改正につきましては、大きく分けて2点でございます。第1点目は、65歳以上のうち120万以下の所得の方を非課税扱いにしないとするものでございますけれども、これも経過措置を設け、段階的に行うというものでございます。この改正で新たに課税になる方は、1,405人になります。影響額でございますけれども、平成18年度は445万円、平成19年度は883万円、平成20年度からは1,345万7,000円となります。

2点目の定率減税を15パーセントから7.5パーセントの2分の1に縮小するものでございますけれども、これは平成16年度の控除額1億4,680万円ですが、これの2分の1ということでございますので、7,340万円ということになります。なお、所得割課税の該当者は1万6,395人ということになります。

次に、65歳以上の夫婦世帯の年間250万円の年金受給者の条例改正によって非課税が課税になった者というご質問でございますけれども、増税額はどのぐらいなのかということでございます。市民税だけで申し上げますと、平成18年度は4,700円、19年度は8,500円、平成20年度は1万2,800円ということになります。

次に、納税義務者の1人当たりの所得額がどのように変化しているのかというご質問でございますけれども、平成10年、これは11年度課税でございますけれども、所得金額は全体で575億7,000万円でございますので、1人当たりは285万2,000円ということになります。また、15年度、平成16年度課税ベースでございますけれども、所得金額が488億5,000万円ということで、1人当たり262万7,000円ということでございますので、この差22万5,000円の減となっているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどのご説明によりますと、負担増となる市民の数は1万6,395人、また1,405人など合わせて約1万8,000人ぐらいになると思うのですが、こうしたことでよろしいのかどうか、まず確認申し上げたいと思います。

それから、増税額についてでございますけれども、これについても7,340万、1,345万等々合わせますと約1億円となりますが、これについても同様の計算でよろしいのかどうか確認申し上げたいと思います。

それでは、2点お伺いいたします。1点目は、収納率との関連でございます。このように増税が行われるということになりまして、先ほども収納率についてご説明がございましたけれども、これからの収納率についてどのように関連があるのか、押さえている範囲でご説明願いたいというふうに思います。

2点目でございますが、先ほど非課税が課税になるということで増税額について若干お示しになりましたが、国保税や、また介護保険税、介護保険などにも関連が広がるだろうと。国保税にはどのように連動するとお考えなのか、これについてもお示し願いたいと思います。

以上であります。

○議長 長 部長。

○市民生活部長 再質問にご答弁申し上げたいと思いますが、収納率でございますけれども、前年度収納率の向上について職員一丸となって努力しているわけでございますけれども、住民のご理解をいただきながら、また収納率の向上について職員一丸となって頑張っていきたいなと思っております。ことしの収納率につきましては96パーセントを上回るということになりましたけれども、100パーセント目指して頑張っていきたいなと思っております。

また、国保税に関連してということでございますけれども、国保税そのものにつきましては今回の市税の改正とは別に昨年度、16年度の所得税法の改正の影響があるということでございますけれども、18年度から影響が出てきますので、国保税につきましても影響額が1人当たり4万3000円の増という形になります。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員、答弁終わりました。酒井議員。

○酒井議員 最後、1点だけ確認させていただきたいと思うのですが、収納率について一丸となって頑張っていきたいというご説明だけでございました。こうしたものに影響があるのかないかどうか、これだけお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 部長。

○市民生活部長 影響がないと言えましょうになりますので、影響はあると思いますけれども、市民のご理解をいただきながら納税の方を職員一丸となって進めていきたいなと思っております。

○議長 長 よろしいですか。

○酒井議員 はい。

○議長 長 酒井議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第6号 滝川市税条例の一部を改正する条例を可とする立場から討論を行います。

本議案は、平成17年度地方税法改正に伴い、条例の規定を整備するものですが、改正の中心は定率減税の縮減や高齢者の非課税措置の廃止など大幅な市民負担増を伴うものです。質疑でも明らかになったとおり、負担増となる市民は約1万7,800人、定率減税分で約1億円の市民負担がふえることとなります。政府は、平成11年から実施してきた定率減税を廃止する根拠として経済状況が改善されたとしていますが、滝川市民の実態はどうでしょうか。平成10年度の納税義務者の所得金額は576億円でしたが、平成15年度には488億5,000万円と約16パーセントも減少しています。市民の懐は改善どころか悪化していることは明らかです。ここで増税に踏み込むことは、市民生活に大打撃を与えることとなります。そもそも定率減税は、法人税率の引き下げと大金持ちの最高税率の引き下げとあわせて恒久的な減税措置として行われたものです。大企業と大金持ちの税負担はかつてなく軽くなっているのにここには手をつけず、庶民に対する減税だけをやめて増税するなど、余りにも庶民いじめで許されるものではありません。しかしながら、法律が公布された以上、滝川市としても法に基づいた条例改正は避けることはできません。よって、条例改正には賛成するものです。

以上申し上げて、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第15 議案第7号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第7号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、北海道医療給付事業の事務取扱の一部改正に伴い、市が実施する乳幼児医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療について、対象者の資格要件にかかわる所得の判定日を変更するため改正したいとするものでございます。

詳細については、新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。第4条、乳幼児医療の対象者でございますけれども、その第3項の現行は1月から9月ということになっておりますけれども、これを1月から7月に改めるというものでございます。

また、第41条、重度心身障害者医療の対象者につきましても1月から9月を1月から7月に改めるものでございます。また、ひとり親家庭等医療の対象者につきましても1月から9月を1月から7月までということで改めるということでございます。

なお、附則としまして、この条例は17年10月1日から施行するというものでございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第16 議案第8号 滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第16、議案第8号 滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在東町の流通団地が特別工業地区の指定を受けて、建築条例のもとで良好な工業地域を形成しているところでございますが、この条例中の罰則規定を議案第5号の滝川都市計画研究研修地区建築条例と整合性を持たせるため、罰金を現在の10万円から20万円に改正し、さらに条文を追加して罰則規定の内容を明確化し、あわせて若干の文言整理を行い、改正したいとさせていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。参考資料の1ページでございますが、第3条は文言整理でございます。

第6条は、第1項の文中、第4条第1項の規定に違反した者は10万円以下を次の各号のいずれかに該当する者は20万円以下にと改め、第6条第1号では第4条第1項本文の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の建築主に、第2号として第4条第1項本文の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者を追加し、対象者を明確にするものでございます。

第7条の両罰規定につきましては文言整理でございまして、また参考資料1ページ下段の別表においても文言の整理でございます。

附則1の施行期日では、この条例を平成17年7月1日より施行いたしたいとするものであり、附則2の経過措置でこの条例の施行前にした行為に対する罰則の規定は従前の規定が適用されることとなります。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第8号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第17 議案第9号 滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 議 長 日程第17、議案第9号 滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

- 建設水道部長 議案第9号 滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の理由は、現在中島町に都市計画法における地区計画区域に指定されたニュータウンせせらぎとニュータウンルピナスの2地区があり、この両地区に建築条例が制定され、健全な都市環境が確保されているところでございます。今回隣接の滝新地区が都市計画審議会の同意を得て地区計画決定されることに伴いまして、この滝新地区にも隣接の両地区と同様の建築条例を制定し、良好な都市環境を形成し、将来ともこの環境を維持したいとするものであり、あわせて若干の文言整理をいたしたいとするものでございます。

条例の改正内容について、新旧対照表にてご説明申し上げます。参考資料の1ページでございしますが、第5条第2項第2号中、滝川市建築基準法施行細則第14条に規定する角地等の敷地内にある建築物、これを街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で市長が別に定めるものの内にある建築物と改めたいとするものであります。別表第1、ニュータウンせせらぎ地区整備計画区域の項中、滝川市都市計画ニュータウンせせらぎ地区計画の滝川市の市の部分を取りまして、滝川都市計画ニュータウンせせらぎ地区計画、また同表のニュータウンルピナス地区整備計画区域の項中、同じく滝川市とありますものを滝川都市計画と改めたいというものでございます。また、滝新地区を同表の下に加えたいとするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。別表第2、ニュータウンせせらぎ地区整備計画区域の第1地区の項及びニュータウンルピナス地区整備計画区域の第1地区の項中、及び3戸以上の長屋とありますのを、又は長屋にあつては、3戸以上の場合に改め、別表に次の滝新地区整備計画区域を加えるものでございます。

次に、新条例の概要についてでございますが、参考資料3ページ下段に記載の滝新地区整備計画区域の第1地区において、アの列は建築をしてはいけない建築物の用途と規模を列記しております。

この項目は、ニュータウンせせらぎ、ニュータウンルピナスと同じ内容でございます。イ列の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を10分の15、ウ列の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を10分の6としております。また、エ列の建築物の敷地面積の最低限度は240平方メートルでございます。この3項目につきましては現在の滝新地区の状況に合わせた内容となっており、隣接の2地区の規定より若干緩くなっております。次のオ、カ、キの規定は、両地区と同じ数値でございます。

次に、参考資料6ページの第2地区でございますが、この地区は国道451号に面する地区でございます。項目アの建築をしてはいけないものは第1地区に比べて規模の基準を少し緩やかにし、商業建築物、店舗等でございますが、これらを建てやすくなっております。他の2地区の地域と同じ内容となっております。項目イからキまでの内容は第1地区と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成17年7月1日から施行いたしたいとするものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

#### ◎日程第18 議案第11号 議員の派遣について

○議 長 日程第18、議案第11号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日から6月19日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月19日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成17年 6月20日（月）

午前10時01分 開議

午後 5時10分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君
監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事務局長 林 弘 君  
主 査 中 川 祐 介 君

事務局次長 飯 沼 清 孝 君  
主 査 鈴 木 靖 子 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、久保議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、本定例会から一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっております。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

- 田中議員 おはようございます。傍聴の皆さん、早朝からご苦労さまでございます。新政会の田中でございます。本定例会から、今議長さんから話がありましたように対面方式、一問一答形式が取り入れられ、図らずもトップでさせていただき、大変光栄に存じます。若干緊張感みでありますけれども、通告順に従って市長、教育長さん、よろしくご回答の方をお願い申し上げます。

◎1、商工振興

- 1、大型店舗の進出に対する市長の姿勢及び農業振興地域の指定解除について
- 2、企業誘致のアンケート調査の効果について

1番目、商工振興の中の大型店の出店に対する市長の姿勢及び農業振興地域の指定解除についてお伺いいたします。総務文教で報告がありました。また、各新聞等の報道で総合スーパーポスフルから滝川に出店の要請が市及び商工会議所等に提出されたことから、商店街振興組合連合会ほか、既に誘致の反対を決議され、市、議会等に要請も提出されました。國學院短期大学に市が寄贈した土地を候補として、土地は賃貸での希望条件であります。市民の声を含め各関係団体と協議を重ね、総合的な視点から分析、判断をして検討すべきと考えます。当初は大学の用地として教育振興策で寄附をし、しかし現在少子化の影響では現時点では4年制の大学の設置は考えられないということから土地の有効活用を考えたときに、大学としては他の転売はできないと考えますし、市の理解を得られれば、賃貸があれば、多くの市民の理解も含めてあれば問題ないと私個人としては思っております。また、6月の15日付のプレス空知に掲載されましたが、滝川の商店街の緊急提言がされました。私はあのとおりだと思うのですが、商店と住宅のまちの共生はないのかという6テー

マが挙がっておりますけれども、私なりに読ませていただきましたけれども、時代の流れとともに、行政も責めるだけではなくて、当然過去も大型店があったときにその時点からそういう問題を市あるいは会議所、商店街を含めて検証し、来たときにどう太刀打つかというようなことが、そういうあり方がされていないのではないかと。急にあの形が今出てきたものですから、私としては市民の人からも言われたのですが、言葉は悪いのですが、あの文章から見ると何か私たち消費者が悪いような感じがするというとり方をしていた人がおりますが、そうではなくて、今の現状を考えたときに、この車社会、そして消費者の皆さんのニーズを考えたときに、商店街の努力もやっぱり欠けていたのではないかと、そういう対策を早い時期から市、会議所を中心に調整をして、どうあるべきかという姿を早くから市民の方々にも示すべきではなかったかと、このように思っております。

そういうことから、市長の考え方、姿勢の視点を伺いたしますが、1点目、参考に申し上げますが、私ども國學院短期大学家主連絡協議会の経済効果を果たしている効果をぜひご理解いただきたい。マンション管理数はオーナーとしては54軒、665のうち520が学生諸君が入っております。衣食住で6億6,000万、市固定資産税で約6,000万以上は納めているだろうと。そのほかに市道民税がありますから、これはちょっと調べられないのですが、これらを含めて大学の12億の滝川の予算を見ますと、それに生徒が消費する購買力を考えますと19億3,000万の効果があると考えています。新たに企業を誘致することは難しい時代でありますし、経済効果が大きい短大を継続する、発展をさせることに滝川市含めて私どももオーナーとしての責任があります。これがなくなると、将来5年、10年先の大学はどういうぐあいになるかわかりませんが、消滅したときに私どもも一緒に消滅をしないとならぬと考えておりますが、そのようにならないようにぜひとも私どもの継続発展のためにも、その考え方を含めて市長の視点、どのような考えでおられるのかお聞かせいただきたい。参考に申し上げますと、滝川の駐屯地が62億程度の国の予算が配分されていますから、私どもと合わせても滝川に大きな経済効果を上げているということが理解できるかと思います。

二つ目に、各私立大学で卒業生と大学生の間口が同じく少子化を迎え、さまざまな勝ち残り戦略を図っていると聞いておりますけれども、大学で遊休地、土地の活用事例があれば関連として伺いしたいと思います。

3点目、周辺の隣接地の農家より、2年前より農業振興地域の指定を外してほしいという陳情があったと聞いております。東2丁目から5丁目の間は、新道ができてから、東地区を見てもご案内のとおり12号線からの物流、まちの姿が店舗、住宅あるいはマンション等がどんどん建っているわけでございます。今後の滝川の実展を見るときに、農業後継者が著しく厳しいことから、早期に規制地域の解除が必要と考えられます。急務と考えられます。そういうことがまた滝川市の発展に、経済効果が上がると、このように考えておりますので、私は指定を外した方がよいのではないかとということでございますので、市長の考えをお聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。初めての一问一答方式でございまして、市民にわかりやすい議

論が議会の中で行われるということに対する議会改革の第一歩ということでもあります。私もその趣旨を十分理解をしながら、対面方式、一問一答方式のねらいが、所期の目的が達成されるように努力をしたいというふうに思いますので、よろしくご指導賜りたいというふうに思います。

まず、商業振興についてのご質問でございますが、大型店に対するご質問でございます。國學院短期大学誘致以来、國學院短期大学とともにこの滝川のまちが発展していくという努力がそれぞれの立場で誠心誠意行われてきたというふうに思います。そして、そういう過程の中で、やはり國學院の存在というものが極めて大きな役割を果たしてきたということも市民の皆さん方は全く異論がないというふうに思います。そしてまた、少子高齢化の波の中で國學院短期大学が数年前から極めて厳しい状況を迎えた中におきましても、市民の皆さんあるいは議会のご理解をいただきながら、この補助金の支出ということで新たな活性化の道が開かれたところであり、大変喜ばしいというふうに思っております。しかし、数字の上から申し上げますと、2007年、大学、短大の進学希望者全員が入学のできる、いわゆる全入時代というものを迎えていくこととなります。したがって、大学、とりわけ短大、一層厳しい経営を迫られていくという状況があります。そういう意味では、日本国内において大学、短大が自然淘汰されていくという時代が、現在もそうでもありますけれども、この2007年をピークとして、それ以降全入時代に入った段階での大課題であります。そういう課題を滝川市は市民を含めてどういうふうに短大とともに歩んでいくのかというのは、実は極めて大きな課題であります。

しかし、片一方では、どんどん大型店が進出してきます。特に滝川は大型店がビジネスチャンスであると、ここは条件がいいのだということでどんどん出てきます。そういうことが大店立地法という枠組みの中で、ある意味では自由に行われていくということの影響が滝川市としては極めて大きいという側面もあるわけであります。したがって、私としては消費者の皆さんがどうお考えになっているのか、中心市街地活性化基本計画を立てて、今見直しの点検中でありますから、中心市街地という側面からどういうことになっていくのか。中小企業を中心とする商業経営という立場からどういうふうな影響が出ていくのか。そして、全体の都市の計画、まちづくりという側面からどういう影響を与えていくのか。ご質問のありましたように、そういうことを総合的に判断していかなくてはならない重要課題だというふうに考えているところであります。

大学遊休地の活用事例についてでございますけれども、どこでも大学は生き残りのために必死であります。そういう意味では、東京都内の大学でさえ遊休地の活用というのは積極的に行われております。その枚挙にいとまがないというふうに思うわけでありますけれども、東京都内の大学におきましても、早稲田大学、慶應義塾大学、中央大学、法政大学、青山学院大学、こういう有名大学においても数々の事例があるわけであります。特に有名な事例としては、早稲田大学では大学敷地内に関西系の超一流ホテルリーガロイヤルホテルを誘致をして経営を行っているという事例もあるようであります。さらに、大学内あるいは周辺には数多くの大学試験研究施設、生涯学習施設、図書館、博物館、国際会議場、そういうものがあって、周辺機能を生かした連携がうまくいっている。ホテル需要もかなり高いものだというふうにも聞いております。そういう大学の動きとあわせて、これは有名な事例であります。早稲田大学周辺の七つの商店街では700の店舗から450店舗

まで減少した。そういうことをきっかけとして、大学と一丸となって、行政とも連携をとりながら環境に関する運動を行っていく、リサイクル運動を展開していく、不況に沈む早稲田のまちの活性化とまちづくりに取り組んでいると、そういう事例もあるわけでありまして、震災になったときにどこに行くかということも含めて、ほかの地域との連携を商店街が中心となって進めていくという事例もあるわけでありまして、そういう意味では私は大学及び地域のさまざまな活動が一体の中に行われていくということも一つの重要な課題であるというふうに思っております。

次に、農業振興地域についてのご質問でございますけれども、南滝の川土地利用促進期成会というのが既に設立をされておまして、12号バイパス沿線の農業振興地域の農用地を除外してほしいという要望書が出てまいりまして、その後口頭での要請も受けているところであります。極めて広範な土地の除外に対する要請であります。これまでどんどん市街地が拡大をしていくという拡大に対する都市計画的な手法が用いられてきたというふうに思っておりますが、ご案内のように最近では人口減少の流れであります。こういう人口が縮小していく段階における全体的な都市計画をどうすべきかというのは、今やはり考えどころだというふうに思っております。どんどん人口がふえて市街地が拡散していく、拡大していくと、そして人口の受け皿を整えていくという意味では、これまではそういう政策であったわけでありまして、これからは拡大した市街地の人口密度がどんどん少なくなっていくという状況があります。つまり都市経営上非常にコストのかかる、そういう都市経営になっていく危険性をはらんでいると。私は、そういう意味では、どんどん拡大をするという意味で農用地を除外をしていくという状況からは時代的に変わってきていると、そういうことを念頭に置きながら、農業振興地域につきましては今後見直しをする段階で除外をするべきかどうかという適切な判断をしていきたいというふうに思います。市街化の進展とあわせて農業をどうしていくのかということも極めて基本的な最もベーシックな課題でありますから、ここら辺あたりも十分吟味をしながら、除外については計画的に慎重に検討すべき課題だというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長 長 答弁終わりました。田中議員、再質疑。

○田中議員 ありません。

○議長 長 続いて。

○田中議員 次に、企業誘致のアンケート調査の効果についてお伺いいたします。昨年市が全国に向けて1,500社を対象にアンケートを実施され、滝川のまちはすばらしいまちだというような中のご案内をしたと思うのですが、その結果が滝川に関心があるというのが1,500社に対して20社ぐらいしかなかったということで報告を受けております。市は、関心のない企業の目を滝川に向ける戦略が必要と、戦略を固めるということで新聞等にも報道されておりましたが、その方針はどのように考えていくのか、あるいは検討していくのか、前段申し上げました企業を考えたときに、今回みたいな大きい相手があることによって、まちには影響ありますけれども、600近い雇用というものも確保できる、本当に魅力的な話でもあります。昔の言葉で言えば棚からぼたもちが落ちるという言葉もありますけれども、私としては大変複雑な心境であります。その方針は

どのように考えておられるのか、1点目お伺いいたします。

2点目、17年度以降に各界で活躍をしている高校の卒業生を対象にしたアンケートを実施することですけれども、どのようなアンケートを実施されるのか。当然産業振興のためにその協力体制をつくり上げていく、それをまた効果的に企業誘致の活動に展開していきたいというようなことで新聞等でも私たちの報告でも申し上げてありましたけれども、実際に市長としてその考えをどのように考えておられるのかお聞かせをください。

以上、お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 企業誘致アンケート調査の効果についてご答弁を申し上げます。

ご案内のように、1,500社選んでアンケート調査を実施いたしました。幾つかの条件がありまして、代表者が北海道出身である、あるいは道外企業である、経営内容が良好である、設備投資意欲がある、そういった条件を付しまして1,500社に送付をいたしました。回収率は30パーセント、この種のアンケートとしてはそこそこの回収率であります。その結果、設備投資の予定があると、つまり新設、増設、移転の計画があるという問いには79社があるというふうに答えております。その投資場所はどこですかという質問に対しては、北海道を候補地として考えているというのが23社であります。北海道そのものに投資しようという企業自体が少ないということがこのアンケート調査からわかるわけですけれども、私どもといたしましてはこの滝川に関心があるということを中心として営業活動を展開をしたいというふうに思っております。特に工業団地の用地取得の独自補助でありますとか、あるいは滝川の立地的な優位性でありますとか、そういうことを一生懸命売り込んでいっているところでありまして、既に6月に12社訪問をして誘致活動を展開をしているところであります。北海道に関心がある23社だけを対象にしてやるつもりはありません。せつかく1,500社選んだわけでありまして、この1,500社に対して私は日常的に滝川の優位性、滝川の熱意というものを伝えていく、そういう必要があるというふうに考えているところであります。そういう基本方針に沿って企業誘致、その前段としての滝川市を売る活動を展開をしていきたいというふうに思っております。

高校卒業生に対するアンケート調査でございますけれども、6月10日にアンケート調査票をお送りをしています。対象者は、企業における中堅クラス以上の方々、あるいはJターン、Uターンだけでなく、これから団塊の世代がふるさと回帰を希望しているという流れもありますから、45歳から60歳の方を対象として市内4高校の同窓生約900人を対象にアンケート調査を送付をいたしております。6月30日が締め切りになっておりますから、それ以降こういう皆さん方のアンケート結果を集計、分析をして、今後の戦略を組み立てていく参考にしたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 田中議員、よろしいですか。

○田中議員 はい。

## ◎2、教育行政

- 1、中学校で学んでいる歴史編・公民編教科書及び選定の方法
- 2、地域での児童センター・児童館の活用と活性化
- 3、小・中学校の校舎老朽化に伴う修繕費の予算化について
- 4、公共施設の使用料の改定見直しについて

次に、教育行政に入りますが、中学校で学んでいる歴史編、公民編の教科書及び選定の方法について教育長さんにお伺いいたします。特に中学校歴史編、公民編教科書は現在使われている期限が今年度17年、14年から今年度が最後と聞いております。18年度から新改訂版が8社から発行されるとも確認をしております。滝川の教育委員会といたしまして、今までどのような方法で教科書を選考されているのかお伺いいたします。また、18年度改訂版で歴史の問題、特に中国あるいは韓国あるいは日本の子供たちに誤解をされない教科書、心に残る歴史を学ぶ喜びをもたらす正しい歴史の認識がされた教科書が選考されることが大事だと考えます。この2点、教育長さんにお考えをお聞かせいただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、田中議員にお答え申し上げます。

最初に、教科書の採択方法と、そういうことでご質問でございますけれども、教科書の採択につきましては、空知管内27市町村ありますけれども、岩見沢市と夕張市が独立しておりますので、ほかの25市町村が共同で地区採択協議会を設けまして調査研究を行い、地区内の市町村が同一の教科書を使用すると、このことを前提といたしまして25市町村の教育長が協議して決定しているものでございます。なお、教育長が採択するに当たりましては、空知管内の教職員、PTA役員、学識経験者など、この方も調査研究をしておりますので、これらの調査研究結果を勘案しつつ決定しているものでございます。この地区採択協議会が採択した教科書につきましては、滝川市の管理規則に従いまして教育長の専決事項と、そういうことで決定した後に滝川市教育委員会に報告をしているものでございます。

次に、ご指摘の歴史教科書等についてでございますけれども、これにつきましては市民や保護者の関心が極めて高いと、このように認識しております。したがって、各地区協議会におきましては調査研究をただいま行っているところでございますし、あるいは各般のいろいろな意見を今ちようだいしているところでございます。それぞれの市町村が教科書展示などを行っておりますけれども、こういったことを通しまして住民の皆様方の意見を、あるいは要望を取り入れながら開かれた採択と、そのようなことで今実施しているところでございます。しかし、教科書にかかわるもろもろの外部の方の働きかけ、これは防止しなければなりませんし、調査研究における静かな環境を保ちながら毅然とした態度で選定することも重要でございます。このことを踏まえまして、教科書につきましては文部科学省の検定を通っていることではございますけれども、児童生徒の学力や人間性、これを培う上で極めて重要なものでございますので、教科書の内容、事実関係、子供の発達段階、これを十分勘案しまして、よりよい教科書を選定すべく現在鋭意努力中でございます。なお、一教科書の見解、これを公式の場で述べるということについては差し控えさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○田中議員 2番目の地域の児童センター、児童館の活用と活性化についてお伺いいたします。国は、次代を担う子供が心身ともに健やかに育つための環境整備として少子化の潮流を変えることが急務ということで、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法というのが制定されました。当市も平成17年に立派な本が出ておりますが、福祉サイドと連携をとりながらつくったのでしょけれども、滝川の次世代の育成支援行動計画を立ててこういう立派な冊子ができたようであります。この中にもありますように、子供の輝く未来のためにみんなで担うまちづくり、この基本理念に四つの視点、七つの目標を実践して、特に児童センター、児童館の青少年の健全育成、地域での役割は児童館の情操教育とともに共働きの児童家庭対策として、現在既存の11館、放課後の児童健全育成、滝川の非行防止も含めて、この児童館の対応の中で非行が少ないということも確かなものがあります。北海道で私が担当したときに、当時滝川は15館ありましたから、全道でも人口割を考えたとき、学校の数を考えたときに一番トップの活動内容、児童館の数だと、当時の吉岡さんが施設の中で空き部屋を利用せよというようなことで15館という実績がありましたけれども、4年前ですか、4館を整理して今11館でありますけれども、この11館が今タッグ計画の中で小学校校下に1館を基本として考えていると、子供たちの校下の広い地域性や利用度の高い児童館、年間に11万、16年でも利用しているわけでありますから、地域での子供たちの居場所の一つだと私は思っております。若干の統廃合については、厳しい中ですからやむを得ないと思っておりますけれども、地域の児童センター、児童館にあります母親クラブあるいは地域に十分説明と理解を求めていくことが大切なことでもあります。私は、現状がいいかは別にしましても、若干の整理をすれば2館ぐらいは整理できるのかなとは思いますが、全体11館をタッグ計画の中で減らそうという考えがあるようでありますから、このあたりを十分理解を得られるように地域の方、今申し上げましたように母親クラブ等の方と話し合っ、そういう形で進めていただきたいということでございます。この辺教育長としてどのようにお考えでありますか。よろしくお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは次に、児童館についてのご質問でございます。児童館につきましては、ご案内のように児童に健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすると、こういったことをねらって設置しているものでございます。児童館は地域の児童健全育成の拠点であることから、児童館の統廃合につきましては慎重な対応が必要であると、このように考えております。児童館、児童センターは現在11館ありますけれども、これは母親クラブや地区青少年育成会など地域のご支援あるいは協力のもとに、ご指摘のように地域の子供の居場所、活動の拠点として有効に機能しているのが現状でございます。また、児童の健全育成、放課後児童対策等についても積極的に活用しているのが実態でございます。活力再生プランでは、小学校1校区に1館を基本に統廃合を検討することとなっております。これからの統廃合につきましては、過去の統廃合の経過を十分に踏まえ、検討が必要であると考えております。また、地域におけるそれぞれの児童館の役割あるいは必要性、利用状況、利用距離など、こういったことを十分勘案し、児童の健全育成のあり方を含めて検討中でございます。また、ご案内のように各般のご意見をちょうだいすると、そういった

意味で母親クラブ、地区青少年育成会、町内会など関係者と話し合い、十分な理解を得ながら進めていくようにしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 今の答弁で大体理解はできましたのですが、市長にお尋ねします。今子供たちの少子化、高齢化社会ということでありますけれども、次代を担う子供たちを今しっかりと育てないとならぬと私は思っております。今回問題ありました保育所あるいは幼稚園、それにつながる児童館、そこへ来られる子供たち、先ほど申し上げましたように留守家庭、例えば4年前に落とした泉町なんかは寡婦が多いものですから、結局お母さんが働いている間は児童館が遊び場、家庭の役割をしていたわけです。そういうことで、先ほど言った非行がなかったということは児童館に行って一緒に遊ぶ、あるいは異年齢間の交流ができる、そういう楽しさがあるから、児童館の役割としてはすごく大きいものがあったと思うのです。ここに滝川市の21年の立派な冊子がありますけれども、計画というのはすべて苦しくなれば変更してくるわけですから、これをもう一度お読みになって、この児童館含めて子供たちを過保護ということではなくて育てていく、それがまた滝川の将来の担い手になるわけですから、この辺をお年寄りを含めて大事にしていかなければならぬ、このように思っていますので、ぜひ今申し上げたことを最小限基本にしなが、もう一度この行動計画を見てください。私は、市もいろんな計画をして、私も現職のときにありましたけれども、計画はするけれども、厳しくなったら自然とその事業ができなくなっていく。特に今の厳しい財政の中ですから、やむを得ないと思うのですが、特に子供に係る部分については大事に予算の配分をぜひお願いしたいと、このように、答弁は要りませんが、お願いして、本件については終わります。

○議 長 答弁要らないのですね。

○田中議員 はい。

○議 長 では、続いて3番目。田中議員。

○田中議員 では、3番目、小中校の校舎老朽化に伴います修繕費の予算化について、まず教育長さんにお尋ねをいたします。5月の22日に総務文教で1回目の学校の視察に行っていました。学校の状態、年輪がたっておりますから、校舎の中を含め37カ所の、2校しか今回行けませんでしたけれども、後半また9カ所実態調査に参りますけれども、この2校だけでも37の修繕箇所の現場を確認いたしました。緊急性の箇所も結構な数がありました。私どもの委員長であります中田委員長、帰り際に総務文教としても予算に努力しますという約束もしてきましたし、そういう意味でも、まず修繕費が400万しかついていない。1校でないです、11校で400万ですから、これを割ってください。本当にわずかな金額です。1校に400万であれば全部で4,400万かかります。私は、今の中では、担当職員も緊急性をいろいろやっていますけれども、追いつかないというのが現状ではないかなと思います。もし事故が起きたときに、これは大変なことありますから、当然滝川市が責任とらぬなりません。学校の環境整備をもう少し、厳しい中ですが、補正なり、あるいは年次的な計画の中で考えていくべきだと思います。この点について教育長さんに聞きますが、もう一つ、当然予算配分は市長部局です。ですから、財政で教育委員会にぼんと何

億上げて、ここからいろいろと配分しなさいということでもあります。財政で締めてこれがつけていただいていないのは市長もわかると思うのですが、これら含めてもう少し学校の施設に対するそういうものを補正の中、あるいは計画の中で考えていただきたいと思いますが、まず最初に前半の部分、教育長さんにお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校の修繕関係等のご質問でございます。学校の整備、改修等につきましては、校舎や施設設備、これが老朽化しているところがございますけれども、毎年各学校の要望に基づきまして、緊急度や危険度あるいは重要度を勘案しながら教育委員会として優先度を決めながら、あるいは必要に応じて補正予算等も検討しながら実施してきているところでございます。田中議員のご質問でありましたように、大変厳しい財政状況ではございますけれども、今後とも学校設備の整備、改修、こういったことに努めていきたいと思っておりますし、緊急対応はもちろんでございますけれども、児童生徒の安全、これを第一にしながら対応していきたいと、このように考えております。また、以前の議会で申し上げましたとおり使えるものは十分に使っていきたい、このようにも考えておりますし、限られた予算でございますので、十分効果的に進めていきたい、このように考えております。また、年次計画によって云々というようなご指摘がございましたけれども、これも以前にご答弁申し上げましたが、洋式トイレ、いす、机、これ等につきましては年次的に整備、改修を行っているところでございます。今後とも緊急なもの、あるいは年次的に行うものなどを勘案しながら対応していきたいと、このように考えております。また、整備、改修に当たりましては、軽微なものにつきましては学校に業務主事もいらっしゃいますし、あるいはいろんなアイデアを出していただきながら協力していただいていると、こういう実態でございます。現在もPTAあるいはおやじの会の皆様方のご支援をいただいておりますので、今後ともこのような皆様方のご協力、あるいは夏休み等に学校関係者が壁にペンキを塗っていると、こういったことも含めまして軽微なものについては関係者の協力をいただきながら対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 では、教育長さんから今答弁あったように理解はできますが、お金の方は市の方ですから、市長にお尋ねいたしますが、先ほど申し上げましたように予算配分は市長部局でありますから、財政で予算づけであります。総務文教はまたありますから、ぜひ市長も一回一緒に便乗して学校の現場を見ていただきたいなと思っておりますけれども、今申し上げたようにこれは一遍に今ということは無理なあれですから、400万ですから、もう少しつけていただかないと緊急性の部分も直せない現状であります。ぜひ年次的に予算措置を考えていただけるよう市長の方からご答弁いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 予算編成権を持っているという立場でのご質問でございますが、予算編成権は、教育委員会において先ほど教育長さんからご答弁申し上げましたように優先性、重要性を勘案をしながら予算の要求があって、それをベースに置いて市長は予算協議を行うわけですから、勝手につ

けた、切ったということではありませんことをまず前段ご理解をいただきたいというふうに思います。学校の修繕は、大規模な修繕、例えば床が全面ぶよぶよしてきたとか、あるいは歩いたら音が出て授業に支障を与えると、あるいは屋根、屋上等の防水工事とか、こういう大規模にお金のかかるものはそれはそれで別に予算措置しているわけです。今ご質問の400万という数字は、その数字の妥当性は私は今頭の中にありませんけれども、こういうのは通常の維持管理の補修、修繕料なわけです。ガラスが割れたとかです。こういうふうに区別をしております。できるだけ通常の維持管理は工夫をしていただきながら、予算の範囲内で執行する努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、構造、躯体に影響を与える、ただいまご質問にありました安全性に大いに影響を与える、あるいは教育長さんからご答弁を申し上げましたようにこれからはスクラップ・アンド・ビルドという時代でありませんから、長もちさせる努力もしなくてはいけない。長もちさせるためにはどういう修繕を適時に行わなくてはならないかと、こういうのは別な枠でまた予算づけをしておりますから、この双方で今後とも適切な予算とその執行ということに教育委員会と連携のもとに配慮していきたいというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 では、最後の質問になりますが、4番目の公共施設の使用料の改定の見直しについて市長にお伺いいたします。多数の市民の皆さんが文化活動、研修、サークル活動、発表会等で、滝川の地域にある文化センターを含めての公共施設が多く市民に利用されております。今回申し上げる部分は、前回の公民館あるいはコミュニティ施設を委託する段階での見直し、まだ見直しできていない部分を今回私は申し上げるわけですが、総合福祉センター、特に働く婦人の家、中央公民館等の料金体系、3時間単位であります。午前、午後、夜間と、これを2時間単位に、そして1時間延長すれば追加料を取るという料金体系。これは、今2時間で終わっても1時間で終わっても3時間分払っているわけです。値上げした関係で、例えば1万円だとしたら、冬になると2万円の料金になるわけです。講座、そういうものについては大体2時間以内で終わるわけですから、これをするによって、値上げした関係で自分のうちでやるとか、回数を減らすとか、そういう話も随分聞かされておりますけれども、利用の促進にもなりますし、利用者の利便と、利用者にもまた活気を戻すのではないかと、こういうことでこの料金体系をぜひ考えていただきたい。また、調べますと、江部乙支所あるいは農業改善センターですか、これあたりもまだ整理をされていないようがありますから、あわせて同様に統一をしたらいいのではないかと考えております。文化センターであります、これも会議室も同様に統一をされたら、区分をされたらいかがかなと思います。それと、文化センターは1, 101でありますから、滝川に駅前に200ぐらいの中間のホールが欲しいという要望がありますけれども、とても今の段階では金銭面を含めても建てる力もありませんし、今の施設をどのように有効活用したらいいかということは、あの文化センター全体1, 101の部分、通路が中間にありますから、717でございます。例えば全体は大ホール、中間から717は中ホールと改称いたしましょうか、そういう形で2区分の料金表にしたら、800、1, 000入るということはよほどいい有名人が来ないと入らないわけでありまして、市内の学校関係あるいは文化関係、お使いになるところ、これは子供も減っていますから大体700以下が多いわ

けです。はっきり申せば、滝川高校が文化センターをずっと使っていました。今回は予算の金額を聞いてびっくりした。とてもできないということで、札幌から業者を呼んで自分の学校でやらぬと  
ならない。大変なことであります、照明から含めて。そういうこともありますし、小学校の発表会、  
中学校の発表会、高校等の発表会もそういう形にすると無料でないわけですから、従来利用されて  
いた学校、文化団体、演劇鑑賞、音楽鑑賞、各種団体、従来の料金に近いものになると思いますか  
ら、多く使われることによって利用の収入もあるとなれば、かえってその方が得策ではないかと、  
このように考えます。4月から減免が廃止になりましたし、去年使っていたところからキャンセル  
も来るという話もありますし、そういう二つの区分にして、なお一層PRをし、利用促進を図るこ  
とによって、市民の財産でありますから施設が使われて初めて価値観が出てくると思うのです。こ  
のあたりをぜひ、条例でありますから、市長に改定をすべきだと私は申し上げますので、市長とし  
てその見解をお聞かせいただきたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 田中議員の方から文化センター等々のことについてご質問がございました。

まず、文化センターにつきましては、これは既にご案内のとおり48年6月に完成し、32年を  
経過しています。ただし、中空知に1,101入る施設はございませんので、大変有効に活用され  
ていると、そういう実態でございます。今後とも文化活動の中核として、文化センターについては  
十分活用を図るように検討していきたいと、そのように考えております。また、今ご指摘にありま  
したように、これを二つに区切って活用すると活用の頻度も上がるのではないかと、そういうご指  
摘ございました。こういったことも含めて、あるいは料金体制も含めて、今後民間団体のノウハ  
ウ、これを導入することができないかどうか、あるいはその後も運営面でプラスになる運営方法は  
ないかどうか、こういったことも十分検討していきたい。その中で、今申し上げましたように中間  
で区切った場合どうかというようなことも検討していきたい。ただし、中間で区切って600、7  
00で活用した場合については、費用は全体を活用すると同じようにかかることは事実ございま  
す。しかし、活用の頻度を上げることによってまた違うメリットも出てきようと、このように思い  
ますので、そういったことも十分勘案しつつ検討していきたいと。そういったことを検討しつつ、  
収支改善あるいは指定管理者制度、こういったことの導入についても昨年から検討しておりますけ  
れども、さらに検討していきたい。そういった中で料金とか、あるいは2分の1方法も浮き上がっ  
てくるものと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 それでは、再質問いたします。私は、文化センターは1,101ですから、717に  
しますと教育長さんが今言ったようにそう変わらないということではなくて、変わるから私は中ホー  
ルということで申し上げているのです。単純に計算して3分の2を使うわけですから、その辺はご  
配慮いただくべきだと。照明だとか、それは別で、使うのは当然加算されますから、使用料とし  
てはその区分が可能だと思うのです。ですから、今検討するということで理解をいたしますけれど  
も、ことし上がって、各団体が使いたいけれども、使えないということもありますし、これは早期に、

それは次の9月の定例に間に合うように、そういう考えがあるのかどうか、これを最後の再質問として終わらせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 今申し上げましたように、活用の仕方についてはいろいろな面で今アイデアを出して検討している最中でございます。田中議員さんも昔館長をやっておられましたから、プラス・マイナスについては十分ご存じかと思えますけれども、そのマイナス要因をどう除去するのか、実は先般も検討したところでございます。そういったことで、鋭意検討していきたいと、このように思います。ただし、料金についてはほかの施設との関連もでございますので、ここ1館だけで云々ということもありますけれども、全体を視野に入れながら、関連を図りながら検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○田中議員 終わります。

○議長 以上をもって田中議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。多数の市民の傍聴の皆様、背中の方でございますが、ご苦労さまでございます。

さて、市長への質問は、市長の基本姿勢と、それからことしの冬の除排雪の土木行政、この2点にわたりましてお願いをしたいと思います。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、市の財政逼迫について

それでは、早速市の財政逼迫の問題でございます。市の財政がここまで逼迫してきた原因についてお尋ねいたします。16年度末現在の市債の残が497億円近くということで市の広報で発表したばかりでございます。市民1人当たり直しますと100万円を超えるわけです。その他細かいこといろいろあるわけですが、それは省略いたしまして、その原因を歴史をたどって説明していただきたいと思えます。その歴史も大体常識的に過去20年程度で、前々市長の吉岡市長の終盤ころから、その財政支出で大きかったもの、こういうものを挙げていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 特に事業費の大きなものについてのご質問でございますが、約20年ということでもありますけれども、私どもの予想しながらまとめた数字は平成元年以降でありますから、20年ということであれば、それをしんしゃくをしていただきながらご判断をいただきたいというふうに思います。庁舎建設事業52億9,600万円、ふれ愛の里整備などの農業構造改善事業26億9,000万円、老人保健施設の整備事業16億6,800万円、乾燥調製施設などの農業構造改善事業約18億2,000万円、丸加高原健康の郷の整備事業20億1,200万円、道路と公園は1本ずつの道路というわけにいきませんので、これまで申し上げましたのは大体1億円以上の事業をま

とめたものを申し上げました。道路と公園については、1本1億円ということではなくてトータルの事業費でご説明を申し上げます。道路新設改良事業、平成元年から15年までの合計で約168億2,000万円、公園緑地造成事業、これも同じく平成元年から15年までの合計で61億6,300万円。したがって、道路、公園事業のトータル事業費と1億円以上の事業費の合計、平成元年から15年までの合計で583億5,800万円という状況であります。

○議長 長 答弁終わりました。

○渡辺議員 終わります。

○議長 長 よろしいですか。

○渡辺議員 はい、よろしいです。再質問は、次期の議会にさせていただきます。時間の関係で先を急ぐ関係でございまして、まだまだ実はたくさんあるのですが、先の方にさせていただきます。

それでは、二つ目でございますが、市債を市民向けに発行してはどうでしょうか。これだけの債務があるわけでありますから、投資する市民との間の金利関係がとてうまくいくと思うのですが、いかがでしょうか。市の借金も古いものでは金利の高いものがありまして、時々借換えをしておりますが、この借換えに銀行や国からではなくて市民から、いわゆる市民債とやらの名称でも結構なのですが、お借りをして、市民も市中銀行あるいは郵便局よりは高い金利、そして市の方も国や銀行よりは安い金利、どちらも、一石二鳥ではないかと、こういうふう思うわけでありますが、この見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 市民向けの市債を発行してはということでございますが、ご案内のことでございますけれども、住民参加型のミニ市場公募債、一般的にミニ公募債というふうに言われておりますけれども、こういう制度の導入が認められました。かつては政令指定都市とか都道府県には認められておりましたけれども、政令指定都市以外でもこういうものの発行が認められるようになりました。今市が借金をするときどこから借りるかという政府から借りる。政府系の資金というのがあります。これが金利高いから繰上償還させてくださいって言っても認めてくれないと。計画償還なさいと。ただし、7パーセントを超えるような驚くような金利もありますから、こういうものは計画的に認められた部分だけ償還をするという制度がありまして、滝川はできるだけそういうものにはのっかって高金利のものは償還していくという努力をしております。一方、国が起債を認めるけれども、借りるのは政府からお金を借りるのではなくて、民間の金融機関から借りなさいと、こういう縁故債というのも実はあるわけです。これは、決して金利高くないです。これは大変恐縮なことだというふうに思いますけれども、金利高いのはほとんど安いのに借換えさせていただきました。現状市中金融機関から借りている縁故債というのは、決して金利水準は高くありません。そこで、ミニ公募債についてのご質問でございますが、発行のためには経費かかるわけです。一定の金額にまともなかつたら発行経費の方が高くなる。ですから、一定の金額が見込めるものなのかどうなのかというのが一つの判断基準になってくるというふうに思います。それから、満期一括償還というのが原則なのです。その後借換え許さないというのがこの制度であります。5年とか3年とか一定の規模でなかったらメリットが生じない、一定の金額にならなかったら、発行経費があり

ますから。しかし、5年とか3年とかという短期の償還期間であるということがこれからこの発行を検討していく場合に十分吟味しなくてはならない中身だというふうに思います。しかし、私はこの施設を市民の皆さんの力で建てよう、そして借金も皆さんから借金をして、滝川市民に愛される施設としてつくっていかう、こういう適切な起債事業があれば、それは今申し上げましたようなことを含めて検討すべき課題であるというふうに考えております。

○議長 長 渡辺議員、答弁終わりました。

○渡辺議員 終わります。ただいまのもさらにまた次回に回したいと思います。

それでは、財政の三つ目でございますが、一番大事なことでございまして、市役所庁舎のリストラにつきましては、財政逼迫の現在真っ正面から取り組む最も大事なものではないかと、こういうふうに思っているわけでありまして。今までも前林市長の時代からいろいろリストラを提案してまいりましたが、やる気なかったようでございます。さて、現在タッグ計画とやらで市民負担を求めています、市としても市民に目の前でしっかり見える形でリストラを見せるべきでないかと、こういうふうに思っているわけでありまして。試みに私が議会だよりで提起したもの、これは一例でございますから、これだけではございません。あるいは、その中ではさまざま問題あると思うのですが、それをパネルにしてまいりましたので、見ていただきたいと思っております。これでございますが、これは今言った議会だよりに出したものでございます。したがって、これは一つの案でございますから、たたき台でございます。いろいろ問題もあると思うのですが、これを掲げただけでは記録になりませんから、参考までに申し上げたいと思っております。一つ目は、会議室の無料の利用でございます。公共の団体に。それから、二つ目、民間企業の出張所に貸与したらどうか。三つ目です。商工会議所の全体ではなくて出張所があれば大変連絡がとりやすいそうでございます。四つ目、図書館に利用する。五つ目、1階のホールあるいは食堂での商行為、商売を有料でやらせる。あるいは、7番目、エレベーター1基をとめる。8番目、警察署や保健所とか裁判所など、そんな官庁の入居はいかがでしょうか。9番目、銀行も窓口だけですが、入居させてはいかがでしょうか。10番目、有料のコマーシャル板を利用させていただければ。11番目です。議会のこの議場も貸与して、市民には無料、市外の方々にはそれぞれ有料で。12番目、会議室の有料の利用、商用等はです。13番目ですが、会議場の有料開放、市外の方々にはとか。こういうのは一例でございますが、こういうようなことで実行していただければ市民に見えるリストラでないかと、こういうふうに思うわけでありまして、市長の考えをお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 市役所の有効活用という視点からのご質問でございますが、行財政改革、真っ正面から取り組んできたつもりであります。これからも真っ正面から取り組む決意であります。いろいろお考えをいただいて、13項目にわたるアイデアのご提供をいただきました。発想の転換が必要であるという意味ではよく理解をいたします。350人体制ということを行財政改革の大きな目標としておりますから、そういうふうな体制ができ上がってきたときには、率直に申し上げまして今の市役所の庁舎全体が市役所の業務を進めていく直接的な事務所あるいは会議室として使うということだけではとどまらないというふうに思っておりますから、前回の議会でもお答え申し上げました

ように市民の皆さん方に有効活用するという基本方針も含めながら検討していくべき課題だというふうに思っております。その際に発想の転換が必要だという趣旨でのアイデアの提供には、そういうことについて議論できるかどうかは別問題でありますけれども、そういう基本の考え方は持ち続けていきたいというふうに思います。ご提案の中に議場の貸与というのもございますけれども、これは私の権限でございまして、管理権限を市長は有しておりませんので、議員さんの活動の中でいろいろお考えいただければよろしいのではないかとこのように思います。

○議 長 渡辺議員、答弁終わりました。

○渡辺議員 終わります。

## ◎2、土木行政

### 1、この冬の除排雪の反省について

それでは次、土木行政の方をまいりたいと思います。まず、この冬の除排雪の反省についてでございますが、この冬は除排雪の組合に完全委託したわけでございますが、雪も解けました。市民から見ると大変問題点もあったと思うのでありますが、市からの立場でそれぞれ何か隘路があったのではないかと、こういうふうに思うわけですが、そういうものがあれば挙げていただきたいと思っております。

○議 長 渡辺議員、これ関連しているから、どうですか、まとめて。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、一括まいりたいと思っております。

それでは、二つ目なのですが、一冬じゅう市も組合も業者もそれぞれ、ことしはひどい雪だからねということで仕方ない、我慢してほしいと、こういうことばかりだったそうであります。私も対応するとそうでありました。その結果は、長い間雪がそのまま、こういうことであって、そんな逃げの行政ではなかったかなと思うわけであります。その証拠がこれだけひどい雪の壁で、あるいは狭くなって蛇のような道路でありましたのに補正を組まなかった、こういうことあります。その見解を求めたいと思うのであります。

それから、三つ目ですが、排雪場、これが中途閉鎖になったと、こういうことあります。閉鎖するというのでありますから、私たちが考えるともう満杯になったと、もうこれ以上排雪できないと思えば、業者の方々がいろいろ言っていました。排雪場の重機をきちんと動かしていないので、余りひどい状態だから、それでいっぱいだ、こういうことになったのではないかとこのようにあります。この閉鎖でたら回りにされたトラックの業者は、仕事が一日の半分もできないと、こういうことで結果的には雪に埋まったままの市民生活になったわけあります。こういうことで、排雪場の途中の閉鎖が本当によかったのかどうか、本当に満杯だったのかどうか、それを整備して高い山になって、もうそれはトラックも重機も上れない、だから閉鎖してあるというのではないような言い方をたくさん業者がしているわけありますが、その見解を求めたいと思っております。

以上。

○議 長 市長。

○市長 除排雪についてのご質問でございますけれども、平成16年度から完全委託ということにいたしました。しかし、この委託というのは長年かかって、やはり直営は高コストであると、したがって委託化を進めるべきだということで計画的に委託化を進めてきたわけでありまして、16年度でいきなり完全に委託をしたということではございません。これまで委託化を進めてきた結果、最後に残ったのは何かというと、車道延長が37キロ、全体の8.6パーセント、歩道除雪で言いますと8.7キロ、15.9パーセント、これが16年度委託することによって完全に委託をしたということでありまして、しかし、何もかにもすべて委託したのかということ、そうではありません。除雪あるいは排雪という行為そのものは委託をしておりますけれども、出勤するときの判断でありますとか、あるいは除雪、排雪の管理監督でありますとか、そういう道路管理者の立場で行政責任を持ちながら、直接の行為は委託をしているということでありまして、こういう委託化を進めるために除雪の車両なんかはかつての1.5倍ぐらいに増強した。単年度で増強したわけではないのです。これまでの委託の経過の中で、かつてより1.5倍に増強しているわけです。そして、直営の職員数も3分の1ぐらいに軽減しているわけです。そういうトータルな改革の一環として16年度に完全な委託化が終わったということでありまして、私は、それぞれの皆さん方の努力、行政における道路管理者の立場で適切な行政的な管理監督、そういう中で大きな問題は生じていないというふうに思いますが、今後とも除排雪については大きな課題でありますから、皆さん方のご意見を聞きながら、いかに作業を効率化していくのか、満足度を高めていくのかという努力は進めていきたいというふうに思います。

それから、逃げの行政であったと、そんなつもりは全然ありません。真正面から向き合って対応してきたつもりであります。しかし、前回の議会でもご質問がありまして、それにお答えを申し上げましたように、去年やっぱり異常な年だったと、この冬は異常な年だったというふうに思います。12月中旬までは雪がほとんど降らない、12月の下旬と1月の月上旬にそれぞれ11日も雪が降り続く、そして1月の末にも8日間も雪が降り続く、ある日は一日で52センチも降る。こういうのは、やはり異常だというふうに思います。したがって、必ずしもそういう意味では、夜も昼も毎日降り続く雪にどう対応したかというのは異常時の対応でありますけれども、平年に比べるとそれは問題なしとはいたしません。しかし、これはご理解をいただけるのではないかなというふうにも思っております。しかし、反省があります。補正予算を組まなかったという意味では、反省しております。三千数百万円余分に金かかりました。それは、1,000万円は新たに除雪車両を買った競争入札によって差額が生じました。それで1,000万円です。それから、さまざまな工事とか、行財政改革の時代でありますから、いろんなところで節減してきています。いろんなところで節減したものと建設工事の入札差額で約2,000万円をこの除雪費に投入をいたしました。約3,000万円、16年度で除排雪費に金はかけているわけでありまして、実は、それだけでは終わらせません。先ほど雪捨て場の話出ましたから、雪捨て場は雪でどっさりです。これは、平年時よりも17年度で金かかるのです。予算的には17年度の雪捨て場の雪処理経費700万円食い込んでいます。したがって、三千七、八百万円余分にかかっているのです。私は、市民の皆さん方にわかりやすい行政という意味では、やりくり算段して何とかやったというやり方はまずいと。やりくり算段す

るのならするで、よく市民の皆さん方に見える形でやるのが適切だったと。そういう意味では補正予算組まなかったのは問題だったなというふうにも実は思っておりまして、それは今後の反省材料にさせていただきたいというふうに思います。それから、雪捨て場です。雪の問題というのは本当にいろんなことがありまして、ご質問のように雪捨て場にも影響を与えています。ことしの冬は、雪捨て場、国は国民の皆さん方が河川の環境問題で極めて注意が必要であるということの中から河川に雪を捨てることをだんだん認めなくなっているのです。したがって、滝川市も河川以外の雪捨て場の確保ということを強く要請をされています。しかし、そういう中であってしっかりと河川環境には影響を与えないようにやりますから、雪捨て場拡大させてくださいということで1.8倍に拡大してもらったのです。1.8倍に拡大してもらったにもかかわらず、去年のあの雪でどうにもこうにもならなくなった。したがって、ある駐車場については、昨年と同じです。2月中旬の閉鎖となったと。しかし、そのほかの雪捨て場についてはやっぱり動かしているわけでありまして。近間になくなったという意味では迷惑をかけたかもしれないけれども、去年逃げでさまざまなことを対応しなかったのではないかと、そういうことでは断じてないということを明確にご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

蛇のような道路だというお話もありました。しかし、なぜ蛇のようになるかということ、主な原因は前におっつけるからです。道路の雪だからということで道路に出してきて、屋根の雪まで出して、前におっつけると。これが実は冬の除雪対策の苦情の大きな理由でもあります。私は言えないと、身近な人たち、隣の人たちとの関係悪くしたくないと、だから市役所で行って注意してくれと。こういうことでもあります。蛇のような道路になるのがすべてが今の理由ではありませんけれども、かなりの部分がこういう理由であります。ぜひともこういうことについても市民の皆さん方のご理解をいただきながら、雪国、いい環境の努力を限られた財源の中でする努力は引き続き惜しみなくしていく覚悟でございますので、またご指導、市民の皆さん方のご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 お話は3月のときと同じようにしてわかりましたが、その中で1点だけ、除雪も不十分だったと思うのですが、排雪が市民は大変だったと。結局これが私のところへ来たお客さんはみんな、城壁を通過して渡辺さんのところへ来たよと、こう言うわけでありまして。城壁ですよ、そういうわけでありまして。ということは、やっぱり排雪が不十分だったのではないかと、こういうふうに思います。その点で除排雪組合と業者と市との間で、今までより多かったからと、ことしは豪雪だからと、こういうことであっても、それを今までと同じように排雪を一回もやっていないというところをちゃんと私は確認をしております。一度市長を呼びましたら、助役が来ていただきましたが、そこは何回か排雪しているのですが、住宅街ですよ、そこで全く排雪をしていない、そこもあります、私たちの住んでいるところではございませんが。そういうことで、そんなようなことがあったということで、これはやっぱり排雪が不十分だったのではないかと思います。そのあたりでの隘路はなかったと先ほど言うのですが、もう一度市長、お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 二つのことを申し上げたいというふうに思います。市が排雪を計画している路線、こ  
としは異常な年でした。歩道もちゃんとあけなくてはいけない、車道も一定程度確保しなくてはい  
けない。排雪しては車道も確保できないし、歩道も確保できない。こういう状況があったわけ  
です。いみじくも城壁というご質問、表現がございました。城壁のようになったところが結構あ  
ります。それはどういうことかという、車道の排雪が間に合わないのです。間に合わないから、  
歩道と車道との間に高く一時積んだのです。したがって、過去にないほど車道と歩道との間が  
まことに城壁のように高くなったところが結構あったというふうに思います。それは、間に合わ  
ないから、あけなくてはならないからやったことなのです。そして、雪が降らなくなる、除雪、排雪  
の能力が出てくる、そういうときに排雪をやっていたわけです。したがって、排雪をする、そう  
すれば能力からいったら当然排雪できないところも出てくる。車も通れなくなる。これは、最悪の  
事態であります。最悪の事態を避けるために車道と歩道との間に一時的に高く積み上げて、そして  
排雪の余裕ができてきたときに今度は一生懸命排雪を始めた。こういうことでありますから、ま  
ず1点、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目であります。すべての市道が排雪路線としているわけではありません。行政が排雪する路  
線は、バス路線等排雪が必要な路線であります。それ以外の路線については、おおむね5分の4の  
補助金を市が出ささせていただくと、5分の1の負担で地域の皆さん方がまともれば、この負担で排  
雪をしていただくと、こういう制度をずっととってきたわけでありまして、なかなかまともならな  
いところもおありになるかもしれませんし、年何回もやりたいという地域もないわけではございませ  
んけれども、それはいろんな地域で手を挙げてこられるところがありますから、そういう場合につ  
いてはなかなか満足できないところがあるかもしれません。この市の補助による市道の排雪制度につ  
いてはぜひ皆さん方積極的にお取り組みをいただく中で私どももそれにこたえる努力をしたいとい  
うふうに考えているところであります。したがって、市道のすべてを市の責任において排雪を  
するという制度ではないということをご理解を賜りたいというふうに思います。

○渡辺議員 終わります。

○議長 渡辺議員。

### ◎3、教育行政

- 1、今春の卒入学式における「国歌斉唱時の起立強制」と「不起立者」報告について
- 2、教科書採択をめぐる諸問題について

○渡辺議員 それでは次、教育行政の方にまいりたいと思います。今春の卒入学式における国歌斉  
唱時の起立の強制と不起立者報告についてであります。断っておきますが、私は国旗、国歌、これ  
は法制されているわけでありまして、否定するものではございませんから、関係者の中で納得し  
合えば、歌ったり国旗をきちっと掲げたり、立ったり座ったり、それは関係者の納得のもとでやっ  
ていただくということで、混乱を避ける、この意味で私は質問するのでございますので、よろしく  
お願いをしたいと思います。

まず、今回の強制の実態を確認したいのであります。東京都に次いで、北海道の滝川がこんな強

制を行い、ましてや処分者を出すなどという事態が起きれば教育界の混乱はまことにはかり知れないと思うわけであります。そういう意味で、まず今回の強制の実態、これを確認をしたいと思うのでありますので、教育長、お答えをいただきたいと思ひます。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、渡辺議員にお答えいたします。

学校教育における国旗、国歌に関する指導でございますが、これにつきましては諸外国の国旗、国歌も含めて尊重していくことが大切であると、このように学習指導要領にも明示されているところでございます。国旗、国歌の指導につきましては、学習指導要領におきましては小学校では社会科、音楽、特別活動、中学校では特別活動を中心として指導することになっております。特別活動におきましては、入学や卒業式などでは、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとすると明示されております。以上のことから、教育委員会が学校に対して学習指導要領にのっとりて当然やるべきことをきちっと指導していただくと、こういうことで教育委員会としての指導の範疇であると、このように考えております。このことから、強制という指摘でございますけれども、学習指導要領にのっとりて指導するものであり、これは指導の範疇であり、強制には当たらないと、このように考えております。また、教員にあつては、生徒を指導する立場にある者として国歌斉唱時には起立して儀式にふさわしい態度で臨むことが適切であると、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの答弁は、今までも過去に教育長が答弁されている、そのとおりでと思ひます。それはそれでございますが、私が言ったのはことしの春の強制の実態を確認をするということで、教育長からは今までのような答弁でございましたので、ちょっと紹介をしたいと思ひのであります。4月1日付で各市内の小中学校長あてに安西教育長から、こういうことだったそうです。通達と思ひてよろしいと、こういうのです。その中で、時間がかかりますから全部は読みませんが、国歌斉唱時に起立することであるのです。それから次、校長は実施について不起立者を含め教育委員会に速やかに報告すること、こうあるわけであります。報告する以上は、これは何のために報告するのか、この目的をしっかりと話しを願ひたい。何のために報告するのか、このことにつきましてお願いをいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 今回通知を出していただきました。通達ではございません。通知を指導ということで出させていただきました。その結果、小中学校11校あるうちに教職員が8校整然と起立をしております。あとの3校は立ったり座ったりでございますけれども、私は大幅に前進している、あるいは理解していただいたと、このように考えております。なお、教育委員会として実態把握をするのが何よりでございますから、氏名報告を求めるのは教育委員会として当然の責任と、このように考えております。なお、つけ加えておきますけれども、他市町村において実態把握のために氏名報告をしている市町村もあることも事実でございますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 不起立者の報告、ほかの市町村がやっているというのは別ですが、この報告する目的です。これを今お答えになっていないのではないかと思うのです。つまり、これを報告するという事は、次の処分ということが必ずついて回るわけでありまして、それは、東京都の例のとおりであります。東京都で250名の教職員が処分されている。それは、こういう報告があったから、内申があり具申があったからこそ処分されているわけでありまして、その点についてもう一度お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 実態把握をするということについては、事実を確認するという意味で極めて大切なことですので、報告を求めています。なお、今回については、処分については一切言及しておりません。もちろん検討されることではあると思っておりますけれども、言及しておりません。私は、処分するよりも整然と行われること、これが何よりも大切であると、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長のその考えはよくわかるのですが、北海道教育委員会から基本的な考え方がきちっと来ているわけですが、教育長のところへ。そこには、国歌斉唱時には教員は起立することが望ましいだけです。望ましいということを経理長は今度はさらに起立することと断定しているわけですが、そういう行為をやれということでもあります。そして、今の報告と、こういう報告についてそれでは申し上げたいと思うのです。それは、空知教育局では別な団体に、このような騒ぎになるのは困るので、氏名報告は迷惑だと一方では言っているわけでありまして、にもかかわらず滝川の教育長、あるいはそのほかのところも数市町村あるのかもしれませんが、わざわざ北海道教育委員会や教育局が求めないものをさらに拡大するような、そういうことを考えている。これにつきまして答弁をお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 国歌斉唱につきまして起立の問題でございますけれども、これについては文部科学省においても北海道教育委員会においても整然と行うようにすることが常に求められております。今回文書で着きましたのは、平成16年12月21日付のものでございますけれども、これは昨年の5月の道議会において再三再四質問され、望ましい方向で各学校では対応するようにと、そういう考え方でございます。これについては、初めから一貫しております。なお、迷惑云々である今のご質問でございますけれども、これについては一切私どもは聞いておりません。空知教育局におきましては、本年度強い指導が教育局にも口頭等でいつもありまして、今まで国歌を斉唱していなかったところも一、二ございましたけれども、ことしの場合は敢然とすべて教職員が国歌を斉唱するようにしていると、そういうことでございますので、申し上げておきます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 道議会とおっしゃいますけれども、これは北海道教育委員会が直接関知している問題であります。それは、先ほど申し上げましたように望ましいと言っているわけであります。北海道教育委員会、当然であります。それは望ましいし、私もそれはそろった方がいいとは思いますが、しかし、こういう文書をもって起立することということを強制し、そして報告すること。これはしつかりと、校長先生方には通知やそんなものではなくて職務命令でよろしいとちゃんと言っているわけであります。それは、録音がないから、私は直接校長先生方から聞いたわけではなくて又聞きですけれども、はっきりとそういうふうにして、これは職務命令だと言っているわけであります。その職務命令ということは、やっぱり強制に当たりませんか。その職務命令ということについてしつかりと校長先生方に言ったか言わないか、これは極めて大事なことはないでしょうか。これは通知だよということで、それはそれでいいのですが、これは職務命令と考えてよろしいですよと、それで対処してくださいと言ってしまうと、これはやっぱり強制ではないでしょうか、この点についてお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 何度も申し上げますけれども、教育委員会としては最も望ましい方向で実施していただく立場でございますから、指導を徹底するという意味で今回させていただきました。なお、職務命令でございますけれども、校長先生が各教職員に指導し、歌わないとか、あるいはその他望ましくない態度を見た場合校長が教職員に対して職務命令を出すことは、これは可能でございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 では、わかりました。そのように可能だという範囲で今回は押さえておきたいと思えます。したがって、この通知を出しました、したがってそれに従わなければやっぱり職務命令でありますよと、そういうふうにして強制力があると、こういう押さえでまいりたいと思えます。

ところで、学習指導要領に基づいてと言っているわけでありますから、大綱的基準を、三つ目の方にもまいりますが、一緒にいきます。この法制化のとき、政府や文部科学省では強制はしないと、こう言っていたわけですが。当時の官房長官の野中広務氏は、今でもはっきりと強制はまずいのだよと、こう言っているわけであります。ところが、このようにして従わなければ職務命令だということは、やっぱり強制ではないかと、こういうふうに思うわけでありますが、その大綱的基準をお答えをいただきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教育長 学習指導要領につきましては、これは目標、内容等々大切なことが書かれておりますけれども、表現としては大綱的に表現されていると、事実でございます。しかし、大綱的に表現されておりますけれども、これについてはきちっと守っていただくと、こういうことでございますので、大綱的に示されているから、守らなくてもいいと、こういうことではございません。なお、これについては言うまでもございませぬけれども、学力テスト裁判、36年に行われまして、51年に最高裁で判断出ておりますけれども、このときにも学習指導要領は法的な性格を持つと、法的拘束力を持つと、このように明確に出されておられまして、いろんな論争はそれで決着したと、このよ

うに考えております。なお、平成2年度、伝習館の問題、学習指導要領を使わない、教科書も使わないで授業をした教員でございますけれども、これは懲戒免職になっております。これは従っていただくと、こういうことが平成2年の最高裁の規定にもございます。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、裁判の問題まで出ましたから、それをやっているとまた長くなりますが、大綱的基準というのは、具体的に申し上げます。教育長ももとは数学をやっていたわけでありまして、私は社会や理科をやっていたわけでありまして、その教科の中もやっぱり大綱的基準で、そして決まっているわけでありまして。それで教科書ができていくわけでありまして。それでは、教育長にお尋ねしますが、数学のどこをどのようにして教えなかった、それによって職務命令が出て、これはまずいと言われたのか、それを1度、あったのかなかったのかお聞かせいただきたいと思います。

以上。

○議長 長 教育長。

○教育長 現在までは整然と行われております。例えば大綱的基準ということで申し上げますと、小学校2年生で2けたの足し算、引き算を行います。これを学習指導要領では二位数の加減をするとなっております。これが大綱的な基準でございます。二位数の中には99足す99もありますし、11足す11もございます。これは、立体によって考えることでありまして、二位数と二位数の加減については小学校2年生ではどこの学校でもやっていかなければ学力の低下にもつながることでございます。なお、3年生、三位数の加減を小学校ですることになっておりますけれども、これも今までどおりでございます。ただ、理科の問題で滝川の植物と名護の植物とは発生、その他種類も違います。こういったものについては各学校の、あるいは地域の実態を勘案して指導することも十分に可能でございます。

以上でございます。

○渡辺議員 終わります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、時間の関係もございますので、最後の教科書採択をめぐる諸問題についてまいりたいと思います。先ほどもございましたが、まず最初は空知管内における中学校の教科書採択の仕組み、4年前に私が長々と質問をいたしましたので、それと同じと押さえていますが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 そのとおりでございます。仕組みについては、田中議員にお答えしたとおりでございます。

○渡辺議員 この問題は終わります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2番目の方にまいりたいと思います。

いわゆるつくる会の中学校社会科の歴史分野、公民的分野、この教科書の問題点についてお尋ね

したいと思います。半分ぐらい先ほど回答がありまして、わかるのでありますが、4年前と違いまして教科書は内容が相当いろいろ違ってきております。変更してまいっております。本気で採用されるということを予想して動いてまいったのではないかと思うのですが、それは従来は教科書というのは政治的に中立でなければいけない。ところが、いろいろと明らかな攻撃をしてきたわけでありまして。早くに私もその教科書のコピーが手に入ったわけでありまして。なぜ手に入ったのか、これはもう2月の段階で入っているわけです。そのようにしてどんどんと攻撃というか、宣伝をしてまいっているわけです。この教科書をよく読ませていただきましたから、新しい歴史認識とやらを掲げまして教科書採択の世界に介入してきたわけでありまして、さてそれではこの教科書はどうかと、歴史を学ぶ喜びをもたらす教科書などと言われているのですが、結論的には日本が太平洋戦争と、それ以前にアジアの諸国に侵略をし、殺りくを繰り返し、略奪を行ったことをほとんど覆い隠してしまっているわけでありまして。例えば今問題になっている韓国併合の後、日本は韓国の鉄道、かんがいの施設を整えるなどの開発行為を行い、土地調査を開始し、近代化に努めた、こういうくだりがこの教科書にあるわけでありまして。皆様方も教育長も読んだと思うのですが、これではとても隣の韓国、朝鮮の方々が納得するわけがないわけで、確かにそういうことはやったかもしれませんが、それは近代化に努めたどころか、韓国、朝鮮を統治するための手段であったわけでありまして。それを殊さらこの教科書で強調するあたりが隣の国を刺激しているのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。これをまともに教えられた日本の子供たちは、すばらしいことを朝鮮にしてあげたと全く誤った歴史認識を持っていくのではないのでしょうか。我が国が行ったことが正しいという歴史認識をさせる、こういうようなことでは極めて問題が多いと私は思うわけでありまして。私は、社会科の三つの免許を持っております、理科は一つだけですが。その上からいって、私はこの教科書というものは歴史認識を事実をもってしっかり教えるべきでないかと、こういうふうに思うわけでありまして、これについて、教育長もそれぞれ教科書を見ておりますから、そこをご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 渡辺議員のご質問でございますが、ご指摘の教科書はここにあります。私も十分読ませていただいて、興味を持って読ませていただいております。しかし、これにつきましては、他の教科書と同じように一教科書でございますので、コメントは控えさせていただきたいと、このように思っております。

さて、検定制度でございますけれども、検定制度にはきめ細かな規則等がございます。事実かどうかとも十分判断し、正しい教科書を検定教科書として出しているものでございます。結果的に検定を通った教科書はどの教科書を使っても構わないと、こういうことでございますので、そういった意味で今真剣に各教科書を検討している最中でございます。なお、私のところにどの教科書を使え、どの教科書を使うなど、こういったことについては一切ございません。各教育長についても静かな中で毅然と、子供のためにどんな教科書がいいのか真剣に今検討し、考えている最中でございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、最後の問題にいきたいと思います。検定の方を先に教育長はもうお話しになっているわけでありますが、検定を通ったからという教育長の見解なのでありますが、そこについて私は鋭く突きたいと思います。私は、授業にどんな教科書でも使えるか、そういうことはないと思います。なぜかと申しますと、例えば読んだ中であつたと思うのです。歴史教科書の中で大東亜戦争、こういう用語を使ってございます。私社会科の教師34年やりましたが、私は黒板に書いたことはございません。検定意見や修正を受け入れて教科書ができたはずなのですが、こういう事柄はたくさんあります。公民の分野の方の問題にいきたいと思います。検定を通ったと教育長は言うのですが、公民というのは平和とか民主主義をしっかりと子供たちに教える、このはずの教科書が先ほどの歴史教科書で過去の戦争を反省どころか賛美しておいて、この公民の教科書ではいよいよ憲法の9条の価値をすっかり認めず、戦後60年間こうやって平和で努力をしてきた、これをすっかり無視してしまつて、朝鮮半島の情勢は一層緊迫しと述べて、韓国との領土問題をわざわざ出してあります。拉致問題は写真もあつたから、わかっていると思います。不審船のことを取り上げてあります。こういうもので取り上げることが悪いというよりは、隣国との関係を考えれば、危機感をあおり、近隣諸国が侵攻してくる、その可能性がある、だから我が国の防衛が大事だとこの教科書の公民で解いているわけなのです。そして、どこでも聞いたことのない国防の義務など、到底私たちは子供たちに教えるどころか、これは反対です。国防の義務を教えるというのです。そんな義務どこにありますか、憲法のどこに書いているか。これだけ教育長答えてください、国防の義務。これは検定を通ったからといって国防の義務を教えろと云うと、憲法に反することを我々は教えることはできないのであります。そして、さらに憲法9条を改正しなければいけない、こういう改正の問題ばかりです。読んだとおりでございます。こんな教科書が検定を受かつて、そして公平に採用してもらおうなんて、これは政治的に極めて圧力を感じるわけでありまして。国防の義務、これについての教育長の見解を求めておきたいと思つております。お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 検定制度でございますけれども、検定に当たっては細かい細目がございまして。学習指導要領に沿っているかどうか、事実として、科学として取り扱っているかどうか、子供の発達段階に即しているかどうか、子供の興味、関心を高めるものであるかどうか、指導方法、指導形態からいって使いやすいかなどなどありますけれども、文部科学省としてはこういったことを十分勘案して検定制度を続けております。ですから、検定を通った教科書ということは、それは今言ったようなことが認められていると、だからどこの地区でも検定を通った教科書については使つてもいいと、こういうこととございます。ただ、一教科書の云々今ありましたが、それについては控えさせていただきます、このように思つております。

それから、もう一つ、教科書は国定教科書ではございません。それで、教科書には特徴がございます。例えば算数でありますと、数と計算、量と測定、数量関係、図形と、こういう分野で出ておりますけれども、Aという教科書は数と計算に非常に細やかな配慮をしている、Bという教科書は図形についていろんな新しい発想をしていると、こういったこととございますので、その教科書が

その地区のその子供にとって最も使いやすいかどうか、どれがいいのかどうか、そういった地域性も考慮して科学的な判断もしながら今検討している最中でございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、教育長は肝心なことを答えられていませんが、国防の義務というのは、憲法だとか、あるいは学習指導要領でも結構でございます、どこにあるのかということです。検定が通ればということで教育長はすごく強調しますが、検定を通ったといっても、だから憲法や教育基本法でも結構でございます。あるいは学習指導要領に国防の義務というのは初めて、とてもではないがそんなのが教科書に出てくるというのが不思議なのですが、これについてお答えいただきたい、その根拠。

○議 長 教育長。

○教育長 何度も申し上げましたとおり、教科書につきましてはその項目、項目に合致しているか、それをクリアしているか、そういったことを十分吟味しますと同時に、許容範囲としてその会社の考え方もあるいは出すことができると、このようになっています。ただし、その考え方も子供の教育として瑕疵がある、あるいは実態に合わない、こういったものは検定教科書としては採用されないことになっております。ですから、教科書の中にはいろいろ違った表現もあるかもしれませんが、最終的に日本の子供のためになる教科書という意味で検定を通っているものでございます。

最後の問題については、私は個人的な見解は出さない方がよろしいだろうと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 よろしいですね。

○渡辺議員 はい、全部終わります。

○議 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、ポスフル出店協力要請に関する件

- 1、要請書提出までの滝川市の動きと現在の動向について
- 2、出店のメリットとデメリットについて

### 3、出店の可否判断について

#### 4、中心市街地の空洞化防止策について

まず、2件中の1件目、ポスフル出店協力要請に関する件ということでございます。5月23日に商工会議所と滝川市の方にポスフルの方から出店協力要請があったということでございます。まず、一つ目は、要請書提出までの滝川市の動きと現在の動向についてということなのですが、事前にはいろいろなうわさもありましたし、情報もあったと思います。そうした情報収集は当然されていることだと思いますけれども、その分析です。例えば出てきたらどうなのだと、いろんな分析が仮定の中でできるかと思えます。その分析の有無と、もしありましたらその内容。また、やはり準備みたいなものがあったのではないかなと推測されるのですけれども、それはどういうものであったかということと、それからポスフル側からの現在の動向などについてまずお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 大型店の出店に関する情報というのは、さまざまな立場からさまざまあります。ポスフルだけではございません。ディベロッパーと思われる皆さん方の話もあり、コンサルタント会社としての話もあり、あるいは大型店と考えられる話もあり、立地の場所もうわさとしては実はさまざまであります。したがって、この大型店がここに出店をするかどうかという予断を持って情報収集を行っているわけではありません。しかし、それでは黙っているのかということ、決してそうではありませんで、経済産業局とかさまざまな情報手段の中で、どういう可能性があるのかというのは想定はしてまいりました。しかし、今回のように正式な要請があるということでありますから、これは今ご質問のありました情報の分析はしっかりとしている最中でありまして、ポスフルの出店を想定をして、さまざまな分析でありますとか準備態勢を整えてきたわけではありません。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 わかりました。現在の動向についてはお答えをいただけていないので、いただきたいと思うのと、それから、提出された際に、多分文書の中だけの話ではないと思うのですけれども、何かそこで情報を得たということなどはあるのかどうかということなども教えていただきたいというふうに思えます。

○議長 長 市長。

○市長 その後ポスフルから何ら市に対しての働きかけはございません。学校法人國學院大学の方にどういう働きかけをしているのかというのは、私の方としては掌握をいたしておりません。今後協議をしていく中でいろいろそちら辺の情報交換はしたいというふうに思っております。

それと、ご質問の趣旨がちょっとよくわかりませんが、出店要請の過程の中でプラスアルファのどんな情報を知り得たのかという趣旨ですか。

それでは、とりあえず以上お答え申し上げます。

○本間議員 まず、ポスフル滝川店出店協力のお願いという文書が出ているときに、多分いろんなことがあると思うのです。例えばイオンショッピングセンターの関係がどうだとか、例えばダイエーの土地の話だとか、そんな話とかがもしあったのであれば聞かせていただきたいと思えますが、

なければ結構ですけれども。

○議長 総務部長。

○総務部長 当日私、それから企画課長含めて、後段で経済部長が要請書を受けたときに対応しました。私の立場としては、さまざまな要請含めて窓口としての企画があるということで、私に対応させていただきましたが、その中のお話として出店規模としては約2万平方メートル弱で2層であると。それから、賃貸方式で行いたいと。建物は自社所有かリース会社かということのお話と、それから平成18年の秋または平成19年出店のオープンをしたいという希望でありました。イオングループでさまざまな物流の再編があって、イオン、ポスフル、マックスバリュ、それから最近ではジョイという住友系列のお店も全部イオングループ傘下に入ったわけですが、イオングループとしてポスフルの出店を了解しているのだろうかということのお話を私から投げかけたところ、ポスフルとして了解をしているというお話でありました。それから、今の國學院大学の用地はバイパス沿いから見ると左手だけが道路ですので、12号バイパスからの進入路を考えると、交通のアクセスの問題から含めていくとバイパス沿いの農地の方とも今後交渉したいというお話もあります。それと、先ほど申し上げられましたダイエーの件ですが、ダイエーが再建処理ということの中でそれぞれ店舗の閉鎖含めてさまざま論議されているようではありますが、当然イオングループの方にもお話があったのではないかと思います。その点はいかがなのでしょうということをお話を聞きましたところ、当然ダイエーの用地、店舗は見に来ていますと。ポスフルとしては、あの店舗については我が社の店舗戦略になじむ店舗ではないという判断をしていますと、こういうお話がそれぞれ出店要請のときにありましたことを申し添えます。

○議長 本間議員。

○本間議員 1番についてはわかりました。

それでは、2番目ですけれども、市商連の方から出店に関する反対の意見書が6月6日付で出ています。その中に、出店のデメリットということで6件、それからポスフルから出店協力要請の中に経済効果ということでまた6件出ております。もちろん当然これがすべてのメリットとデメリットではないと思われまして、長い目で見た場合に全く違う視点ももしかしたらあるかもしれません。そんな中で、市長が考えるメリットとデメリットをお聞かせいただきたいということと、それから今後分析すべき内容という部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 物事は大体あちらを立てればこちらが立たずというのが多いわけで、例えばある立場に立つてのメリットはしからざる立場の皆さん方にはデメリットになると、特に経済関係はそういうことが多いというふうに思います。経済学ではこういう原則があるのだということを前提に物事の判断が行われていくということのようではありますが、私は大型店のメリットが中心市街地及び中小小売商業にとってのデメリットにならないような対策をこれまでもいろいろ商業者の皆さんと一緒に考えて行動してきたつもりでありますし、その考え方は変わりありません。したがって、大型店と中心市街地及び既存商店街は別な土俵で相撲をとると。同じ土俵で相撲をとって勝てる中小小売商店の場合は何の問題もないわけでありまして、そうでない場合には片一方のメリットが

デメリットにつながらないという対策こそが必要だというふうに思っております。いろんな判断がなされるというふうに思います。経済的なメリット、デメリットという意味では、滝川市内に大型店がビジネスチャンスありという形で進出をしてくるわけでありましてけれども、そういう意味では市場は拡大する。この拡大する市場をどうメリットに結びつけていくかという片一方の戦略もまた必要だというふうにも思っております。

雇用についても400人程度雇用すると、市外から100人程度雇用開発効果に結びつくというところであります。こういう面では確かに市内の雇用開発が進むわけでありましてけれども、それではこの雇用をどこから持ってくるのかというと、ひょっとすると雇用の買い手市場による競争が激しくなるということも考えられる。とすると、かなりはパートタイマーでありますから、パートタイマーの賃金上昇に結びつかないかということも実は考えられるわけでありまして。大型店シェアもかなり大きくなりました。これでいいのかどうかという分析も必要であります。あるいは、市民の立場に立ってみれば選択性がふえるのではないかということも出てくるというふうに思いますが、一方雇用がなくなった場合に消費生活上の選択性、利便性、快適性というのは満足されるけれども、雇用上大丈夫なのかという問題もあるわけでありまして。一方で、郊外型でどんどん出てくるということが市街地を拡散させるという方向に結びついていかないのかどうかと、どちら側にとってメリットであり、どちら側にとってのデメリットなのかと。私は、税収の問題も同じ問題だというふうに思います。片一方で税金上がるかもしれない、固定資産税上がるかもしれないと。しかし、既存の商店街にとってはどういうことになっていくのだろうかということも考えなくてははいけません。私は、こういうふうに経済的なデメリット、メリット、あるいは外部経済効果、直接的に経済的なメリット、デメリットではないけれども、間接的に影響を与える外部経済、外部不経済、そういうものについてトータルな分析、判断が必要だというふうに考えております。

○議長 本間議員。

○本間議員 メリットとデメリット、多分一つ一つ挙げるとたくさんあると思われるのですが、いずれにしても先ほど市長が言われたようにトータルに判断しなければならないと。まず、その具体的な方法というのですか、どうやってやっていかれるのかということがまず大事なポイントだと思います。実際に数字の面とか、要するに税収は上がるけれども、既存地場産業の衰退というものが商業という部分、その他多分あると思います。そうしたものはどうなのだろう。それから、中心市街地が空洞化して市街地が拡散していくという中でコスト増、例えば先ほど来の除雪費とか、今や街灯の電灯を少なくしようというような話までなっている状況の中で、そういう拡散というのは本当にできるのかというようなこと、あと見方としては商業的な部分の分析として、西友が撤退しました。あれは15年ちょいですか、の中で撤退をいたしました。商業というのは浮き沈みが当然あるわけでありまして、ポスフルが出てくると多分玉突きのようにどこかが撤退するおそれがあるということも容易に想像できるわけでありまして。そうした中でどういうふうに長期的視点で考えていくかということについても分析をしっかりとしなければならないということで、多分18年度に、18年度から22年度までに新しい滝川ということで滝川市総合計画後期基本計画の策定というのがされると思うのです。もう一つの質問は、これに関連してどのようにされていくのかと

いうことについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 議員も十分ご承知だというふうに思いますが、かつて大型店が出店する時代には、その大型店の影響を数値で評価をして、それを資料として出して、皆さん、特に商調協とかのご意見を伺うということでありました。例えばハフ・モデルとか個々にこの程度の商業集積ができ上がった場合に何々商店街は平均的に何パーセントの影響を受ける、つまり売り上げがトータルとして何パーセント落ちる可能性がある、そういうデータも配布しながら、調整4項目、売り場面積だとか出店時期だとか時間の問題だとか調整をした時期があったというふうに思います。しかし、もうそういう時期では全くなくなって、市民は品ぞろえが多くて選択性がある、しかも安くて、市民というか国民はそういうふうに望んでいった。そういう中で本来の本店法という届け出法を実質的に許可法みたいな形で運用してきたやり方はまずいということで、本店立地法でほとんど規制のたがをはめていこうではないかと。その場合に問題が生じる環境上の問題について市長は意見を申し述べることができるというふうに根本的に変わってしまいました。したがって、そういう過程の中では数字で評価をするというのは私はなかなか難しいことだというふうに思っております。したがって、先ほど申し上げましたように既存の商店街への影響というのは当然分析をしないではいけません。これは分析をいたします。しかし、今申し上げましたような数値で分析をするというのは、法の精神からいっても現実的な手法からいってもなかなか難しいというふうに思っております。この方法が最高だということで修正ハフ・モデルやったわけですから、修正ハフ・モデルはもう使えないと、意味ないと、効果がないということでもありますから、極めて数字での評価は難しいというふうに思いますけれども、そうではない分析、評価の方法が必要だというふうに思います。

税金の方も、これは入ってくる金は規模さえ想定できればわかります。しかし、それによって影響を受けて、例えばどういう税金上の影響が出てくるのかというのは、これは数字で評価するというのもこれまたなかなか難しいことになってくるだろうと、余りにも前提条件が多過ぎると。したがって、片一方ではこういう税金がある反面、片方ではこういう影響が出てくるのが想定されますということは、私どもとしてはしっかり分析しておく必要があるというふうに思います。

郊外に資本集積をされた結果、一体周辺の開発はどう進むだろう。それによって市街部の空洞化はどうなるのか、これも数値で評価するというのは極めて難しいことでもあります。しかし、こういうことが想定されるということはしっかり考えて情報提供する必要があると、判断過程の中では判断根拠にしていく必要があるというふうにも思っております。雇用についても同様であります。あるいは、國學院短期大学が候補地になっているわけですから、國學院の経営、そして滝川における影響、そういうことも当然考えていかななくてははいけません。今申し上げましたような多様な立場から議論をできる状況をつくり上げるということとあわせて、市民の皆さん方のお考え、関係者の皆さん方のお考えを踏まえて判断できる分析、そういうものもやっていく必要があるというふうに思っております。

長期計画との関係であります。今長期計画は基本構想が10年でありまして、これから策定をしないではいけない18年度からスタートする5カ年計画は基本計画で5カ年計画であります。地方

自治法によって定めた基本構想を変えるという考え方は、今のところはありません。そのもとにある基本計画、5カ年計画の中で今後の都市構造をどうしていくのかという議論は当然しなくてはなりませんし、それを実現するための具体事業の総量も明らかにしていきたいというふうに考えております。中心市街地がどうなっていくのか、郊外における土地利用の動向がどう進むのか、こういうのはやはり基本計画の中で議論すべき課題だというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 それでは、何か似た質問だったと思いますので、次に進めてやっていきたいと思えますけれども、出店の可否判断についてということで、希望地へのポスフルの出店の可否を判断するのはだれが判断するのかと、それから何に基づいて判断するのかと、それはいつごろなものなのだろうということなのですからけれども、今までの質問とご答弁とかなり似てくるとは思うのですけれども、今分析の内容とかは数値では難しいというふうに言われました。ただ、かなり数値的にやっていかないとどういう判断を下し切らぬというふうにも思ってしまうわけです。当然数字が絡むわけですので、当然それは加味されながらいくのでしょうけれども、完全なものはないにしても、ぜひ分析をして、例えば経済建設常任委員会に対して情報提供いただくとか、そんな中で進めていただきたいというふうに思いながら3番目の質問を試みたいと思います。お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 分析過程の中で、それでは100パーセント数字出せないのかということ、必ずしもそうではないかもしれませんが。分析の結果それなりの想定される姿が数字であらわせるものについては、その努力はいたします。しかし、今は想定でありますけれども、そういうものはかなり限られてくるであろうというふうな感じを持っております。出店の可否についての判断の時期ということではありますが、これは國學院大学がどうのご判断をなさるのかと、土地の所有者は学校法人國學院大学でありますから、しかし私どもとしてはその土地を購入をするための資金の寄附をさせていただいたという立場がありますので、学校法人國學院大学も市と十分相談をしてというふうなことであります。したがって、國學院大学と相談をさせていただく中で、おのずとどうなっていくかということについてはしかるべき時期に判断がなされるというふうに思っております。しかしながら、ポスフルがいいのだと、進めるということであれば、それはポスフルが土地利用規制上の課題があったとしてもどういう形で進めていかれるのか、それはよくわかりませんが、出店を希望する側のお考えだというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 そこが実は今回の質問のポイントの大きな一つでもあるわけでありまして。これは、滝川の将来というものが非常にかかる大事な案件になってしまったわけです。急にそういうものが来てしまったわけです。そのときに、確かに國學院に寄附した土地だから、國學院の判断に任せるとするのは普通なのかもしれませんが、経緯からして、いろんな角度から見て、やはり最終判断をするのは國學院が判断するのも実はそれはできないのではないのかなとも思いますし、だからそのところをお聞かせをいただかなければ先へ話が進んでいかないというふうには思うのです。先ほどから基本計画に関連するのはどうなのだとか、そういう話をしておりますけれども、長期的

な視点で見れて、そして滝川市の将来像をきちっと考えてやれるというのはやはり市長なのではないかなと思うわけであります。それにつきましてご答弁いただけたらと思います。

○議長 市長。

○市長 4年制の大学、それから男女共学化、そういうことを目標として3億9,000万円余りの寄附をさせていただきました。土地を買収をするということが目的であります。その背景には確かに今申し上げたようなことはあります。そして、國學院大学は、その寄附金をもとに用地を買収をいたしました。しかも國學院短期大学自身で造成費4,000万円をプラスアルファして、あれをグラウンドということで使えるようにして、現実に使ったわけです。私は、寄附の目的は達成しているというふうに思います。しかし、國學院大学としては、そういう経過もあり、市と協議をしたいということでもありますから、私はその協議の場に、どういう立場で議論をするのかということは別にして、協議の土俵に乗らせていただいて議論をしていきたいというふうに思っております。滝川市全体に対して極めて大きな影響を及ぼす案件であるということは、議員と全く同感であります。しかし、かつて國學院短期大学に対して支援をしてきた同様の形で問題解決が図られる状況にもない、市長としては難しい選択が求められるということでもありますけれども、私としては万機公論に決して最終判断はそういう意味では行政上の判断を市長はするべきであるというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 よくわかりました。いずれにしても、普通民間の土地を買って入ってこられたりすると全く介入する余地もなく出店されてしまうということですので、今回はそうしたカードがあるということもありますので、十分考えることができるのではないかと、時間をかけて考えるということもできるのではないかなと思います。また、もちろん近隣の市に出店するという話もありますので、そうしたものも含めてぜひ可否判断を進めていきたいものだというふうに思います。

次の質問に移ります。4番目、中心市街地の空洞化防止策についてということで、出店の有無にかかわらず進行する市街地空洞化の防止策はと。自分たちなんかも含めながらいろいろやっているようなことだと思いますけれども、こうした状況の中でどういう防止策があるとお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 市街地の空洞化に歯どめがかからないというのは、まことに残念なことであります。ぜひともこの空洞化をとどめたいという気持ちは市民の皆さん方も、それから直接これにかかわる皆さん方も同様のお考えだというふうに思います。空洞化は主に三つあるというふうに思います。一つは、商業機能の空洞化が進んだ。二つ目は、人口の空洞化が進んだと。三つ目は、これは空洞化と言っていかどうかわかりませんが、かつて公共的機能というのは大体まちの中にありました。その公共機能の充実が叫ばれて、いろんな公共施設なんかもでき上がってきたわけでありまして、それは主に郊外にでき上がっていったと、市街地周辺部にでき上がっていったということによって、総体的に中心部の公共機能が低下してきたと。この三つの空洞化があるというふうに思います。そしてまた、こういう方策をこれまではどちらかといったら商業の空洞化を除いて

は誘導してきたという側面もあるというふうに思います。例えば住宅団地を市街地周辺地につくっていくと、そのことによって市街地を拡散させていって、都市の容量を大きくしていくと、公園も立派な公園ができ上がると。そんなふうに、必ずしも都市の拡大政策はマイナスではありませんけれども、その結果人口減少時代になってきたときに結果として空洞化として表面化していくという面があるというふうに思います。私は、人口の空洞化に対しては中心部居住を進めるべきであるというふうに思います。これは、行政だけでなく民間活力を活用しながらやっていく必要があると、それを助長するための制度というのもあっていいというふうに思っております。

商業の空洞化、これはご案内のように大型店がどんどんビジネスチャンスを求めて、滝川はもうかるぞということやってきたわけです。それに歯どめをかけられないという法的枠組みも実はそれを助長したわけであります。ここにきて本当に大変な状況になると、このままいったら欧米の、特にアメリカの小さなまちの駅へおりたら何もないというようなまちになってはいけなわけでありまして、そういう商業の空洞化に歯どめを本当にかけなくてはならない時期だというふうに思います。しかし、それはハード事業でできる状況にあるかという、私はそういう状況にはない。それは、再開発事業が成立しなかった。駅周辺の土地区画整理事業については今の財政状況の中では待ったすべきだというさまざまなご意見もいただきました。私は、今はソフト事業で市民の皆さん方の中心市街地の商業に関する信頼を回復しなくてはいけないというふうに思います。同じ土俵で勝負をしてはだめだと。ぜひとも商業機能の空洞化のために商業者の皆さん一生懸命やっていたかなかったらならないわけでありますが、しかし私としても中心市街地活性化基本計画の点検作業を今やっておりますから、これも商業者の皆さん方と一緒にやっています。そういう中でどういう道を選んでいくのかということをよく点検をして、TMOの動きを含めて適切な、市民とともに魅力ある中心商店街を築いていく方向性を打ち出す必要があるというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 今お答えいただきました商業、人口、公共ということでございまして、全く同感でございます。そこで、ちょっと具体的なところまで踏み込んで話をしていきたいと思うのですけれども、例えば居住促進の方策です。商業機能が低下すると住みたくなくなる、住みたくなくなると商業機能が低下するとか、そういうことってあると思うのです。そういうスパイラルに陥っているのかもしれない。だから、西友の食料品が売れませんでしたと、周りにおうちがないからだ、でもなくなったら、またマンションの計画がなくなりましたと。そんなことになってしまうわけです。そこで、例えばマンション建設をするときの優遇策とか、これ詳しくメリット、デメリットについてわからないで言っていたら申しわけないです。例えば借り上げ公営住宅とか、そういう誘導策というもの、前にも質問でちょっとやったことあると思うのですけれども、実際に必要な時期を迎えているのではないかというふうに感じているところであります。それについてお考えをお伺いしたい。

それから、もう一つは、元気タウン、商業の方、ハードではないということで、完全にハードでなくなったのではないのではないかなとは思っておりますけれども、ソフト面といたしましてお聞きいた

しますと、元気タウン計画の見直しというのを今進めているところでございまして、TMOアニメ滝川が本年度いっぱい解散して違う組織体にしたいということになっているわけでございます。そこで、元気タウン計画の見直しについて進めているところなのですけれども、実は当初予算がついておりません。当初予算がついていなくて、やっぱり会議費もかかるだろうし、それから専門家の意見も聞きたいだろうし、その旅費もかかるだろうし、もしかしたらスピードアップするためには、なおかついろんないいアイデアを集めて、それを具体化する形づくりのためには、いわゆるコンサルタントというものも必要になるのではないかなということを感じてしまっていて、補助事業だとかいろんな18年度に向けたことを考えていく中で、アニメ滝川、今後のTMOの組織体の姿というものがどんなものであるのかと、どんなものにするのであるかということが明確でない。それも早い時期に、10月とか11月とかには確定していないと多分国にも道にも話ができなくなってしまうという状況に大分迫っているのではないかなと思うのです。経済産業局と話をしても、本当に急いでくれという感じで言われますし、だからこれについてはそうした部分で何か補正予算なりを考えてつけるとかやらないとならないのではないかなと思っているのですけれども、それに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、今いろんなまちでいろんな条例がつけられているわけです。外国では随分そういうのが進んで、ヨーロッパでも進んでいるという中で、大体のものが大型店に対する関係の話になるのですけれども、まちづくり条例と言われるもの。総合計画とか基本計画とかということだけで、ぼやっとしたものを表現するだけで本当に今後のまちづくりに対してどうなのだろうとちょっと思うところがあります。そうした条例等のことについてもお考えなどをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 誘導策を講ずるべきだということでありまして、やはり行政としての誘導策は重要だというふうに思います。しかし、その中で主体はだれであるのかというのははっきりして、行政が直接投下するのは事業主体として直接やればいわけでありまして、これをどう誘導していくのかということになりますと、だれが事業主体でやって、どういう誘導策が必要であるのかという議論が十分必要だというふうに思います。マンションの優遇策という具体提案でありますけれども、私は先ほど申し上げましたように民間活力を活用しながらやっていくというのは基本の方針として変わりありませんから、その場合にどういう制度で誘導していったらいいのかというのは、当然のごとくよく考えていかなくてはいけないというふうに思っております。最近財務省は、まちの中に民間住宅を建てるときに市町村が補助金を出すと、とんでもないと、だから地方交付税が足りなくなるのだというふうなことを報道いたしております。こういう金銭的な補助金かどうかということは別にいたしまして、手をつないで一緒に協働をやっていく場合にはそれぞれの立場でしっかりと事業計画を立てていただくとともに誘導策も必要であるというふうに思います。借り上げ公住は、計算してみました。そうしたら、やっぱり損なのです。どうせ損なことやるのであれば、直接借り上げ公住という方法ではない方法もしっかり考えていく必要があるなど、そういうふうに今のところは思っております。

ハードを否定しているわけではありません。しかし、時代は変わりました。かつてのように金がある時代は、ソフトはともあれハードをつくれればソフトは後からついてくるという感じでハードをどんどんつくっていった時代はもう終わったという意味であります。何が行われるのかという、そういう行動を中心に物事を考えていく。それは、やはりソフトが中心になっていくだろうと。そこで必要であれば、それを達成するためのハードをつくってあげばいいわけで、発想そのものはやっぱりソフトありきだというふうに思います。ある人が言いました、ハードウェアというのは何かと、ソフトウェアの古くなったのをハードウェアという。考えてみたら、私もそれには同感であります。ソフトウェアをつくること、そのことによって中心市街地は活性化の大きな手がかりを得るといふふうに思います。それを実現するためにどうしてもハードが必要であるといふのであればハードを実現していけばいいと、物事を考える出発点としてはそういうふうに思います。

現在元気タウン計画、中心市街地活性化計画の点検作業中であります。点検作業でありますから、いろんな皆さん方のご意見をお伺いをし、知恵をおかりをする必要があるといふふうに思います。このための予算はありませんけれども、いろんな形で必要なことはやっています。しかし、すべて金で勝負ということにはまいませんし、特に商業者の皆さん方はいろんなコンサルタントの皆さん方とのお付き合いも多いでありますから、この人だということがあればぜひともアイデア提供していただきたいと。金がないからやらないということはいたしません。そのときに補正が必要であれば補正を考えればいいわけで、やはりこれも金ありきではないといふふうに思います。

まちづくり条例でありますけれども、まちづくり条例はさまざまな側面から策定をされてきつつあります。行政が勝手にプランを立てて予算づけして、議会の理解をいただければ実行できるという時代でもなくなってまいりました。計画の段階で、実行の段階で、評価の段階でさまざまな参画が必要であると同時に、最近のまちづくり条例は市長は何をすべきか、行政は何をすべきか、あるいは市民は何をすべきか、こういう役割分担を明確にしていくと、そういうこともまたまちづくり条例の目的の一つにも掲げられております。必ずしも中心市街地活性化とかかわるものではございませんけれども、私はまちづくり条例を制定するかどうかの判断は別といたしまして、まちづくりをしていく根本が変わってきているということを前提に置きながら、計画、事業の実施、そして評価、そういう取り組みを進めていきたいといふふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 補正も物によってはやむなしといふふうに何となく受けとめさせていただきました。いずれにしても、ポスフルの関係については、一番脚光を浴びるのはやっぱり商業者ですし、死活問題であるということと、それからあと長期的な見方をするとまちづくりの根幹にかかわる可能性もあるという中で、我々もしっかり考えていきたいですし、ともにやっていきたいといふふうに思っております。

## ◎2、農業の振興策に関する件

### 1、農業開発公社の存廃判断について

それでは、次の質問に移ります。農業の振興策に関する件でございます。農業開発公社の存廃判

断についてというふうに書いてありまして、現在の状況と市長の考える方針というふうなことですけれども、これについて実はある企業と新規取引の可能性があるとというふうにちょっとお聞きしまして、今タッグ計画の中で出されているのが今後新たな受注など好転要因はありますが、機械の更新などを考えると長期的には農業開発公社内の経営改善に限界があると考えられますということで、これくだりの文章ですけれども、目標として17年度中に存続を含めて判断を行いますということなのです。これはこれで結構だと思っておりますけれども、自分も例えば改善の要素がないのであればさっさとジャッジすべきというふうには思うわけでありましてけれども、ただ利益が少しずつでも出ていくのであれば利益で損を圧縮していくことの方がさらにいいことではないのかなというふうに思いますことから、企業が取引したいかしたくないか考えるときに、今後やめるかもしれないというふうに言い続けているところとはテーブルにのらないということにやっぱりになってしまうのではないかなと思うので、その方針を急ぐという必要があるのではないかなと、17年度中というだけではなくて。そんなふうにするのですけれども、ただこれは公社というのは滝川市ではありませんので、そうした部分も含めて市長の考える方針についてお聞かせいただければと思います。

○議長 市長。

○市長 農業開発公社は、滝川の農業振興ということを目的にでき上がった会社でありまして、したがって市としては株主として出資をしておる。そしてまた、いろいろ経緯はございましたけれども、損失の補償をしておる、職員の支援を行っているという状況がございます。そういう意味では、私は株主として、あるいは損失補償を行っている立場として、事務局の一部職員について行政的な支援をしておると、こういう立場から、この事業をどうしていったらいいのかという判断が求められていくということでもあります。しかし、当然のごとく商法法人であり、法人格を持っているわけがございますから、そしてそこら辺の判断は取締役会が行っていき、株主総会で必要な事項については判断が行われるということでもありますから、私はそういう商法法人であるという法人格の中で十分議論されるべきだというふうに思っておりますが、私は先ほど申し上げました3点の立場から、市民の税金の使われ方ということから議論への参画が必要だというふうに思っております。今期は、おかげさまで黒字であります。黒字がどれくらい継続していくのかと、これからの再建の見込みはどうかということもまた今後の動向に影響を与えるというふうに思いますし、あわせて先ほど申し上げました損失補償、これは平成19年で切れるわけでありまして、その動向をどう考えていくのかと同時に、人件費等の支援についてどういう状況になっていくのか。こんなことで冷静な判断が必要であるというふうに思います。こういうことについて農業開発公社としては特別委員会を設けて、検討の委員会を設けて、過日取締役会に報告がありました。それを踏まえて早急に議論が行われ、できるだけ早いうちに結論が出るというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 最後に、微妙なお答えだったのですが、きつともって十分な議論に参画されて、早いうちにその方針が出るということだというふうに思います。では、だれが判断するのだというときに、確かにその代表たる人が責任というか判断をするのだということになると思うのですが、そういうものでもないに近いのかもしれないと思うのです。そのときに、これ質問になる

かどうか、緊急アクションプランの中の幾つかの3番で農業開発公社とかグリーンズとかいろいろ書かれているのです。この中に目標として、17年度中に農業開発公社の存続含めて判断を行いますというの、これの主語は多分滝川市だと思うのです。だから、そういうふうな気持ちで当たっていただいていると思うのですけれども、株主としてというだけでなく参画していただいている判断をしていただけたらというふうに思います。

質問にならないと思うのですけれども、お答えをもう一度いただければありがたいと思います。

○議長 市長。

○市長 累積赤字を抱えていて、しかも単年度黒字であると、そして取引をしたいという企業もそれなりに声がかかってくる。実は難しいです、これ。判断としては非常に難しいですけれども、行政としては出資していますから、この株がどうなるのかということ、それから二つ目は、それよりも今喫緊の問題は損失補償の問題だと思います。損失補償は議会の議決を経なくてははいけませんから、議会の議決を得られるということは、私としても提案するときには市民の皆さん方の理解を得られて損失補償をし、議会の議決をいただかなかつたら損失補償できないということでもありますから、今の農業開発公社は金融機関がお金を貸してくれないために市が損失の補償をして、それで初めて金融機関がお金を貸してくれている話でありますから、この損失補償が切れたら資金ショート、倒産という危険が極めて高い会社でもあるわけであります。私は、そういうさまざまな状況、それから今の行革の中で事務所の社員の給料を一部持つと、これは農業振興という立場で判断していることでもありますけれども、これがいつまで継続できるのかどうか。特に後段の二つについては、明確な市としての考え方を示して、農業開発公社内部での真剣な議論が行われるべきだというふうに思います。そして、その結果選ぶべき道は、私は一つではない、いろんな選択の道があるのではないか。そこら辺をよく議論するべきであるというふうに思っております。

○本間議員 終わります。

○議長 以上をもって本間議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでした。市民クラブの大谷久美子です。初めてのこの議会の状況です。時間配分をいたしましたけれども、少々配分がまずいこともあるかもしれませんが、一問一答ですが、何点かあわせて質問したりする部分もあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、早速質問に入らせていただきます。

#### ◎1、滝川市における子育て・少子化対策について

- 1、滝川市における合計特殊出生率はどのようになっているか。
- 2、滝川市の男性職員の育児休業の取得状況はどのようになっているか。
- 3、家庭生活と均衡のとれた働き方となっているか。また、どのように指導されているのか。
- 4、少子化対策に対する考え方
- 5、私立幼稚園の就園奨励金・市立保育所の料金改定について

1件目は、滝川市における子育て、少子化対策について、1、2、3と関連しておりますので、あわせて質問させていただきます。平成16年度の国、道の合計特殊出生率が発表されました。国においては、昨年をさらに下回りまして1.288と、1.29ということですが、さらに下がっております。また、北海道においては、それよりもなお一段と1.19と低い状況になっております。きのうのテレビ報道でもされておりましたが、ついに来年からは人口減少というところまで来ていると、危機的状況にあると言われておりますけれども、滝川市の合計特殊出生率はどのようになっているのか。

次に、育児休業についてですが、女性職員はほとんどの方がとられているように思いますが、現在男性職員の方にも適用になっておりますが、先ほど配付されております市の特定事業主行動計画のプリントの中から見ますと、14年度、15年度については男性職員の方はゼロということではほとんどとられておりませんが、16年度はどのようになっていたのかお尋ねいたします。

次、三つ目ですけれども、少子化対策として道では昨年の10月に北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例というものが策定されました。家庭生活と均衡のとれた働き方、そして雇用環境の整備、保育サービスなどの充実、社会全体による取り組みの促進などが盛り込まれているものです。また、今年3月、滝川市においても「滝川市特定事業主行動計画～健やかな育児支援のために～」というものも策定されております。これらの内容を見ますと、これがこのとおり実現されたならばかなり子供を育てながら働きやすい環境になったのではないかと思います。しかし、一般的にというのは、これは市職員ばかりでなくて民間も含めてですが、一般的に正規の職員の勤務時間は平均10時間から11時間とされていると聞いております。これではとても家庭生活と均衡のとれた働き方とは言えません。市においては、人件費の削減などによる日常的な忙しさが子供を育てながら働ける条件として整っていると考えられるのかどうか、もしそのとおり大丈夫だということであれば非常にいい働き方として賛成できるものですが、その辺のところをお尋ねしたいと思います。また、特定事業主として均衡のとれた働き方を指導する立場にある市長としては、通知はされておりますも実態はどうなっているのか、どのように指導されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長 市長。

○市長 大谷議員の子育て、少子化対策についてお答えを申し上げます。

滝川の合計特殊出生率、先ほど国は1.29、北海道は1.19だというご質問でございました。数字の何かよくわかりませんが、国の1.29はそのとおりでございますが、道は1.20だというふうに私どもの資料ではなっておりますので、その程度の数字であるということでもあります。滝川は平成15年のデータしかございませんけれども、平成15年で統一をいたしますと1.41であります。北海道は16年で1.19なのですね。比較しやすいように15年のデータで申し上げますと、国は1.29、北海道は1.20、滝川は1.41。つまり滝川では全国平均、全道平均より子供がよく生まれているということでもあります。

男性職員の育児休暇の取得状況についてでございますが、16年度というご質問がございました。女性職員7名の育児休業の承認をいたしておりますけれども、男性職員からの請求はございません。

でした。参考までに申し上げますと、取得可能職員は7名でありまして、全員育児休業の承認をいたしております。一方、男性は10名であります。しかし、男性からの請求はございませんでした。ないからいいということではございませんで、ご質問のございましたように次世代育成支援対策推進法という法律もできているわけでありまして、ご質問の滝川市特定事業主行動計画というものを策定をして、男性職員も含めた育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいるところでありまして、そのための手だてもそれなりに打っているつもりであります。しかし、結果としてはこういうことでもあります。これからも当然法律の趣旨、それから特定事業主としての滝川市の行動計画、それに基づいてよくPRをしながら、子育て環境がより充実するような取り組みは必要であるというふうに考えているところであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 なぜこういうことを聞いたのかというのは、次にかかわってくることなのですけれども、少子化対策に対する考え方なのですが、男女平等に対する考え方は社会的、制度的には年々少しずつではあるが、進展してきております。十数年前ですと男性が育児休業なんて考えられないことだったのですけれども、法律的にはそれらが認められるようにはなりました。しかし、実際はどうかというと、今お聞きしたような現状であります。いろんな考え方が制度から実際に生活に浸透していくには十数年、20年以上もかかるのではないかと思いますけれども、育児など家庭責任は両性が担うべきものであり、この考え方を浸透させていき、育児休業や育児休暇、看護休暇などを有効に使うことで女性の分担を少しでも軽くする。女性もフルタイムで正規に働くことが当然として考えられるような社会づくり、環境づくりをしていくことが大切でないかと思えます。滝川市特定事業主行動計画を単なる通知に終わらせることなく、積極的な取り組みを期待するものです。少子化は、生産年齢が減少し、経済を落ち込ませ、まち全体を衰退させる。真剣な取り組みが必要と思えますが、その対策をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 男女雇用機会均等法ですとか、ただいまのご質問のありました育児休業の件でありますとか、男女が平等な扱いというのは世の中でどんどん進んできているというふうに思います。そういう一方で、男と女というのは当然あるわけでありまして、男と女のそれぞれの立場というのも十分尊重されながらいかななくてはいけないのではないかというふうにも実は思っております。男性が育児休業をとって育児をするというのは法律的にもしっかりと認められていることでもありますから、私は特定事業主としてもそういう理解を職員にさせる義務を負っているわけでありまして、したがって計画をつくって着実に進めていこうというふうに思っておりますし、市内の企業の皆さん方にも該当する皆さん方には計画的にお勧めをいただきたいというふうにも考えているところであります。あるいは私の聞き違いかもしれませんが、育児は行政が担う、行政を……

(「両性、両方」と言う声あり)

○市 長 両性ですか、わかりました。それには賛成であります。父親と母親が協力しながらやっていくというのは当たり前の話でありまして、それがどういう形になるかというのは両性の合意で決められるべき問題であると。そのときにそれぞれの雇用主がどういう対応をするのかと、そう

いう立場で私は推進をしたいというふうに思っているところであります。

少子化対策についてであります。こういうふうに少子化とあわせて高齢化が進んでいくと。高齢化というのは、実に幸せだというふうに思っています。長生きして、しかも元気で長生きする、こんな幸せなことはありませんし、さまざまな経験をされた皆さん方が、社会の財産でありますから、そういう人生経験を生かしていただくというのは世の中にとって極めて望ましいことでもあります。ただ、健康でいていただかなくてはならないと。この条件をいかに整備するかということでもあります。少子化はやはり私は問題だと。定かな数字はわかりませんが、2.05人か2.1人でしょうか、それ以上子供が生まれなければ長期的には人口は減少していくわけでありまして、ずっと減少していったら、その国の人口はいなくなるわけでありまして、国が成り立たなくなる。それが今や滝川の場合は1.41、ほかのまちよりはいい状況にありますけれども、しかしやはり大変な問題だというふうに思います。この取り組みをどうしていくのかというのは、なかなか難しいことだというふうに思います。私は、国でありますとか都道府県でありますとか、あるいは市町村、そして企業、やっぱり家庭もかかわるというふうに思います。そういう総体が子供を産み育てることが価値あることなのだと、そういうことを改めて認識してもらい取り組みが必要だというふうに思います。

確かに一方では、滝川は保育所たくさんつくってきました。保育の必要な皆さん方には100パーセント対応できるようにしています。幼稚園も、私立幼稚園を含めて幼稚園に入りたいという希望のある皆さん方は100パーセント入れるのではないのでしょうか。こういう側面だけではおさまらない問題だと。根本は単に育児環境を整えるということではなくて、子供を産み育てることの価値観を今の子供のうちから養っていくことが基本的な問題だと。そういう意味では、私は花月保育所、それから中央児童センター、子育て支援センター、まだ決定はしておりませんが、近々内定するというふうに思っておりますが、こういう施設整備をしていくときに、さまざまな問題を解決するとともに、子供を産み育てることの大切さというのを皆さんよく理解できると、そういう事業もあわせてこういう中で展開をしていくべきだというふうに思っております。そして、最近は家庭教育ということが特に重要視されるようになってまいりました。かつて家庭教育と言えば家庭教育学級があったとか、そういうパターンではない、本当に家庭の学習をどう進めていくのかという立場でもこの少子化対策については取り組んでいく必要があるというふうに思っているところであります。いずれにいたしましても、この手を打ったから合計特殊出生率が何ぼ上がったという、すきっ腹に飯食うようなわけにはいきませんから、総合的な対策の中で取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 私は、子供が少ないからといって、すべての人が子供を産まないのが悪だという、そういう考え方に立っているわけではないのです。それぞれのライフスタイルがあるから、いろんなことを優先させるという、それはそういう考え方もあってもしかりと思うわけですが、子供は欲しいけれども、経済的にとてもこれ以上は無理なのだという人が、かなり多くの人たちがそういうことを言っております。子供一人を成人させるには莫大な費用がかかるわけです。その中で、

今回活性プランの中でも保育料の値上げ等が盛られたわけですがけれども、陳情や請願、あるいは地域懇談会の中で大ブーイングがありまして、補正予算を組んで何とか今年度の利用料金に落ちついたわけですがけれども、その中で今回こうなっただけとしては説明の期間が足りなかったとか、そういう理由もあって、きっとこの問題は再燃されるということで多くの保護者の方は大変心配しているわけです。今保育料金の値上げは、保護者の方々が3パーセントぐらいならということできりぎりの線を申し出ておりました。そんな範囲の中で今回値上げがなったわけですがけれども、これ以上高額になると、やはり出産は控えなければならないとか、働く意欲をなくするとか、そういうことにつながっていくかなと思います。子供に対しての価値観、家庭の価値観、そういうことも十分あると思いますけれども、今経済的なことを考えたときにどうなのか。そうなれば、私はむしろ値上げをするよりも支援策を考える時期に来ているのではないかと思います。例えば少子化対策の本部をつくって、滝川市は子育てにいいなと思うような、そういう企画を何か考えられてみる、発想の転換を図ることが大切でないか、そのように思うわけでありまして。いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 滝川の子育て支援策というのは、極めて多岐広範にわたりまして、私はほかのまちに引けをとらないどころか胸を張っていいって実は思っております。しかし、ある人の評価によりますと、余りにも拡大、広範過ぎて、的を絞った方がいいのではないかとのご意見もないわけではありません。そこら辺はさまざまご意見を考えながら、どうすれば子育て支援対策を効果的に実行できるのかということについてはこれからもしっかりと状況を見据えながら判断をしていきたいというふうに思っております。私は、6人兄弟であります。姉に育てられました。お下がりも着ました。しかし、考えてみると、今はお金かかるというのは現実問題そうだというふうに思います。私は保育所の立場からお答えを申し上げますけれども、保育料が高いから、それでは子供を産むのをやめたというふうにご判断なさるのかどうかです。私は、必ずしもそうではない。もっとトータルなこととしてさまざまご判断をいただいているのではないかと。実は、少子化の流れというのは晩婚化の流れと一緒にあります。晩婚がいいとか悪いとか私は申し上げられませんが、考えてみればそれが少子化に影響を与えているかなという感じがしないでもありません。いずれにいたしましても、トータルとして子育て環境が滝川はいいというふうに考えていくというのは当然必要なこととございますし、それを余り拡散しないで、効果的なところに施策を集中するという考え方もこれからの中では考えていかななくてはならないことかなというふうにも思っております。いずれにいたしましても、計画的に物事を進めておりますので、そういう計画の点検も含めて今後とも考えていきたいというふうに思います。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 滝川市においての子育てのいろんなメニューは、本当にたくさんあると私も承知しておりますし、ありがたいことだと思っております。それで、晩婚化、そういうことについてはやはり経済との関連がすごく深くあると思うわけです。先ほど申しましたように、今回の保育料金の値上げ等については多くの人たちが心配しているということを十分頭の中に入れて、次のことを計画させていただきたいなと思います。つけ加えさせていただきます。

◎2、教科書の採択について

- 1、教科書採択の方法について
- 2、教科用図書選定審議会のメンバーについて
- 3、教科書展示会について

教科書採択について教育長にお伺いいたします。先ほどお二人の方が質問されておりますので、ここの1に教科書の採択方法についてということで挙げておりますけれども、4年前と変わっていないと、25市町村で地域採択をしていると、そのように私も押さえます。それで、2番にいけますけれども、選定審議会のメンバー、先ほどPTA、教員、学識経験者、そういう方々でされているということですが、そういう人を選ぶ際のメンバーの基準があればお示しいただきたいと思えます。どういう方がなるのか、お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、選定委員の決定の仕方についてお答え申し上げたいと思えます。地区採択協議会において調査研究をする委員、これを選定委員と申しておりますけれども、これらの選定委員の皆様方の検討結果を教育長は十分参考にして決定していると、これは先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、これらの委員でございますけれども、25市町村の教育長の中から特別委員として8人の教育長が選任されまして、その8人の教育長でこの委員を選定していると、そういう実態でございます。なお、人選に当たりますのは、教員につきましては教科の研究あるいは実践等、あるいは今までの提言等、こういったことを勘案いたしまして各教育委員会から推薦をいただいております。豊かな経験のある先生方をお願いしてあります。また、PTA、学識経験者につきましては、今までの活動の状況、あるいはそのまちで意欲的に取り組んでおられる状況等を勘案いたしましてお願いしていると、そういう実態でございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 8人の教育長さん方でそのメンバーを選定されると。基準についても、今伺った中ではそうかなとは思っただけけれども、いまいち私としてはすっきり、なぜその先生かと。例えば教員の中では、滝川市においては委員会も入って振興会等あるわけですが、その中の教科別のサークルがあるわけですが、そこからこういう先生を選定委員にどうかということで推薦申し上げているということを聞きましたけれども、必ずしもそういう方から選ばれているわけでもないということも聞きますし、学識経験者、PTA等いろいろあるわけですが、その判断につきましてももうちょっと詳しくご説明いただければありがたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 8人の教育長で決定することでございますけれども、粗資料といたしましては各教育委員会から推薦していくと、そういう形をとっています。しかし、これは教育長とか事務局だけではわからない面もありますので、各校長先生方にご推薦を依頼しております。この校長先生方は、今ご指摘ございましたように教育振興会とか、あるいは公開研究会とか、自校の実践とか、そういっ

たことを総合的に判断いたしまして校長先生方は教育委員会に推薦してくると。これは、25市町村同じでございます。それをもとにして8人の教育長で選考するわけでございますけれども、ただ8人の教育長も27カ市町村の空知を全体的に把握するという事は難しい状況にもございます。そこで、空知教育局にも十分ご助言いただいたり、粗資料をいただいていると。これは、空知教育局はご存じのように各市町村学校をくまなく回っていることでございますので、そういった情報もいただきながら適正に選任するように努めているところでございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、例えばそれぞれの立場の人たちが、教員、PTA、学識経験者等が一堂に選定するのではないですよ、先生方は先生方でしましたよね、選定、私何回かしたのですけれども。あと、それぞれで上げていって、それをまた持ち寄って、教育委員会等が入って検討されるのですね、きっと。お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど申し上げたとおりでございます。8人の委員で、上がってきたものを先ほどの観点から見る検討し、そして決定していただくと、そういうことでございます。その際には、要綱に教職員から何名、専門委員として何名、PTA何名と、そういう基準が北海道全体で決まっておりますから、その基準に十分合致するように決定していると、そういうことでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 そうしましたら、教職員側から上がった部分と、それから学識経験者等から上がった採択本についての違いがあった場合は、教育委員会が局等の助言を受けながら教育長さん方で決定するという判断でよろしいのですね。

(何事か言う声あり)

○大谷議員 教科書を選定する際に違いある場合があったときに、例えば教職員側としてはこういう教科書がいいですよということをつけて出しますよね、ということではないのですか。済みませんが、もうちょっとお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 教科書の決定についてですか。

○大谷議員 そうです。

○教育長 教科書の決定につきましては、先ほど田中議員にもお伝え申し上げましたように、選定委員、この人方の調査研究、それが上がってまいります。あるいは、滝川においては教育センター、図書館で今展示を行っておりますけれども、いろんな方がそれを見て意見をちょうだいすることになっています。そういったことを十分勘案しながら、選定委員としての考えは考えとして上がってまいります。教育長としても、仕組みとしては教育長が決定するということでございますので、十分そういった教職員の意向を勘案しながら、加味しながら決定していると、そういう状況でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 次、展示会についてですけれども、今各地域で展示会が開催されていると思いますけれども、ここでは研修センターです。もっと多くの人たちが見られるような、展示会に行けるような方法はないのかなと考えているわけなのですけれども、例えば学校の図書館などで先生方も子供たちもそういう本に触れるというようなことを検討されるというのはいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教科書を採択する場合に、見本本というのがございます。この見本本の数も膨大でございます。全国的に見ますとかなりの数ございます。そういったことから、市町村において一、二カ所と、そのように定められておまして、うちではこの2カ所でやっている。結構来ておりますし、校長先生方にもぜひ先生方に見てくださいと、そういうことで見ていただいております、感想あるいは意見等をいただいておりますから、それについては十分事務局にお送りしていると、そういう状況で、結構ご意見はいただいていると、そういうことでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 そのように承知しておりますが、これ以上にふやすということは無理だということですね、わかりました。教科書採択についてはそこまでいたします。

### ◎3、研究指定校について

#### 1、コミュニティスクールについて（学校運営協議会制度）

#### 2、実践推進校（SSスクール）について

次、研究指定校についてお尋ねいたします。1点目ですが、コミュニティスクールについて、先日総務文教委員会の方にも詳しくおろされたわけですけれども、今年度東小学校がコミュニティスクールの研究指定校となりました。北海道では釧路市と滝川の東小学校の2校ということですが、どのような経過で東小がこれを受けたのかお知らせ願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、コミュニティスクールと、横文字で出てくるものですから理解できないと思いますが、これは平成16年6月、昨年でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と、この法律が改正になりまして、学校運営協議会制度、これが導入されました。この制度をコミュニティスクールと、こういうふうに言っております。コミュニティスクールは、学校の透明性を高めると、あるいは子供の健やかな成長を保護者や地域と一体となつてつくっていくと、極めて望ましいものでございます。こういったことを考えまして、私どもはどこがいいのかいろいろ検討させていただきました。検討させていただきまして、今まで東小学校では東の祭り、ブラザーファミリー活動、いろんな特色ある活動をやっておりますので、市内としては最もいいのではないかと、そのように考えて教育委員会の意向をお伝え申し上げ、学校で検討させていただきました。なお、うちの職員も出向いて、この趣旨、ねらいについてご説明申し上げ、そして意向をいただいと、こういうことで決定させていただきました。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 時間少なくなってきたので、この件についてまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

○議 長 はい。

○大谷議員 まず、教職員や保護者、地域住民にもっと理解を得るためには、私は調査研究をもっと重ねて、次の機会でもよかったのではないかなと思っているわけなのです。保護者や地域住民に対してどのような方法でこのコミュニティスクールについての理解を得ようとしているのか。それから、申し込みに当たって教職員の合意は得られたのか、そういう申し込みが来てから申し込み提出するまでいろいろ話し合われたと思うのですけれども、それらについての期間も短かったと聞いておりますし、どのように合意を図ったのかということ。それから、学校運営協議会の委員については、どのような人になるのか。学識経験者とかPTA、地域の人たちになるとは思いますが、どのようなことでその人たちが選ばれていくのか。なった運営委員の方々は、学校の教育課程の編成やら教職員の人事についても意見を述べることができると、そういう権限を持つというような内容とされております。そうなった運営委員の方々が教職員の人事やそこまでどのような形で客観的な判断ができると思うのか、その辺もご説明いただきたいと思います。

また、東小学校を、今回東の祭りとか地域との結びつきが大変よろしいということでそこをお願いしたと聞いておりますが、滝川の各学校では学校の顔づくりと称していろんな形でやられているわけですね。読書活動を通してPTAの人方がいろいろ手伝ってくれたり、おやじの会をやっているとか、学校だよりの配布というのはどこでもやっておりますし、なぜ東小学校ということで当たったのか、全体的に公開公募するべきではなかったのかと、そのように考えているわけですが、よろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 まず、一つ目は、教職員の意向をどう把握したのかと、そういうことでございますけれども、私どもの職員も詳しく説明に参りまして、説明させていただきました。しかし、教職員も初めての取り組みということなものですから、不安になったと、そういうことは実態でございます。これは、試行的に行っているところにおいても、これは全国的にこれを実施するに当たって何校か試行的に行いました。これについても不安材料というのはあったのです。ですけれども、それはその過程の中で解消することができる。案外案ずるより産むがやすしと、そういうことで、ああこんなことができたのかと、そういうことでございますので、今回も皆様にご理解をいただくように説明をして、そして最終的に校長先生とも相談しながら東小学校をお願いしたと、そういう経緯でございます。

それから、学校運営協議会の委員でございますけれども、構成として保護者、地域住民、校長及び教諭、学識経験者、社会教育関係者と、そういうことでございます。5月の末に文部科学省から指定が参りましたので、今鋭意検討して、近々これをスタートする予定でございます。

それから、教育課程について云々というようなことございましたけれども、この運営協議会は地域こぞっていい学校をつくっていかうと、子供に何ができるのだと、いろんな支援策もこれから出てくるわけでございまして、地域と一体となつてすぐれた学校をつくるという意味では大変望まし

い方策であると考えております。ただし、学校の責任者は校長先生でございますから、校長先生と意向が違う場合については十分話し合いもしていただきます。ただし、方針については率直な意見もいただきますから、勘案していただきまして、いいものは取り入れていただくと、そういった形でやっていきたい。それから、人事についても、例えば若い先生を入れてくださいとか、あるいはスポーツ万能の先生をもっとふやしてくださいと、うちの地域ではこのような先生が必要だと、そういう意向も出していいことになっております。ただし、この意向を受けながら、校内の教職員の人事の具申はあくまでも校長先生でございますから、あるいは内申するのは教育委員会でございます。北海道教育委員会が任命権者でございますから、そういった意向を校長先生と十分相談し、学校にとって何がいいのかと、そういったことを勘案しつつ私たちは意向を出していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 この研究校の指定は2年と聞いておりますけれども、この2年の中で直接委員を選んで実施、制度の中身まで踏み込んでいくということなのか、それとも取り組みの方法を研究していくということなのか、まだその辺具体的にこの前の説明ではわかりませんでしたので、もう少し突っ込んで、2年でどういうことをやっていこうとしているのかまであればお知らせください。

○議 長 教育長。

○教育長 2年でどんなことができるのか、そういうことを今検討中でございます。具体的なプランづくり、そういったことで内容についても方法についてもいろいろ検討し、意見をちょうだいしたいと、そのように考えております。2年間の調査研究ですから、とりあえずは2年間やります。その後どうするか、それについては2年後に判断すべき問題であると。先ほど言いましたようにほかの学校をどうするかと、これも含めて当然2年後に判断されるべき内容であると、そのように考えています。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 運営協議会制度についてはわかりました。

次、同じく研修なのですけれども、実践推進校、SSスクールについてご説明をいただきたいと思います。空知教育局では今年度より3年間にわたり管内の教育改革を進めるとして、その内容が委員会等に伝わっていると思うのですけれども、その内容についてわかりましたらご説明いただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 空知には27の市町村がありますけれども、27市町村において学力の問題、心の教育の問題、例えば滝川のように顔づくり等々いろんな改革に今取り組んでおりますけれども、空知教育局においても今年度、新生空知の実現、昔教育王国空知と言われていた時代がありましたけれども、その再現のためにもぜひ内容の充実を図っていききたいと、これが空知教育局の考え方でございます。そのために専門チームをつくって、その施策の内容、進捗状況、評価、検討と、こういったことを今年度から進めていくと、3年計画でございます。その専門チームは、教育長の代表、校

長の代表、社会教育の代表等々が集まりまして検討していくと、そういうことでございます。あと、3年間に各学校にいろいろ登録していただきまして、そしてテーマに沿って研究していただいたものを各学校で交流すると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 3年間で各学校が登録し、その内容を交流するということでありますけれども、その研修の内容についても局で1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれということで指定がされていると、その中で自分の学校がどこに当てはまって、どこでやるかというような形での登録と聞いていますけれども、そのようでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 教育局として確認はしておりますけれども、一方的にやるつもりはございません。3年の間で、自分の学校のテーマがありますから、その発表を3年間のうちでいつするか、1年目でもいいよ、あるいは3年目の方がいいなということがあると思います。そういった意味で、3年間の単年度の計上はありますけれども、3年間で学校の意向、実態を踏まえて登録すると、そういうことでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 そういことでしたら、学校の自分たちの実態に応じて、地域の実態、子供の状況に合わせて行われる研究の内容がその3年のどこに合っているかという形で登録していけばいいということによろしいのですね。

○教育長 教育委員会と十分に相談して進めるということです。

○大谷議員 わかりました。私が心配しているのは、局があらかじめ重点教科を計画して、内容を限定しておろしてくるということが学校の主体的な研究とどういことなのかなということを心配したので、今一応質問いたしました。研究だからといっていろんなものがどんどん入ってきたとしたら、教育現場は研究のための研究になってしまうのではないかという懸念があります。一番大切な児童生徒との触れ合いの時間が削られていく、そういうことが心配で今わざわざ申し上げましたが、自分の学校が持っている研究課題をどこに当てるかということでぶつけていけると、そう押さえて進めるということであれば、了解いたしました。よろしいですね。

#### ◎4、教育予算について

##### 1、学校視察を実施して

では次、教育予算にいきたいと思います。田中議員の方からもありましたけれども、過日学校視察をさせていただきました。総務文教委員会で江陵中学校、開西中学校を視察いたしました。両校とも校舎は古いのですが、清掃等行き届いて、大変きれいに大切に使用されているとありがたく思いました。しかし、その中で緊急放送や危険箇所について何点かありまして、直接見てまいりました。緊急放送については、例えば開西、消防法においては問題ない、クリアしているということでしたけれども、中にいたら聞こえないと、そういうことでは危険かなと思うのですが、

ふだんのように指導されて、そこをクリアされているのか伺いたいと思います。

また、バレーボールの支柱ホールというのですか、名前わからないのだけれども、立てるホール、それがもしかたまずいたら大変だとかいろいろありました。それから、開西中学校も放送のほかにもグラウンドのバックネット、下の方が大変傷んでおまして、多分教育長さん校長先生だったころもう傷んでいたのではないのでしょうか。あのまんまの状況でないかなと思って、もしあれに夢中でボールを追ってきてひっかかるようなことがあったら大変だなと思って、心を痛めてまいりました。先ほど田中議員が言ったようにいろいろあります。大規模なものについては別途予算の中でと市長も言うておりましたが、そういう修繕費の中で、本当にない中でご苦労されているのも十分わかるわけですが、ぜひ何とか検討していただきたい。それから、開西中学校の体育館のところに行くトイレの手洗い、あれは例えば50年ぐらい前の家庭のコンクリートの流し、あれを思わせるような蛇口一つついただけの本当に心痛むような、あそこで女子生徒がちょっと身だしなみを整えとか、そういうことも考えられないような状況を見て、かわいそうだなと、そのように思っ見てまいりました。それから、江陵中学校の音楽室のじゅうたんなども、まるで情操教育とはかけ離れた状況にあるなとも思いました。

そんな中で、原材料を出していただければ関係者で作業をするという申し出でもあり、そういう温かい言葉も聞きまして、何とかこの辺は原材料だけでもできるような方法がないものかなと、そのように思っ見てまいりました。たくさんの要望は出されておりましたけれども、直接見ていただいて、こうだからこうなのだということが相手方に届けば、気持ちが伝われば少しは待つてもらう方にも理解していただけるのではないかなと。その中で各教室ちょっと見ましたら、随分たくさんのいすが新しくなっておりまして、この前ご配慮いただいたことを大変ありがたいなと思っながら戻っ見てまいりましたけれども、この後残りの学校も見せていただく予定にありますけれども、本当に予算はないのだけれども、できる限りの、先ほど年次ごとで机、いす、洋式トイレ、そのようにお話ありましたけれども、ぜひ直接見ていただいて、その辺も直接心にあるのだということをお伝えいただければいいなと思っました。

以上です。もしありましたらお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 補修等につきましてでございますけれども、これは基本的に、田中議員さんにもお答えしたようにいろんな観点から検討し、最終的に優先度を持ちながら一生懸命やらせていただいているところでございます。なお、緊急放送ということでございますけれども、私も4月になりました11校すべて1回以上は回っております。この放送についても十分知っておりますけれども、消防法的、あるいは緊急の場合には使えと、こういったことで緊急のときには問題はございません。例えば音楽の部屋でございますけれども、外部の音が聞こえないように遮断しております。遮断しておりますから、なかなか放送は聞こえない状況にもありますけれども、緊急の場合はけたたましいベルが鳴ります。そのベルによって、すべての学校では授業を停止して、玄関をあけて静かに聞くという状況でございますから、緊急の措置については11校すべて緊急に対応できると、そういう状況でございます。ただ、一般の放送でございますけれども、ここが悪いのだよと、そんな指摘

もございました。たまたまこの間私ども行きまして、ちょっと聞かせてくれないかいと、そのように言いまして、教頭先生がかけてくれたのですが、そのときはすごく聞こえるのです。あら、聞こえるのでないのと言ったら、きょうは聞こえますねと、実は悪いときありますと。ああ、そうですかと、そのように答えてきましたけれども、いずれにしましても原因等を究明して、子供たちの安全に寄与するように努力はしていきたいと、そのように考えております。

あと、開西中学校については、これはバックネット、十分承知しておりますし、今補修の網をかけて危険を防止するようにして検討、対応しております。いずれにしましても、十分これについては対応していくことを検討しなければいけないと、そのように考えています。江陵中学校のマットでございますけれども、実はこれを直そうということで去年から検討はしているのですが、学校と相談しましたら、急にこれよりもこれと、体育館の放送等を緊急にこれを優先してやってくれと、そういうふうに言われたものですから、それを優先的にやったと、そういうことでございます。あのシートについては、今後検討していきたい。あるいは、おやじの会のご協力もいただくということでございますので、これも踏まえながら対応していきたい。あるいは、バレーのポールについては、これは磨耗しております、これも承知しております。ただし、これは使える状況です。若干ポールが内側に引かれるのです。この間もバレーボールやっているときに見てきました。使えますけれども、本当は磨耗しているから取りかえればいいのですが、まだ使えと、そういう状況でございます。ただし、これは優先度も考えながら今後検討していきたい、そのように考えております。

それから、PTA、おやじの会、原料を云々と、そういうことでございますので、教育委員会としては原料ということでは対応させていただいています。例えば第三小学校、校長先生、PTA、教職員によって自分たちで、ほかの議員さんも知っておりますけれども、きれいに塗って環境保持に努めておりますし、ほかの中学校においてもこういったことがたびたび行われております。私どもとしては、先ほど言いましたように自分たちでできるものは自分たちでということをしていただきながら環境の整備に努めていきたいと、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○大谷議員 以上です。ありがとうございました。

○議長 以上をもって大谷議員の質問を終了いたします。

若干休憩したいと思います。15分程度、3時10分開会いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三上議員の発言を許します。

○三上議員 公明党の三上です。朝から理事者の皆様にはお疲れと思いますが、私は早い持ち時間で終了したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎1、防災体制について

- 1、現状の避難所施設・避難地について
- 2、震度6以上を想定した防災計画は
- 3、公共施設の耐震化について

きょうは3件質問させていただきますけれども、まず初めに防災体制について伺いたいと思います。防災でも特にきょうは地震対策ということで伺っていきいたいと思います。昨年から新潟中越地震、そしてことしに入っては3月に発生しました福岡県西方沖地震と、ここ立て続けに地震が発生しております。日本にとっては、この災害というものは避けて通れないものだとは思っております。ただ、その災害をいかに最小限に食いとめるかということが政治の役割であり課題であると思っております。そこで、滝川周辺にも活断層があるということをおっしゃってありますが、この活断層があるということで世間では滝川も大地震が発生するのではないかとというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。そこで、滝川としても万一の備えとして37の施設、避難地を指定されております。ここでは、防災について、その現状をまず伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

現状についてということでございますが、避難所としてはご質問にございましたように37カ所、内訳は34施設、3広場、合計37カ所をあらかじめ指定しているところであります。このすべての施設について耐震構造ということには実はなっておりません。34施設のうち耐震構造になっておりますのは11施設という状況でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 実は、この年明け、雪解け後公明党は全道の指定されている避難地、避難所の点検をさせていただきました。まず、屋内については、全道で6,831カ所あります。そのうち点検できたのが5,819カ所。もちろんこの中には滝川の屋内施設も入っております。屋外については全道で4,797カ所、そのうち点検できたのが3,670カ所です。それで、今市長の方からお話ありましたけれども、耐震化が施されているということで北海道の平均と滝川を比較させていただきたいのですが、今90パーセントと言われたのでしょうか、耐震化。

○市長 耐震構造になっているのは11施設です。

○三上議員 耐震化が北海道全体で平均で34.8パーセントなのに対して、滝川は32.40パーセントです。約3割です。それと、地震が発生した際に恐らく停電になるという可能性が非常に高いと思います。そこで、バックアップ電源というか、非常用の電源が配備されているという箇所の施設を点検させていただいたところ、北海道全体で平均では6.3パーセントでした。滝川はどうかということで調べてみますと、29.4パーセントと全道平均より高いのですが、恐らく滝川工業高校とか滝川高校が改築になったということで大きく上げられているのではないかなと思うのですが、それでもっと心配なのが暖房施設です。これは、電気が生きていたときはいいのですが、電気がなくなった場合はまた別問題なのだと思いますが、暖房施設を配備しているところ

は全道で96.7パーセント、滝川が100パーセントなのです。非常にそういう部分ではいいのですが、例えば電気が通じなかった場合、それも冬期間発生した場合、このときの備えというのはどうなっているのかなど、非常に心配なものがあります。例えば先ほど非常用電源が3割しか配備されていないということは、7割の施設で冬期間発生した場合寒い思いするわけです。そればかりか、毛布とか防寒具みたいなもの、寝袋とか、そういったものは現在滝川では配備されているのかどうか伺います。

○議長 市長。

○市長 バックアップ電源が配備をされているというか、バックアップ電源のある避難所については10施設ございます。万が一震災になったときに、被害の状況によるわけでありますが、耐震構造であるかどうかと、それから暖房があるのかどうかと、季節にもよりますけれども、あるいはバックアップ電源があるのかどうかと、こういうことを判断をしながら避難場所の決定をしなくてはいけないというふうに思います。仮にバックアップ電源のない施設も使わなくてはならないような状況が生じたというときには、直ちに発電機材の導入とかそういうことを行わなければなりませんし、現在毛布とか、あるいは避難所に必要なさまざまな資材というのは、行政としてストックをしているというのは主として水害対策用でありますから、それ以外のものについてはどこにそういうものがあるのかということを確認をして、直ちに調達ができるような体制を整えていると、そういう状況がございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 直ちということでは今お話しされましたけれども、それは発生したとき直ちということですか。大丈夫なのでしょうか、混乱されていないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 震災対策は、耐震構造化を含めて、実はこれまである意味では北海道においては、特にこの地域においては大丈夫だろうという感じがあったというふうに思いますが、さきの議会でもご報告を申し上げましたように、沼田から空知太における断層帯があると、その詳細を調査すると、したいということで、早くしてほしいという要請を行っております。沼田から江部乙までの間は、どうやら表面的にあらわれているから、どういう確率で動くのかということは別にして、30年確率で何パーセントということが調査によってわかるわけでありますが、江部乙以降空知太までありそうだということで、調査してみなければわからぬということではありますが、いずれにいたしましても震災対策はある意味ではおこなっている部分だというふうに思います。直ちにバックアップ電源をどうするのか、それから耐震構造化をどうやっていくのかというのはこれからの課題だというふうに思いますけれども、まずは先ほど申し上げました3条件の中で対応をしていくと、しからざる場合においては調達をしていくと、その調達のありかというのを明確にしておく、こういう必要があるというふうには思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 先ほど屋外の件についてはお話ししませんでしたけれども、避難所施設を示す標識というのがあるのです。それは、滝川についても約8割装備されているのですが、そこに至るまでの

避難誘導標識というのがあるのです。住民の方がその看板を見てそこまでたどり着くという避難誘導標識というのがあるのです。これ北海道平均では約2割、20.7パーセントなのですが、滝川は皆無なのです。この点についてはどうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 避難所の施設は、それなりにしっかりとした標識をしているつもりではありますが、ご指摘のようにそこに至る経路については誘導するようなことにはなっておりません。私は、小さなまちには小さなまちのよさがあるというふうに思っておりまして、これからの対策として、ここに避難施設があるということは単に周知をすることだけではなくて、日常的に確認をしてもらうということも必要なことだというふうに思っております。必ずしも問題のあるところがあるとなれば誘導標識は必要だというふうには思いますけれども、日常的に避難施設に、避難所に行くためにどういふふうな経路で行ったらいいのかという日常の点検というものが、確認というものがやはり最重要であろうというふうに思いますし、そういう意味では震災対策としての防災計画のマニュアルもつくっておりますし、ことしは市役所の防災の対応は地震対策でやろうというふうに思っております。それも図上訓練、つまり指揮上訓練、こういう事態が生じた場合にだれがどういう形で具体的に対応していくのかと、指揮命令系統を明確にしていくと、そういう訓練をやろうというふうに思っておりますし、そういう中で問題が生じない対応を進めていくつもりであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今市長の方からもお話ありましたけれども、避難所、避難地、これの周知徹底というのが重要だと思うのです。それで、滝川はどの程度されているのかなということちょっと調べてみましたら、昨年9月の広報では確かに避難所、避難地のお知らせというか、そういうことはされているのですけれども、今後この程度で大丈夫なのかなって心配なのですが、どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 都市づくりの要件として、最近いろんな面での安心、安全ということが重要になってまいりました。単に食べ物であるとか、環境上の安心、安全だとか、そういうことだけではなしに、災害に対する安心、安全、最近はなにかんづく地震に対する対応というのが重要視されてくるようになってまいりました。確かに広報でも広報しておりますけれども、さらに充実が必要だというふうに思っております。私は、ある意味ではコミュニティというのは防災コミュニティというものの形成もこれから求められていく課題であろうというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 町内会含めて地域の防災体制、それをまず早急に確立していくということも必要なかなと思います。

次に、震度6強以上の大地震を想定した防災計画はあると思うのですけれども、その際の発生の際の初動態勢と避難誘導とか、震度6強以上が発生した場合の被害想定というのは、首都圏では出していると思いますけれども、滝川では出されていないと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長 市長。

○市長 どの程度の地震がどう起きたときという被害想定というのは、文部科学省が断層帯

等について調査を行って、この程度の震度のものがどういう確率で起きる可能性がありますと、そういう段階で例えば札幌で発表したりいたしましたけれども、そういうものを前提にしてでなければなかなか難しいというふうに思っております。私は今のところ滝川市においてはそういう被害想定というのはやっております。文部科学省には滝川市を走っているというふうに想定される断層帯の調査を早くやってくださいというふうをお願いをしておりますので、これも全国で五、六十カ所あって、年間に10カ所程度しか予算上調査をできないということではありますが、早くやってほしいというお願いをしておりますし、その結果に基づいて、あるいはもしそれが一気に動いた場合にどうなるのかということがわかるのであれば、それはある程度調査研究をしてみる必要があるというふうに思っております。

それと、地震が起きた場合に震度の状況によって出動態勢が異なってまいります。震度6になりますと第3出動であります。このときには全職員が出て、その態勢をとるということになっております。震度5の場合はどうかというと、第2出動であります。第2出動は第2出動なりの態勢を整えて万全に進めていくと。そういう震度の状況に応じて直ちにそれぞれ出動態勢をとることにいたしております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 初動態勢で第3出動の場合、これはどなたが責任者になるのでしょうか。市長が責任者ですか、助役ですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 災害対策本部組織としては、本部長、市長となっております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 10年前に阪神・淡路大震災が発生したときに6,000名以上という多くの方がお亡くなりになったのですが、その8割が建物の倒壊とかによる窒息死、圧死です。8割の方が窒息、圧死ということで報告されておりますけれども、先ほどの調査によると滝川の耐震化、これは避難所に指定された部分での耐震化なのですが、約3割ということで、今後、昭和56年以前の旧耐震基準に建てられた公共施設というのがかなりあると思うのです。それで、その耐震化していく計画があればお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどのご質問にちょっと補足をさせていただきたいというふうに思いますが、災害対策本部長は市長です。きょうは市民の皆さん方も傍聴でいらっしゃいますから、すべての責任はやはり市町村長にあるわけです。神戸市の場合も神戸市長でありました。したがって、有事の場合に滝川市長が自衛隊及び警察署を含めた対応をしなくてはいけないわけです。そういう意味では、今までそういう事例もありませんし、そんな認識もきつとなかったのだろうというふうに思うのです。それで恐らく先ほどのご質問になったというふうに思いますが、市長が滝川市についての責任をすべて持っている。そして、国の機関も含めて指揮命令系統の中心部分に立つと、そういう認識でこれからの防災対策を進めていかななくてはいけないと。そういうつもりで今後の対応を十分、万が一のことを考えながら対応していく必要があるというふうに思っております。ご質問がご

ございましたように56年以降の建物については耐震上の対応がなされておりますけれども、55年まではそうではないのです。56年以降の建物は56パーセントあります。したがって、差引きすると44パーセント程度は耐震化が必要であるということになります。しかし、片一方ではかなり老朽化してきたものもあるわけです。したがって、こういう改築の計画、先ほどのご答弁でも申し上げましたけれども、延命化を図るということも含めて、延命化を図るものについては耐震化を計画的に進めていかなくてははいけませんし、あるいは建てかえが必要であるというものについては、少しこれは慎重に判断しながらも建てかえということを優先していく必要があるというふうにも思っております。したがって、耐震化の計画というのは、これからその施設をどうしていくのかというプランとあわせて今後の課題だというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 財政的に大変厳しいので、いつかそのうちということではなくて、期限を切って進めていかなければなかなか進まない問題だと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいなと思ひます。それと、今年度公共施設含めてか、一般住宅含めてなのかあれなのですが、国土交通省で17年度に住宅建築耐震改修等事業というのを、あるいは地域住宅交付金というのを設立したのですが、市町村に対して助成するということなのですが、これは手挙げられたのでしょうか、関連なので、お聞きします。

(何事か言う声あり)

○三上議員 助成を受けるための申請は出したのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ちょっと不勉強ですが、補助金そのものについてはどういう制度があるかわかりません。それは、精査をしたいというふうに思ひます。ただ、起債制度というのはいろいろありまして、国としても借金認めるから、早く耐震化しなさいという指導でもあります。四十数パーセントもまだ耐震化していないものがありまして、学校もそうでありますけれども、私としては耐震化の計画は早い時期に施設の整備というものと含めて考えたいというふうに思ひますから、そういう場合には有利な起債でありますとか支援措置というのは当然受けながら進める必要があるというふうに思ひます。

○議長 三上議員。

○三上議員 いずれにしましても、市民の財産と生命を守るのは政治の使命だと思ひますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

## ◎2、住民基本台帳閲覧について

### 1、16年度の閲覧状況は

### 2、大量閲覧の規制について

次に、住民基本台帳の閲覧について伺いたいと思ひます。住民基本台帳法に基づきまして、不当な目的に使用されるおそれがない限り、ここが一番厄介な部分だと思うのですが、だれでも氏名、生年月日、性別、住所の4項目については請求できるということに現在なっております。そこで、

滝川において16年度その閲覧状況、あるいは閲覧目的はどうだったのかということをお知らせください。

○議長 市長。

○市長 平成16年度の閲覧状況でございますが、20団体から68回の閲覧申請がなされまして、許可をしたところでございますが、抽出件数は2,579件でございます。閲覧申請があった団体は、官公庁4、調査機関1、報道機関1、民間事業者14ということでございまして、閲覧の目的は民間事業者以外では世論調査、意識調査などの目的であります。民間事業者については、カタログ送付、商品案内等が主な内容であります。

○議長 三上議員。

○三上議員 ご存じのとおり、ことしの3月に愛知県内で母子家庭の少女をねらったわいせつ事件が起きておりますけれども、このような事件というのは住民基本台帳の閲覧を通じて滝川では起こり得ないと考えておりますでしょうか。

○議長 市長。

○市長 現実には起こった以上は、滝川市においても起きる可能性はあるというふうに思っております。閲覧の拒否ができるというのは、不当な目的によるということが明らかだと、それから不当な目的に使用されるおそれがあると、請求を拒むに足る相当な理由があると、こういうことでありまして、通達によりますとダイレクトメールですとか商品案内ですとか塾の勧誘など、こういうものは認めるべきだということでもあります。そういう手段を仮に用いて悪質な使用目的に使うと、そういうものの点検というのはどこまで十分できるかわかりませんが、そういうものがないようなこともまた必要だというふうに思いますが、閲覧の拒否はこの三つであります。ただ、これでいいのかどうかというのは、よくないので、法改正の動きが今ありますし、具体的な議論が実は進んでいるところでもあります。そういう動向を見据えながら判断したいというふうに思いますが、そういう動きが決定するまでの間はできるだけ慎重にそういう事件、事故に結びつくことのないような配慮をしてみたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、不当目的か悪質な目的なのかという判断するのは、どなたになるのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 最終判断と責任は市長にありますけれども、現場の所属長が判断をすることになっております。

○議長 三上議員。

○三上議員 プライバシーを守るために自分たちの情報をコントロールする権利というのは、市民にはあると思うのです。それで、今現在は原則公開というのが原則ですよね。これを改め、規制するという考えはないですか。

○議長 市長。

○市長 少なくともご質問のございましたように住民基本台帳法によって原則公開なわけです。

この原則公開の背景には、日本の動向をしっかりと把握していくためのさまざまな学術研究、そのための世論調査とか、そういうことが背景にあって、4項目だけについては公開をしようということになっているのはご案内のとおりであります。しかし、いろんなところでこの法律が認めているということを盾にとって悪用していくという状況が出てきた。困ったものだなというふうにも思いますけれども、そういう悪用するという状況が出てきたために今法律を改正すべきかどうかという議論が進んでいるわけでありまして。既に第1回の検討会は5月にスタートいたしました。ことしの10月をめどにその検討会の結論を出そうと、その後において法律をどうしていくのかということも議論しようということになっております。滝川市としては、これを待ってどういう対応をすべきかという判断をする必要があるというふうに思っています。しかし、それまでの間は、先ほど申し上げましたような事例においては拒否をしていくという、その点検を十分やっていくという対応をしたいというふうに思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 法改正を待って判断していきたいということですが、それが10月になるのか、年がかわって来年になってしまうのか、その辺はわからない、これからの国会の状況なのだと思いますけれども、その間に先ほどのような事件が発生しないとは限らないのです。そこで、去年の8月に熊本市は全国初となる熊本市住民基本台帳にかかわる個人情報保護に関する条例を制定されました。そして、北海道についても昨年12月に苫前町でこの規制をかけた。規制をかけることによって、そういう悪質業者、ダイレクトメール業者に対して大量の閲覧を規制したということなのだと思いますけれども、滝川にとっては法改正を待ってからということなのではないでしょうか。

○議長 市長。

○市長 それぞれの自治体において独自に条例等で規制をするというのは、それなりに切実な根拠があるというふうに考えております。先ほどご答弁申し上げましたように、悪用されると、それが命を脅かすことにもつながりかねないという可能性は確かに、あるのかないのかと言われれば可能性はないわけではないというふうに思いますけれども、私は法律がどういう方向に動いていくのかということ、まず10月に結論出ることから、その状況を見据えて、それでは独自に条例を制定すべきなのか、それとも法律改正後にそれに基づいて対応していくだけで独自の条例をつくる必要はないのか、その判断は10月出ると言われる検討会の動向を見据えて判断をさせていただきたいというふうに思います。ただ、それまでほっておくのかと、そうではありません。さらにチェックはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、悪質に利用されることのないように、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

### ◎3、食育について

- 1、学校・幼稚園での食育の現状
- 2、市民の各世代に対しての今後の取り組みについて

続きまして、食育について伺いたいと思います。6月10日に食育基本法が成立しました。今後市民に対して健康増進と豊かな人間形成を目指し、食への理解を深める施策とか食育推進運動の展開が求められてくると思うのですが、まず初めに学校現場ではこの食育についての状況、現況、どのようになっているかお知らせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、食に関する指導の現状についての三上議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

食に関する指導につきましては、知育、徳育、体育、それと同じように極めて重要な領域であると、そのように認識しております。学校におきましては、ご存じのように給食の時間、これを総合的な場と考えまして、この場において食事の仕方、あるいはその時々食事の内容等について指導していることでございますけれども、各教科、例えば家庭科とか理科とかございますけれども、各教科において栄養のバランスをどうするか、あるいは体位の向上、体力の増強について食がいかにか、こういったことを指導しておりますし、食生活と心身の状況とか、こういったことも最近問題になりますので、学校においては指導計画の中に位置づけまして、意図的、計画的に取り組んでいると、こういうことございますし、今回基本法もできましたので、改めてこういった問題が見直される時期と、このように考えております。特に最近では、朝食をしない云々から始まりまして、食と生活との関係が乱れていると、そういうことも指摘されますし、あるいは安全な食品と正しい知識、こういったことについてもその判断能力を高めていかなければいけない、このようにも考えております。あるいは、市役所としても取り組んでおりますけれども、地場産品、これを取り入れることによって農業振興にもつながりますし、あるいは滝川の食文化の発展にもつながるだろうと、そういったことございますので、こんなことも考えながら今後とも取り組んでいきたいと、このように考えております。幼稚園でございますけれども、幼稚園につきましては、入園のしおりとか便りを出しておりますが、要するに三度三度きちっと食事をするのですよと、特に朝の食事は大事ですよと、こういったことをしおりを通して家庭にも啓発を行っている、ということでございます。

今後とも家庭教育については一層連携を図って進めていきたいと、このように考えております。基本法を踏まえまして、当然見直しを図ることでございます。

以上でございます。

#### ◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

三上議員。

○三上議員 実は、ここに群馬県の食品安全会議事務局というところがつくったすくすくカルタというものがあります。これはどういうものかといいますと、遊びながら食を学ぶことができるという魔法のグッズです。380円。どういうことなのかというと、「牛乳や魚を食べて骨元気」って言うのです。そうしたら、子供たちは「き」を探すのです、かるたですから。それを何回も繰り返し

ているうちに、ああ、牛乳って大切なのだ、魚って大切なのだということを自然と覚えるのです。こういうかるたがあるのです。給食時間に女の子が男の子に言うのです。牛乳飲まないは大変なのだよって、こういうように遊びながら、食というか、食事の大切さとか給食の大切さとかを勉強できるという工夫も必要なのだと思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今ご提示いただいたものでございますので、私も承知しておりませんから、それをもって直ちに学校でどうこうするかは判断は難しいことでございますけれども、一般論として遊びながら食の大事さを身につけていくと、これは小学校の発達段階としては大切なことでございますので、後でまた見せていただきたい、勉強させていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、最後なのですが、食育推進基本計画が、もうできているのでしょうか、策定が義務づけられると思うのですが、あらゆる世代に対して食育というものの普及が必要だと思うのです。不健康な私が言う話ではないのですけれども、今市の取り組んでいる現状と、この食育基本法を受けての今後の取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 食育基本法がご案内のように6月10日成立をいたしました。法律に基づいてさまざまなことが進んでいくというふうに思いますけれども、滝川市としては基本法に定められた、そういうものを有効に取り込んで進めていく必要があるというふうに思います。ただ、健康滝川21計画とか、滝川は結構いろんなこと取り組んでまいりました。片一方では地産地消ということでも取り組んで、それが学校におけるさまざまな展開ということになっておりますけれども、健康滝川21計画、運動、栄養、休養ということがバランスよく取り入れられなくてはいけないということでもありますから、単に食育だけやっていくということだけではなくて、当然食育は進めなくてはけませんけれども、健康ということをキーワードにトータルに取り組んでいく対応が必要ではないかというふうに思っております。現実に例えば対象論的に申し上げますと、妊産婦でありますとか母子に対する栄養相談とか指導は児童館での食育教室開催ということを含めて一生懸命力を入れてやってまいりましたし、成人に対する生活習慣病という意味では健康教室、健康講話というのを随分やっております。農業部門と連携をしながら地産地消による食育というものもこれからもうちょっと一生懸命力入れなかつたらなりませんけれども、ゼロかという、結構力を入れて成果を上げつつある部分だというふうにも思います。さらに、一生懸命やったださっている滝川市食生活推進協議会もありますし、こういうボランティアで応援してくれる皆さん方、そういう皆さん方を含めて、法律が新たに制定されたのだと、そういう立場で行政がやらなくてはいけないことは積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○三上議員 終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、きょうの一般質問の最後になりました。皆さんお疲れですが、私も気持ちを引き締めまして質問に立ちたいと思いますので、よろしくご答弁のほどお願いしたいと思えます。

◎1、ポスフル出店要請に関連して

1、大型店出店によるまちづくりや既存商店街への影響

2、出店候補地について

1 件目、ポスフルの出店要請に関連してです。本日田中議員、本間議員が同じような質問をしておりますので、市長の答弁をいただいています。そういうこととも関連させながら質問または再質問をさせていただきたいというふうに考えております。質問は、大型店の出店とまちづくり、既存商店街への影響と出店候補地についての大きく2点にわたり市長の認識や見解を伺うものです。

初めに、大型店出店によるまちづくりや既存商店街への影響について市長の認識を伺います。この場合要旨が4点ありますけれども、市長の認識や見解にかかわることですので、4点についてあらかじめ質問いたしまして、その答弁を聞いた後再質に入りたいというふうに思っております。まず、ダイエーを皮切りにバイパスゾーンへの大型店の出店は、人の流れを大きく変え、中心商店街の空洞化に拍車をかけるとともに、既存の商店街へ深刻な打撃を与え、大型店との共存共栄は滝川では絵そらごとにと終わったと言えるのではないのでしょうか。また、空洞化した中心市街地の活性化のために多額の市の予算を投入するなど、まちづくりも軌道修正を迫られました。一方で、出店した大型店は目先の採算だけを重視して出店し、採算が合わなくなればいつでも撤退できるように土地も賃貸という形式をとっています。また、地元事業者との連携もとらず、市や市民の協働を進めてきたまちづくりとは無関係という姿勢を崩さず、地元にとどのような影響があっても、まちづくりがどうなろうと収益さえ確保できればいいというのが大型店ではないのでしょうか。このような状況のもと、これまでの市や商店街の中心市街地活性化への施策の成果があらわれ、人の流れを調査した結果からも中心街へと流れが戻りつつあることがわかりました。こういったときポスフルの出店は、こうした努力に水を差し、また東町へと人の流れを大きく変え、既存商店街へはかり知れない打撃を与えると同時に、中空知の購買力から考えても滝川市内だけでなく周辺自治体の既存商店街の衰退を招くとともに、西友が撤退したように他の大型店の撤退も十分に考えられ、地域の経済を潤すどころか地域の経済をずたずたにする危険があると考えますが、市長の認識をお伺いします。

2 点目は、市長は中心商店街活性化が滝川のまちづくりに大きな意味を持つとして、そのための施策に取り組んできました。今年度もそうした方針に沿った対策が具体化されています。ポスフルの出店は、市長が進めてきたこうしたまちづくりの方向と逆行するのではないのでしょうか。

3 点目は、高齢化が加速していくこれからのまちづくりにとって、大型店よりも徒歩で歩ける場所に売る側と買う側が心を通わせることのできるようなお店がますます求められてきているのではないのでしょうか、この点についての市長の認識を伺います。

4 点目、ポスフルの出店意向を受け、商店街振興組合連合会は通常総会で反対決議を行い、6月6日に商工会議所や市長、市議会へポスフル出店に関する反対の意見書を提出しました。この

中でもまちづくりに関しても書いてあります。市長は、この意見書をどのように受けとめ、こたえていくのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 郊外型の大型店の問題というのは、一番難しいところは消費者の支持を得ているということなのです。消費者の支持を得ていなければだれも買いに行きませんから、買いに行かないところに出店するはずがないです。この程度の問題が実は一番難しいことであります。かといって、それをそれでは制限できるのかというと、法律ではどんどん制限を緩めてきて、そして制限できるところはもうほとんどなくなったということでもあります。市長がさまざまな環境上の配慮で意見を言うことはできますけれども、それ以外意見を言うことができない。ある意味では、土地利用規制がないところは野放し状態です。そういうふうになってしまった。私としては、率直に言ってこういう状況になったということについては、法律の枠組みが適切であったのかという疑問を感じないわけではありません。しかしながら、現実にはそういう枠組みの中で日本のさまざまなところでこういう中心部の空洞化問題、郊外大型店問題が実は出てきているという現況を踏まえて対策が必要だというふうに思っております。それは、やはりまちづくりに対する情熱そのものであるというふうに思います。少なくとも強い者を弱くして弱い者を強くできる状況になっているのかどうかというと、私は強い者を弱くして、それで強くなれるという話ではないだろうと。やはり中小小売商業、中心市街地そのものが強くならなくてはいけないと、そうするためにはどうしたらいいのかということは今皆さん方とけんけんごうごう議論をし、点検作業を進めているところであります。そういう意味では、郊外にどんどん大型店が出てくるといのはなかなか課題も大きいというふうに思います。これからのまちは、やはり少子高齢化社会に適応したまちでなければいけないというふうに思いますのと同時に、都市の経営コストが安くならなくてはいけないというふうにも思います。そういう観点で、ポスフルの出店をどう見詰めていくのかということについては冷静な判断が必要だというふうに思います。

また、3点目に関連をいたしますけれども、かつて大型店の共存共栄という問題は中心市街地における問題だったのです。中心市街地において大型店を受け入れるために、大型店といかに共存共栄の体制を整えていくのかということが課題だというふうに思います。今は、滝川の状況を見ると郊外型大型店と中心市街地との問題でありますから、これは共存共栄と言えるのかどうか、別な土俵で戦っていくと先ほどのご質問にもお答え申し上げましたが、その結果成り立っていくということではあるいは共存共栄ということが言えるかもしれません。それぞれが双方とも強くなっていくと、そういうことが必要なような気がいたしております。土地利用規制のかかっているところ以外は出店自由でありますから、極端に言えば隣町ということもこれからどんどんあり得るかもしれません。そういう中では、どう既存中心市街地商店街が強くなって消費者の皆さん方の信頼を勝ち得ていくのかと、これがより重要なことであるというふうに思っております。商店街振興組合の連合会から過日要請をいただきましたし、そのときは直接お受けすることができませんでしたので、先日また直接要請をお伺いをいたしました。意見書に書かれている内容そのものは、理解したつもりであります。したがって、それもご意見として重要視しながら総合的な判断が求められる案件

であるというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今の市長のご答弁は、必ずしも私の質問に沿った形でのご答弁ではなかったのではないかなというふうに考えています。それで、市長は、法の規制が緩和されてきて、法の枠組みはそういう点ではどうだったのかという、そういう気持ちもあるというふうにおっしゃいました。田中議員の質問には、これからこの出店問題を考えていく上で総合的に判断する内容として、消費者の意見、中心市街地はどうなるのか、商業経営の面やまちづくりとの関係で考えていくというようなご答弁もされてきました。今市長がおっしゃったように、まちづくり3法ができてから6年がたちます。この中で中心市街地活性化法と大店立地法、改正都市計画法が作成されたのですけれども、こういった6年間の間にどういう結果を生んだのかという、この法律がどうだったのかということを検討して、実は日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の4団体がまちづくり3法を見直せという、そういう要望を出しているのです。その中で、この3法が制定されてから大型店がどんどん出ることによってまちがどういうふうに変ったのか、まちづくりがどういうふうに変ったのかということをおっしゃっているのです。ちょっと読ませていただきますが、当初期待された効果は得られず、全国の中心商店街は活性化するどころか3法制定時よりさらに寂れている。現実には、市場主義の行き過ぎによりコミュニティが衰退、伝統文化の継承が困難となり、治安や青少年問題が深刻化し、また高齢者が生活の不便を強いられるなどさまざまな社会問題が増大している。さらに、既成市街地への官民投資がむだになったり、大規模な農地転用や無秩序な郊外開発によって良好な農地や田園景観が失われつつあると、こういうふうに言っているわけです。実際にこうした商工会の中心にいる人たちがこの6年間でこの3法によってまちづくりがどんなふうに変ってきたのかということ、結局物すごい危機感を持って政府に要請しているわけです。こういった状況について、私はそういった状況があるのではないかとということを市長にまちづくりとの関係で現状はどうだったのかという認識を求めたつもりなのですが、この4団体のこうした要望書に書かれていた現実を見て、まちづくりに滝川の場合郊外型大型店の出店がどういうふうな影響を与えたというふうに考えるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 私は、窪之内議員の4点における質問の要旨に誠実にお答えをしたつもりであります。ご案内のようにまちづくり3法、さまざまな議論が経済産業省の審議会において行われております。その論点整理案も公開をされておりますから、恐らく窪之内議員におかれましてはそれを勉強されてのご質問だというふうに思います。いろんな側面から大店法が改正をされて大店立地法になり、都市計画法におけるゾーンの規制誘導というものも行われ、いろんな形でまちづくりを進めるという観点からまちづくり3法によってこの問題が取り扱われてきたというふうに思います。しかし、ここにきているような問題が大きく出過ぎてきたということは言えるというふうに思います。それは、中心市街地の疲弊につながり、あるいはゾーン化の手法もこれで有効に機能したかということ、必ずしも有効に機能したとは考えにくいという面もあるというふうに思います。中心市街地活性化のた

めの基本の法律もできましたけれども、しかしこれで大成功したという都市は余り見かけないと。そういう意味では、まちづくり3法自体が当然見直される時期に来ているというふうに思います。しかし、一方では、大型店の出店がかなり自由化されたということによって国民の皆さん方はかなり安い商品を買うことができた、消費上の選択性、メリットというのはきっとあったのだろうと。だからこそこれほど地方にも、特に滝川までもどんどんビジネスチャンスがあるということで立地の要請が上がってきたのだろうというふうにも思います。私は、都市がしっかりと誘導できるのか、そしてまた消費の実態は、消費者の支援の実態はどうかと、こういう両面で今見詰め直されなくてはならない時期であると。そういうことをまた経産省はしっかりと議論しているということでもあります。私どもも別に議論を待って何かをするということではありませんで、中心市街地活性化基本計画は見直しということを前提にした点検作業を既に始めておりますから、そういう側面でもしっかりとやりたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 まちづくり3法や大型店が与えてきたまちづくりへのいろんな影響については、大方向市長と一致できるのではというふうに考えています。今後のポスフルの出店をどうするかと考える点で、市長は消費者にとって選択肢がふえるというふうに答弁されておりました。その消費者にとってどうかという点で一つ伺いたいと思います。今ポスフルが出店を示した出店規模、先ほど総務部長からもありましたけれども、出店規模から考えて、既存の大型店と全く変わった形で選択肢がふえるような、例えば映画館の併設とか、今の大型店出店を超えるような、そういった規模の出店ではないというふうに考えられますが、そういったことと言えば現状の大型店で十分に消費者のそういったニーズはかなえているのではないかと。ポスフルが出てこなくても、そういう点でのメリットがこれ以上にふえるということではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ポスフルが今有力な候補地としているのは國學院短期大学の所有する土地でありますから、その土地を前提にして物事を議論するということになると、私は先ほどご質問がございました答弁以外にはご答弁申し上げることができません。ただ、新たな大型店が出てきて競争関係に入ると、ある意味ではサービス合戦が進んでいく、そのことは消費者に対する選択の度合い、幅を広げていくというふうに、私は別にプラスアルファのサービスがあるかどうかということを除いてもそういうことがあるというふうに思います。そしてまた、この市場主義経済の中では、その中で消費者の厳しい選別によって選び抜かれたところが勝っていくというのが市場経済における原則であるというふうにも思います。私は、仮に大型店がどこかこの近郊にでき上がった場合は、それはきっと中心市街地にも影響を与えるというふうに思いますが、感覚的に申し上げますと市場はそれほど大きくないはずだというふうにも思っております。とすると、大型店への影響、ひところ言われました大型店と大型店の戦いということにもなってくるのではないかとというふうに思います。例えばアメリカの事例なんかを見ますと、大型店が出てくる、そこにスペシャリティセンターのような、あるいはこの部分だけはうちの店にという特殊な陳列とサービスを行うような小さな店が出

ていって、大型店を食ってつぶしていくと、こういう事例も実はあるわけです。どうやらこの滝川ではそういうことは余りなさそうだと。私は、大型店と大型店の戦いになるであろうというふうにも思っておりますが、それが消費者の選別による結果であるというふうにも思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長が今ご答弁されました。大型店同士の戦いが消費者の選別の結果として淘汰されていくようなことを考えて、そういうこともあり得ると。そういったときに滝川にとってのまちづくりがどうかということを慎重に考えていただきたい。

時間の都合もありますので、その後の出店候補地の質問に移りたいというふうに思います。市が國學院へ寄附を行った際に何らかの制限をつけたり覚書を交わしたりしていないことは、総務文教常任委員会で明らかにされています。同時に、当時寄附した経過や寄附目的については会議録のとおりということでしたので、当時の会議録を精査しました。会議録では、國學院短期大学が男女共学と4年制移行のために必要な土地を購入するための代金として滝川市が國學院短期大学へ寄附を行った経過が記録されています。また、この土地は農地だったため、開発行爲の申請はグラウンドに、農業振興地域の除外は学校用地として、また土地収用法に基づいた農地転用がなされたと聞いています。こうした経過からも、ポスフル出店候補地は教育目的に使用するという用途を明確に持った土地だと理解しますが、この点についての市長の認識をまずお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ポスフルが出店要請をしている土地そのものは、ご案内のように学校法人國學院の所有地であります。その用地を提供する財源として滝川市は必要な財源を寄附したわけでありまして、そして、先ほどのご質問にもお答えいたしましたけれども、國學院としても独自財源をもって学校用地としての造成を行ったわけでありまして、4,000万円もかけてグラウンドの造成をしていただきました。当然男女共学化が同時に進めていただきましたから、この目的は達しているわけでありまして、そして、男女共学化の中でさまざまなスポーツのためのグラウンドとして使われたということも現実としてあるわけでありまして、しかし、入学者の減少というようなことで、その利用度合いも少なくなってきた、今は遊休地のように見えるかもしれませんが、これまで365日は使いませんでしたけれども、学生がどんどん入ってきてくれるころにはあれば使っていたわけでありまして、そしてまた、4年制ということについても要請をいたしました。土地取得の寄附の根拠の中にはそれもあるわけでありまして、しかし、なかなか4年制というのは進まなかったと、そういう状況にもなかなか進んでいかなかったと。学生が少なくなってくると、対象の年齢の人たちが少なくなってくるということも当然大きな背景でありますけれども、しかしそういう中で専攻科をつくってくれたわけです。4年制は無理かもしれないと、だけれども専攻科をつくろうということで、国文科、それから英語科、それぞれ15名の専攻科をつくっていただいたと。そして、その後において福祉専攻科30名もつくっていただいたわけです。4年制は難しいかもしれないけれども、それに近づけるために3年制、専攻科という方法をとっていただいたわけです。そして、最近、全く4年制の國學院大学が滝川にあるのと同じです。全学部、全学科にわたって編入、一定条件はありますけれども、編入の道は開かれたわけでありまして、実質的に4年制の大学があるのとはそう変

わからない実態になっている。たまたま4年制の大学が滝川のこの地にないというだけの話でありましてけれども、そういう意味では私は3億9,000万余りの用地購入費を寄附をした、その寄附目的はかなり達せられているというふうに思っております。しかしながら、学校法人國學院としては、そういう経緯も踏まえながら滝川市と協議をしたいと、商工会議所とも協議をしていきたいということでもありますから、そういうことは背景に持ちつつも、先ほど申し上げました総合判断が必要であるというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 率直に求めたのは、私は市長はあそこの土地を教育目的以外に使うべきでないと、教育目的に使うための土地だという認識があるかどうかということを知りたいのですが、その点について改めて。

○議 長 市長。

○市 長 教育目的というのはさまざまなことがあるというふうに思いますけれども、教育目的に供されるべきだというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 供されているのではなくて、今後ともあそこの土地は教育目的以外に使うべきでない土地だというふうな認識があるかどうかということなのですが。

○議 長 市長。

○市 長 今も教育目的のためにあるというふうに思いますし、教育目的というのが具体的にどのようなことかという議論は別にあるというふうに思いますけれども、将来とも教育目的になるような活用が望ましいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 言い方が微妙ですので、改めて伺いますが、教育目的になるようなということであれば、賃貸をして賃貸料を教育目的に使うのならいいというふうに、そういう見解なのかどうかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 ポスプールの問題、総合判断ということと今のご質問は関連づけているのか関連をつけていないのか、よく理解できないわけでありましてけれども、私は教育目的というのはさまざまなやり方があると。それは、その状況によって、もし國學院が相談をしたいということであれば相談をさせてもらいたいというふうに思っております。単に賃貸料の問題とか売却の問題とか、そういうことだけではない教育目的というのはさまざまな方法論があるというふうに思いますから、それはそういう段階で意見が求められれば滝川市長としての判断を申し上げたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 土地の目的は教育目的になるようなということではさまざま考えられるし、國學院側から要請されればというような話もありました。私は、その土地の経過、寄附した経過、会議録の経過から考えて、教育目的に使うという場合はあくまでも実質國學院があそこの土地を直接賃貸

とか売ったりして収益を入れて、そのお金を使うのではなくて、國學院自身があそこの土地を教育のために使うということではなければならないというふうに考えているのですが、市長はそうではないと、さまざまな使い方がるので、仮にポスフルに賃貸をして、その賃貸料が教育目的に使われるのであればそれも教育目的になるというふうにお考えですか。

○議長 市長。

○市長 3億9,000万、流動資産として寄附したわけです。流動資産として寄附をした、それを國學院は固定資産化して今お持ちになっているわけです。私は、ポスフルの問題だけについて議論をしようというふうには思いません。学校法人國學院大学があ土地をどういうふうの有効に活用してくださるのかというのは、やはりいろんな面で期待をしないではいけません。ポスフルの場合はこうだ、ほかの場合はこうだ、そんな話にはならないのではないかとこのように思います。私は、あの土地利用がいろんな形の中で國學院の教育目的に使われていくということであれば、それは目的にかなうものだというふうに思っております。しかし、ポスフルということに限定をすれば、先ほど申し上げましたようにいろんな立場での総合判断が市長としては求められていくということになります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 ポスフルについては総合的な判断だということで、立場を明確にされなかったというふうに思います。

次に、先ほど総務部長がご答弁なさったときに、バイパス沿いの一部農地になっている部分について出店要請があったときにそこを農地の転用ということで地権者と話し合うようなこともポスフル側としては考えているという話がされました。それで、今年の12月に大型店の進出について日本共産党の清水議員が市長に質問を行っています。そのときは、土地利用の関係で市長はご答弁されています。こんなふうに言っているのです。私は、大型店が中心部に来るのであれば、これは許容すべきだというふうに思っています。しかし、郊外に立地するということがさまざまな大きな問題点を引き起こしていくと。したがって、郊外に大型店立地することについて土地利用の規制を緩和して立地をしたところはありません。今後とも基本的にはそういう姿勢を貫いていきたいというふうに思っております。土地利用規制を緩和して大型店を郊外に立地させたと、そういうことはないことをこの際表明させていただきます。半年前に市長はこういうふうにご答弁されているのです。こういう立場を今後とも貫かれるということなのか、お伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 出店の要請書があった中で、農振農用地の除外ということも口頭における話の中であったというふうに報告を受けております。しかし、現実にそれでは地権者に対して何らかの行動が行われたのかというと、どうやらそうでもなさそうであります。したがって、ポスフルさんがどういう動きをなさるかというのは今後の課題だというふうに思いますけれども、私は土地利用規制、そのかかっている土地の本来目的が達せられなくなったときには規制を除外すべきだというふうに思いますけれども、土地利用規制をどんどん除外をしていくということになっていったときに、何でそれでは土地利用規制しているのだということが議論されるはずでありますから、私

は本来目的が土地利用規制の変更を考えていくための大原則だというふうに思っております。したがって、農業振興地域は農業のために使われているという実態からスタートする必要があるというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 一般論として市長は昨年12月のときに、郊外型大型店の立地がある場合にそういう土地利用の規制を外さないということをおっしゃったわけです。ただ、今の答弁との関係で見れば、土地利用の本来の目的がもしそういう観点から考えれば、そういった規制を外して、例えば外すことによって大型店の立地が考えられるということであってもそういう土地利用規制は外す可能性があるというふうに答弁されたのかなというふうに思うのですが、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 前回の要請は、70ヘクタールに及ぶ農振の用地の除外ということでありまして。そういう中で、それは当然慎重な対応が求められるというふうに思います。私は、別にポスフルの出店についてはこれから市民の皆さん方、関係の皆さん方のご意見を十分踏まえて判断すべき課題だというふうに思っておりますし、農振農用地も前回の答弁と変わりありません。農業が基本で物事を考えなくては行けないと。ただ、それでは極めて小規模なものまで、1平方メートルたりともだめだと言うのかということ、これはまた違う議論になるのだろうというふうに思います。いずれにしても、総合判断が必要だというふうに思っております。ただし、農振農用地、土地利用規制を解除するときには相当慎重な対応、何のために規制しているのかということが前提での相当慎重な対応が必要だと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1平方メートルたりともということ、そうではないとおっしゃいましたが、その小さなことが大型店の出店につながるということであれば、去年の答弁では市長はそういう土地利用の規制を緩和することはしないというふうにおっしゃったわけですので、そういう点で今後貫いていただきたいというふうに思います。それを述べまして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、この土地のことについてなのですけれども、市長は、14年間経過して私は使途目的に活用されてはいないというふうな見解を持っていたものですが、先ほどグラウンドとして活用されてきた経過があるというふうにおっしゃっています。ただ、私はこの問題で何度か質問しているのですが、そのときは私が遊休地という言葉を使ったことについて当時の市長も反論していませんでしたし、そういうこともあるわけですけれども、私は14年間経過したけれども、購入時の使途目的に活用されていなかったというふうに思っているわけですが、この点について、市長は市民にこういった状況になっていることについてどう説明するのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 遊休地の判断というのはいろんな判断があるのだろうというふうに思いますが、私は4,000万円も國學院短期大学がお金を出してグラウンドとして造成して、そして全然使わない

と、全く初めから遊ばせっ放しだと、そんな実態にはないということを申し上げたところであります。現実に私自身もあそこをグラウンドとして学生が使っている時期も見ているわけでありましてけれども、ずっと初めから遊休地で遊ばせっ放しと、そういう状況にはないことを明確にご答弁申し上げたいというふうに思います。しかし、最近はどうかという、やはり学生が少なくなったという状況もあるというふうに思いますけれども、使っている実態はないのではないかなというふうにも見受けられます。それから、グラウンドとしての目的はどうかということになりますと今のようなご答弁になりますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、あの土地買収費を寄附していただいたということによって専攻科の設置、そして男女共学化、男女共学化が今の國學院の学生がたくさん来るきっかけにもなっているわけでありまして、そしてまた全学部、全学科にわたって編入の道を開いてくれていると、それも大きな今の國學院の発展に結びついていることであると。そういう意味では、大きな役割を果たした出来事であるというふうにも思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 平成15年から16年にかけて1億円ずつ寄附しました。その15年に1億円寄附する際に、國學院の活性化プランの中でこの土地の活用について検討されるということで答弁がありました。この活性化プランの中ではこの土地についてどのような検討がされたのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 活用プランについては、その当時富田ファーム含めての活用だとか、アイデアとしては出ました。それから、稲わらを活用した和紙の活用策として展開できないかなと。さまざまありました。ただ、基本的にこのような土地利用でいくべきだというまでは至っていません。活性化委員会の中では土地の活用の仕方については今後とも検討していくというような方向なので、私ども事務方含めながら、短大の事務局も含めながら今後活用策を含めて考えていきたいと思っています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長は先ほど最近はどうかという使っている実態はないのではないかと、総務部長もいろいろ活性化プランの中で考えてきているけれども、実際にはまだこうした方向が見えていない、こんなふうにおっしゃいました。それで、國學院のこの土地については固定資産税については減免という措置をとってきたわけですが、減免する理由はいろいろあるのですが、学校の土地だということだけで学校として利用されていない場合も減免要綱に値して減免することになるのか。公共的なことで使っているということで実際には減免のそういう措置をとることではないのでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 減免の関係でございますけれども、学校用地ということで全体的に考えて減免ということになっています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 学校用地だからといって使用の目的によって固定資産税がかかるということは、仮にポスフルに賃貸した場合は固定資産税がかかるって言っているのですから、学校用地だけでは固定資産税は減免にならないのです。減免規定で見れば、多分公共の用に供する固定資産の場合とい

うこととか公益のために使用する固定資産ということに当たって、そういう減免の要綱に沿って今まで減免されてきていたのではないかというふうに思っているのです。今までのことを私はどうこう言うつもりはないのです。今後の問題で、こういうことから遊休地として全然使われていないということであっても減免という措置がとられるのかということでご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長 市長。

○市長 今非課税になっているのか減免対象になっているのか、ちょっと精査をさせていただきませんか。その結果、それでは教育目的以外に、例えば早稲田大学がなんていう話しでしたが、そういう場合は一体どうなっていくのかということにも関連してきますので、ちょっと精査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、ポスフルに関しては慎重にこれから対応するということですし、出店候補地の問題もさまざまあります。私たちも慎重に今後の行方を見守っていききたいというふうに思います。それで、この問題については一たん終わらせて、次の2件目の農地転用違反について入りたいと思います。

## ◎2、農地転用違反について

### 1、農地転用違反事案のすみやかな解決を

農地転用違反事案の速やかな解決を求める質問であります。質問の場所は、江部乙西11丁目における農地転用事案であって、転用許可がされたのは平成15年11月27日でした。また、転用目的である建設機械の駐車場や売り土や資材置き場にするための工事期間は、平成15年12月1日から12月31日までとなっていました。ところが、転用許可から1年半がたちますが、現場は整地どころか一部には瓦れきが積まれ、自家用瓦れき類中間処理施設と書いた看板も立てられています。農業委員会は、住民から建設廃材、コンクリート片、木くずなどを堆積しているとともに一部を埋めているとの指摘があつて、平成16年4月16日に現地調査を行い、当事者に転用申請どおり履行するよう指導を行いました。しかし、改善されませんでした。その後も農業委員会や許可権者である空知支庁が何度か現地調査を行い、指導を繰り返しましたが、改善されませんでした。そのため、農業委員会としては昨年8月2日に違反転用事案ということで空知支庁に通知を行っております。農業委員会の通知を受けた空知支庁は、違反転用に対する処分を定めた農地法第83条の2に基づいた対応を行うのだと思いますが、通知から既に10カ月がたっていますが、改善されている様子はありません。農業委員会も一生懸命やってくれているということはわかっています。どのような理由でこうした対応がおこなわれているかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業委員会が農地転用違反事案として知事に報告してから、ご指摘のとおり10カ月たっているということなのですけれども、今質問があつたように許可地については16年4月から農業委員による現地指導を行っておりますし、建築廃材についても空知支庁の担当課に

来ていただいて現地指導をしていただき、その後農業委員会も適宜現地指導を行ってきましたが、改善の様子が見えないということで、支庁の農務課とも相談し、農地法第83条の2により違反転用としての報告を行った経過であります。その後支庁農務課の方で許可条件違反として9月に2回ほど現地指導をしてきたと。計画どおりの実施がおくれていると、それと用途が違うということについて土地所有者ともお話をし、許可地は泥炭で軟弱な地盤であるため、当初計画していた建設機械等の大型車両が入れないと、駐車ができないのだと、そのために土砂を搬入し、敷きならして整地を行っている段階だと、その後許可申請書の計画どおりの利用を行うというお話もあり、支庁としても速やかに事業計画に即した転用を行うようにと指導している状況であります。また、ことしに入りまして事務局の方で現地を確認し、写真等を持ち込みながら現況報告を空知支庁の方にしており、現在この対応について協議をしているという状況であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 農地法違反の報告がされてからいろんな過程を通過して、最終的には処分命令とか告発とかいくということなのですが、今のお話によりますとそういう形ではなくて是正をするということで、当事者もそういった対応をとるということを約束しているということに受けとめました。その解決つくまで、転用許可どおりに現状の場所になるのはいつまでの期間ということで予測されますでしょうか。

○議長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 現在は空知支庁の指導の段階ということでありまして、近々支庁に現地に来ていただく中で、また直接指導をしていきたいと思っております。いずれにしても、第83条の2項による違反転用ということで、違反事案ということで知事の方に報告をしている案件であります。今後事業どおりにやられれば、それを確認して一応完結と。そしてまた、用途が変わることになれば変更申請等を出していただく中で許可と。そして、現状のまま全然一向に解決の見通しがないという場合には、是正勧告書をし、また指導も継続する中で最終的に改善できない場合には許可取り消しという段階になるかと思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 実際には二冬がもう過ぎてしまっているという状況の中で、極めて空知支庁の動きは私は遅いというふうに考えているのです。それで、時間の関係もありますので、ぜひ空知支庁との関係を強めていただいて、早急に解決するようにしていただきたいというふうに思います。

これに関連する質問に移りたいと思っております。先ほどもお話ししましたが、自家用瓦れき類中間処理施設との看板を出していて、鉄板、古タイヤ、木材など資材とは考えられないようなものを積み上げています。また、住民から指摘があったように廃棄物が埋められていたかどうかの結果についても不明です。農地転用違反だけでなく廃棄物処理法との関係でも対処が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 廃棄物処理法との関連ということになりますと、これは市長の仕事でありますから、私からお答えを申し上げたいというふうに思います。ご質問の疑いがないかということで、空知支

庁の廃棄物対策係と連携をとりまして、空知支庁の職員に現地確認をしていただいております。空知支庁の担当セクションの判断としては、直ちに違法であるという状況ではないということであり、直ちに違法でないということでもありますから、それでは今後どういう状況が続けば違法状態になるのかということを経験的に数回空知支庁には足を運んでもらっていますから、今後とも空知支庁と連携の上現地確認をして、違反状態にならないような点検を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 空知支庁の場合の現地確認は、ただ表面上の確認だけだというふうに思うのですが、住民からは埋めているのではないかという指摘もあったと、この件について空知支庁は埋めていることの確認は行ってないというふうに私は思っているのですけれども、こういう確認を行ったのかどうかということと、既に何回も足を運んでもらってもなかなか改善が見られないということがあるのと、直ちに違法であるという判断ではない、その直ちにとということはいつ判断をしたのか、それから何か月かたてば違法というふうになるのか、その辺の直ちに違法であるという判断をした時期がいつだったのか、直ちにでなくて違法だと判断するまでにはどれぐらいの期間がかかるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 平成16年4月22日に初めての現地確認をしていただいております。そのときの判断でありますし、その後数回来ていただいている状況も変わった状況ではありません。したがって、期間的にいつかということではなしに、連携とりながらしっかりと違反しないようにチェックしていきたいというふうに思っております。空知支庁が掘って確認したかどうかというところまで私としては報告を受けておりません。それが明らかであれば、それは当然掘り返してみということも空知支庁に要請する必要があるかなというふうに思いますけれども、何らかの予断をもって、埋めていそうだと、だから掘り返すという直接的な判断にはならないのかなというふうに思っております。またいろんな情報があれば、提供していただきたいというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 きちんとさえ使っていただければ、正規に農地転用も行ったわけですので、私どもも何の問題もないというふうに思っているのです。うちの町内なわけで、地域の住民からもいろいろ私のところに苦情も入ってきているということもあります。私も何度も現地を確認しております。今まで、つい最近まで見えていた建築の機械、廃材のような機械が先日はもう見えなくなっていました。ただ、埋まったかどうかは私にはわかりません。そういうようなこともありますので、ぜひ早期に解決するようお願いしまして、この件についての質問を終わらせていただきます。

### ◎3、国民健康保険法に基づく施策の充実

#### 1、医療費の一部負担金の減額、免除、徴収猶予について

次、最後の国民健康保険法に基づく施策の充実についてお伺いいたします。医療費の一部負担金の減額、免除、徴収猶予についての質問でございます。国民健康保険法第44条は、保険者は特別

の理由のある被保険者で一部負担金を払うことが困難と認められる者に対し、減額、免除、徴収猶予ができるとされています。滝川市は、滝川市国民健康保険条例施行規則の第13条で一部負担金の減免及び徴収猶予について定めてあります。私は、この施行規則の運用について昨年の決算委員会とことしの予算委員会で質問を行いましたが、規則に沿った活用実績はありませんでした。実効ある施行規則となることを求めて、何点か質問を行いたいと思います。条例では自然災害や火災などの災害による収入減や資産に損害があった場合はもちろん、事業の休廃止や失業により収入が著しく低下したときも対象とされています。こうした事例はたくさんあったと思うが、実績はゼロです。施行規則はあるけれども、対象とする人の所得基準などがつくられていなかったと聞いています。やる意思がなかったということなのか、施行規則に沿っての実施をどのように考えてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ご質問のように一部負担金を支払うことが困難であるというふうに認められる方に対しては、いろんな措置ができるというふうに規則では定めております。やる気がなかったからPRしなかったのではないかと、そういうことになるのだろうかというふうに思いますけれども、なかなかこれは難しい面があります。したがって、基準のあり方というのをどう定めるべきかということで悩んできたというのが実は事実であります。それは、片方では国保会計が極めて厳しい状況にあるということと関連もしているわけでありまして、私は規則で定めている以上は基準を明確にして、そして扱う方向というのを明らかにするというのが適切なやり方だというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長の前向きなご答弁でしたので、私も国保会計の中でこういったことで実際の一部負担金の免除ということが出てくると大変になるという気持ちは十分わかります。しかし、法律でも、国保法ということでも定められたことですし、対象者は十分いることが考えられるということもありますので、実施しているところのいろんな基準があります。例えば札幌の場合は、月平均の収入が生活保護基準と高額療養費の自己負担限度額の合計額を下回る収入の世帯の場合は一部負担金を減額、免除とか云々というのがありますし、生活保護基準の1.15倍の収入の基準とかいろいろ定めてあって、実際にはそういった実施されているところもありますので、そういうことを参考に実施をするという、早急にそういう基準をまとめていただくということをお願いいたしましたので、2点目の質問を伺います。

最後になりますが、先ほど市長はいろんな国保会計のこともあって周知は行われてこなかったというふうにおっしゃいました。平成12年9月18日付の保健福祉部国民健康保険課長の各支庁総務部社会福祉課長あての通知では、広報紙などの活用により効果的な啓発活動に取り組みたい。対象者が活用できるような市民周知を求めています。この通知については、当然受けていたというふうに考えていますが、実績はゼロということでもありますので、こういった方向に立って、これからの市民周知をどのように行っていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 全道で実際適用しているのは、34市のうち5市です。私は、適用を野放図に拡大できるようなことにはならないと。こういうものについては、やはりかなり慎重に基準を定めるべきだというふうに思っています。基準が定まらないために実は広報ができないという実態がありました。このことについては、他市の状況も踏まえながら基準を定めたいというふうに思いますし、広報ができる状態になったときに速やかに広報したいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後に市長に、その基準についてどういった時期で決めていこうというご決意でしょうか。

○議長 市長。

○市長 これから各市の状況等を調査をしないといけないから、調査については速やかに取り組みたいというふうに思っております。その後の判断であります。

なお、ちょっと補足をおきたいのは、さまざまにご相談に来られるわけです。さまざまにご相談に来られる中で、いろんな相談していることはあります。ですから、基準がないために全く何の相談にも乗っていないということではございませんから、それはご理解をいただきたいというふうに思います。

○窪之内議員 終わります。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど國學院の土地につきまして減免か非課税かということで調べましたところ、非課税でございます。減免ではありません。平成6年に國學院短期大学が文科省に申請して、文科省から学校用地として認定されたと、そこから非課税になっております。

○窪之内議員 それに関連しての質問、議長、いいですか。

○議長 まだ1分あります。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、非課税という措置をとったということですが、その措置が解除されて課税になるというのはどういったときに課税になるというふうに考えればよろしいですか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 どういう場合にこの非課税が解除されるかということでございますけれども、学校用地でなくなった場合ということだと思います。それはどういう場合かということになりますと、例えば売却だとか、あるいは賃貸で学校用地として認定されなくなったときには文科省にまた申請しまして、認定解除ということになるかと思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 ちょっとわからないのですが、学校用地でなくなった場合に非課税でなくなるというふうに最初ご答弁されたのですが、それだと賃貸した場合に固定資産税が発生するということが整合性ないのです。だから、その辺の整合性をはっきりさせていただきたいなというふうに思うのですが。

○議長 市長。

○市長 想像で物言いたくありませんので、今は非課税であります。これが非課税でなくなる

ときはどういう状況のときなのかというのは、これは課税対象になったときには課税しなくてはいけないわけですから、そういう面でしっかりやる必要があるというふうに思っておりますが、今直ちに答弁できる状況にありませんから、課税客体であるのに課税漏れであるということがないようにしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○窪之内議員 終わります。

○議 長 以上をもって窪之内議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時10分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成17年 6月21日（火）

午前10時00分 開 議

午後 4時11分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 報告第 5号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 5 報告第 6号 滝川市土地開発公社の経営状況について
- 日程第 6 報告第 7号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第 7 報告第 8号 監査報告について  
報告第 9号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 8 意見書案第1号 地方議会制度の充実強化に関する要望意見書  
意見書案第2号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書  
意見書案第3号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する要望意見書  
意見書案第4号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める要望意見書  
意見書案第5号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書
- 日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	門山伸夫君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
市民生活部長	大竹敏章君	保健福祉部長	松井雅昭君
経済部長	中嶋康雄君	経済部参事	江上充明君
建設水道部長	池田隆君	建設水道部参事	木下善雄君
教育部長	辰巳信男君	監査事務局長	谷田部篤君
病院事務部長	東照明君	秘書課長	若山重樹君
総務課長	高橋賢司君	企画課長	舘敏弘君
財政課長	西村孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	林弘君	事務局次長	飯沼清孝君
主査	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、久保議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方から質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

田村議員の発言を許します。田村議員。

- 田村議員 皆さん、おはようございます。新政会の田村勇でございますが、本題に入る前に、議長のお許しを得て確認をしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

- 議長 はい。

- 田村議員 実は、私が質問の通告書を提出したところ、私の事務所に来て、質問に対して貸してほしいと言われ、質問に妨害を受け、不愉快な思いをしたわけですが、真意を先に伺いたいと思います。

- 議長 長 助役。

- 助 役 確かに田村議員のところにお伺いをいたしまして、質問の趣旨等についてお尋ねをいたしました。その中でそういう印象を与えたということはあるのかもしれませんが、妨害というようなことは一切思っておりませんで、真摯にお尋ねをしたと、こういうことでございますから、そういうことでご理解をよろしくお願いいたしたいと思えます。

以上であります。

- 議長 長 田村議員。

- 田村議員 今のは大して問題にすることではないのですが、貸してほしいなんていう文言はふさわしくない。後でもう少しこれについてはお話をさせていただきたいと思えます。私も義理がたい人間ですから、貸すというよりは借りているものは返さなければならないという思いを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以下質問をいたします。

◎1、市長の政治姿勢

1、クオリティの記事について

## 2、人事に対する問題

1 番目に、市長の政治姿勢であります。ことしの6月号と5月号、クオリティにこんな大きく記事が載っています。これに対して市長はどのように見解をお持ちか。実はこのクオリティ大変な部数が出ているわけですが、5月号は発売当日市内及び近隣の本屋さん及びコンビニでも午前中に完売という人気の本でございます。私も入手したわけですが、これで滝川も全国的に有名になっている、こんなことの不名誉もありますが、市長はどういうお考えかお尋ねをいたします。

○議長 市長。

○市長 クオリティ5月号、6月号で報道になった事実は、私も知っておりますし、その記事もまた読んでおります。クオリティが全国に流通しているのかどうか、それは私は実態としてわかりませんが、かなり多くの皆さん方が読まれたという事実はあるだろうというふうに思います。5月号の内容について不適切な報道も一部ありましたから、それについては適切性を欠くということで正しい事実を報道していただくように要請をしたところであります。

○議長 田村議員。

○田村議員 このクオリティについて5月号、6月号を見る限りにおいては、適切に処理されているというふうには思っていないわけですが、ちなみにちょっと斜め読をしてみますが、なぜ市内のアイガモ取引業者や小売業者、市民の間から同施設のアイガモ事業の運営に対して非難や疑問の声があるかということでもあります。また、委託料として年間3,272万3,000円、これはクオリティに書いてある16年度実績ということですが、こういうものに対しても同園が行うアイガモ事業の収支が不透明だ、不明確だ。この事業に関しては、市の職員や福祉事業団の職員の間では公然のタブーとして触れられない案件であると、こういう厳しい文言が書いてあるわけですが、こんなのだったらもっともっと強く市長はこれはおかしいと抗議すべきだと思うのですが、その辺の意思をお伺いします。

○議長 市長。

○市長 強く抗議をしております。その結果、経理が不透明であるという5月号報道については6月号において修正報道されたというふうに理解しております。

○議長 田村議員。

○田村議員 それでは、お伺いしますが、今アイガモは何羽飼育されているのですか。

○議長 助役。

○助役 今何羽かという正確な数字は把握できておりませんが、これまでは年間通して1万羽体制ということでもあります。しかし、需要もありまして、今1万8,000羽体制を構築しようというようなことで進めておりますが、したがって今時点、この時点だけで言えば、幾つかの何クールというクールがあるわけでありまして、そんな大きな数字ではありません。年間の生産体制で申し上げれば1万8,000羽体制を何とか構築しようと、こういうことで今取り組んでいる。そして、実際にアイガモを飼っていると、こういう状況であります。

以上であります。

○議長 田村議員。

○田村議員 新生園の園生は今何人いるか、私の記憶では15名ぐらいと聞いているのですが、1万8,000羽も果たして新生園の15名が飼う能力があるのかどうか。ただこれによって新生園の方の報酬が上がったとか何とかというよりも、これによっていろんな業者とのあつれきもあるわけです。そして、1万8,000羽、大変な数を15人の園生で飼うというのは不可能ですし、そのためにまた雇用するとかというのであれば、必ずしも園生の方だけの指導にはならないのでないかと。だから、園生の方々がやれる範囲の羽数にすべきと。そして、これによってどんどん商売を大きくするというのは、本旨から実は外れているのでないかと。それよりも市内の業者の育成を図って、それなりの税収を得た方がいいのでないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 助役。

○助 役 1万羽体制から1万8,000羽体制という、今そういう組み立てをやっているわけですが、おのずと限界があるのは当然であります。しかし、今の園生だけですべてを賄うということだけでいいのかということから考えれば、多少人をふやしたりというようなことは必要なわけですが、園生がかかわる作業というのは多少羽数がふえても羽数が減ってもおのずと部分的に限られるわけでありますから、園生プラスアルファ、そういう中でできる範囲でこれは羽数体制を構築していく必要があると、こういう考え方であります。したがって、1万羽だったら園生だけでできるのかという、そういうことにはなかなかかなり得ませんので、一つの工程の中で園生がかかわっていくと、それもしかもしも園生がかかわる時間というはおのずと限られているわけでありますから、これは園生と職員、あるいはプラスアルファの部分でできる範囲について生産体制を固めていくと、こういう考え方であります。

以上であります。

○議長 田村議員。

○田村議員 私が言わんとしているのは、それが本当に園生のためになっているのかどうかということなのです。1万8,000羽も飼わなくても、1人が例えば10羽程度のものを本当にかわいがりながら情緒豊かに飼うと、これが園生の指導でもあり、いい方法だと。今言っている答弁は、健全者の欲得でないかと。それに対して答弁願います。

○議長 市長。

○市 長 知的障害者に対する生きがい、働くことの喜び、そういうことだけでこの事業は進むというふうには思っておりません。働いたことに関する適正な対価というのもの、単に福祉的な目的だけでは私はないというふうに思っております。世の中では、知的障害、身体障害含めて障害を持たれる方がしっかりとした職業を持って、生きがいを持って、労働というものに価値を認めていく、それがやはりノーマルな社会であると。私は、このアイガモ事業が振興公社の時代においては極めて作業労賃としては安い労賃であった。それがさまざま直接取り組むことによって、さらに生きがいを持って働くことができるような環境が整ったと。そのことによって作業労賃も上げることができた。それは、園生の生きがいでもあり、保護者の喜びでもあるというふうに思っております。

○議長 田村議員。

○田村議員 園生の報酬が上がったとか生きがいだとか言っていますが、1万5,000円ですよ、

15万も払っているのならわかります。ここで1万9,000羽飼って、利益どれぐらい出ているかわかりませんが、大幅な赤字でないかというわさまで実はあるわけです。そして、収支においても必ずしも明快ではないというようなことも何回も伝えられてきているのです。ですから、園生の報酬が1万8,000羽飼っていて1万5,000円が正当かどうかお聞きします。

○議長 市長。

○市長 収支明快でないということですが、明快であります。理事会においてしっかりと予算、決算が行われて、その監査まで行われて決算が行われているわけであります。そういう点についてクオリティでは5月号では不明快であるというふうに言った記事に対して抗議を申し入れ、6月ではちゃんと理事会の承認を受けているという報道になっているわけであります。たしか振興公社の時代は5,000円ぐらいだったのでしょか、それが1万5,000円になっているわけであります。確かに労働に対する対価のあり方ということは、また別な評価ではありましよう。しかし、私どもとしては、一生懸命汗を流している新生園の園生に対して少しでも、小遣的な意味でありますから、高い対価に近いものを払う努力をするというのは私どもというよりは社会福祉事業団の事業としての適切な判断だというふうに思いますし、行政的にもそれは支援をする必要があるというふうに思っております。

○議長 田村議員。

○田村議員 これがそこだけで飼っているのなら、まだ話はわかるのです。だけれども、これには裏話ありまして、ホームページに載っているとおり、皆さん全国で見ているのです、このホームページ。このホームページには、固有名詞たくさん出ています。いろんな不正の問題をにおわすような問題。こういうホームページについてどういう見解をお持ちで、このホームページを拒否するのか、それともこういうものに対する法的措置をとる意思があるのかお聞きします。

○議長 市長。

○市長 ホームページが公開をされているということについては、不明にして私はこのご質問を受けるまでは知りませんでした。読ませていただきました。ホームページをつくっていらっしゃる立場としては事実を淡々と書いておられるのかもしれませんが、しかし、社会福祉事業団の立場とすれば、一つ一つに別な見解もあるのだろうというふうにも思います。

○議長 田村議員。

○田村議員 このホームページ、もうかなり長い期間載っているのです。ですから、このクオリティに相對して、これと深いかわりがあるのではないかというような話まで実は出ているのです。今は、これは既に公開文書と同じなのです。ここに固有名詞が載ってきているのであれば、それなりに、弁解とは言いませんが、この店にもよく相談をして善処すべきだと思うのですが、そういうお考えないですか。

○議長 市長。

○市長 行政として善処する考え方はありません。

○議長 田村議員。

○田村議員 それでは、次の2の人事に対する問題ということに移りたいと思いますが、私は昨年

の3定で質問したサプライズ人事に対して特別扱いは当然ないだろうと思っていたのですが、個室を与えて仕事をされているということなのですが、それは事実でしょうか。

○議 長 助役。

○助 役 個室で勤務しているという事実はありません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 個室でなければ、皆さんと一緒に机を並べているということでしょうか。

○議 長 助役。

○助 役 ひとえに事業団内部の話ということになりますが、従前どおり今は新生園でいろいろ勤務をしていると、こういう状況であります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、再度確認をしておきますが、事業団の中には机は持っていないのですか。

○議 長 助役。

○助 役 机は、新生園にもあります。事業団も主幹という立場がありますので、事業団にもあります。

以上であります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 先ほどもお尋ねしましたが、その事業団の皆さんと一緒に机を置いているのですか、それとも別に本人だけのを置いているのですか。

○議 長 助役。

○助 役 事業団本部の方は主幹という立場でありまして、したがって常時そこにいると、こういう状況ではありませんので、机はありますが、場所も極めて狭い場所でありまして、職員と一緒ににはなっておりません。

以上であります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 さっきと今の答弁と違うのですけれども、それでは一人で机を持っているということは一人の部屋があるのではないですか。事業団と一緒に机を並べているのですか、それとも別に、狭いかもしらぬけれども、部屋を持って、そこに机を置いているのですか。

○議 長 助役。

○助 役 今事業団の本部の方で事務的に使える部屋というのは、2部屋ございます。一つは、事業団の事務局の職員、今4名ぐらいでしょうか、大体それで満杯になるような状況になっております。かつてはそこに、もう一つの部屋には常務理事がそこで業務をいたしておりました。したがって、二つ机が並んだ時期もありました。今常務理事は老人保健施設の方中心で業務いたしておりますから、現在は机は一つと、こういう状況になっております。

以上であります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 さっきの答弁と全く違ってきているわけです。私は、一等最初に個室というか、個室

という言い方がまずかったかもしれぬけれども、要するに一人ですかって言ったら、みんなと一緒にだという発言していたのではないですか。今の話でわかったけれども、事業団が狭いから、要するに一人で机を置いていると、そういうことですね。ぜひ皆さんと一緒に事業が仲よくやれるように、一緒にしてあげてください。

それでは、次の人事に対する問題の2番目に入りますが、内部告発制度を発足させ、本当の行財政改革を進める、これがさらに開けた行財政改革になるのではないかと思うのですが、そういうお考えをお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ご案内のとおりでございますが、公益通報者保護法、昨年6月に成立をいたしました。通称内部告発者保護法であります。ご案内のとおりでございますが、私は今までどちらかといえば法律の上で内部告発というのは悪いことだというふうな印象があった。それをそうではないということを経法的に認めて、しかも内部通報者に対して保護を与えるという法律の枠組みができたわけがありますから、私はこの法律が、保護法が適切に運用されることによって、その精神が敷衍されていくだろうというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今職員の中には閉塞感が強まっている、あきらめみたいな空気さえ漂っていると私は思うわけでありまして。その理由は何かというところ、私のところで開いております事務所に今までに30件以上にも及ぶいろんな反響、情報が入ってきているのです。そのことを思えば私は今発言しているわけですが、いろんなことにおいても政綱に未来永劫はない、公開するのがリスクだというような見解もあるわけですね。そんな中から、余計なことを言って報復人事等の懸念がある、こんなことまでさへ入ってきているわけでありまして。消しゴムで消せぬ汚点を残すことなく、同姓の市長には頑張ってもらいたい、そういう気持ちでいっぱいではありますが、そういう職員の空気、そのためにも透明性が必要であり、遠慮なく物が言える体制が必要だと思うわけでありまして。それで、今内部告発制度の云々というのがありました。将来的にも含めてそういう制度を発足させるお考えがあるかどうかお聞きをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 組織でありますから、不正があってははいけませんし、不正につながるようなことがあってははいけません。また、そういうことに関してやっぱり透明性は明らかになる組織でなくてははいけないというふうにも思います。そういう意味では、内部告発制度として滝川市独自の制度化を図らなくてもさまざまな点でそれは透明化図れることだと、風通しのいい組織というものができるものだというふうに思っております。それと、私は、ある意味では二つの立場を持っております。それは、滝川市の職員のトップであるという立場を持っております。しかし、ある意味では団体自治を進めていくためのトップということが言えるかもしれません。もう一つの顔を持っております。それは、市民の皆さん方から選ばれた市長という機関であると。この市長という機関は、住民の選ばれた代表として、市役所がしっかりとやっているのかというチェックをしろという命令を受けて、その信頼の上に市長という機関の仕事を実行していくと、そういう立場で私は透明かつ風通しのいい

い、市民にとっても明らかな、そういう組織づくりに努める必要があると。そういう意味では、改めて内部告発制度を制定する必要性は今のところ考えておりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 幸い私とその内部告発制度のいろんな話を処理しておりますので、市長はご安心ください。なお、市長は三面相ということですが、しっかりと市政をやってほしいと思います。

## ◎2、教育問題

### 1、子供の健全育成サポートシステムについて

それでは次に、教育問題に移りますが、子供の健全育成サポートシステムについて。今全道で教育委員会を中心に各学校が警察と協定を結び、犯罪のない、子供たちが安全に暮らせるというようなことで協定をされているようですが、滝川も協定をしているという話が新聞にも出ておりましたが、今現在道内の77の教育委員会と34の市立学校が39の警察署と協定を結んでいるということですが、先般の新聞を見ますと北広島市の教育委員会では協定はしないというようなところも出ているようですが、そのことについて教育長のお考えをお聞かせ願います。

○議長 長 教育長。

○教育長 それでは、田村議員にお答え申し上げます。

子供の健全育成サポートシステムと、こういうことですが、この背景でございます。なぜこういったシステムができたのかと、そういうことですが、これは新聞あるいは各報道、その他いろいろ資料出ておりますけれども、ご案内のように非常に非行の低年齢化、それから悪質化と、こういったことが全国的に広がっておりますし、もちろん全道でもそうでございます。あるいは、特に薬物乱用、あるいは出会い系サイトと、こういったことをきっかけとしてさまざまな非行が、昔は考えられなかった、そういった非行も多数発生していると、こういう状況でございます。そこで、各学校では今家庭とも連絡しながら全力で取り組んでおりますけれども、特に出会い系サイト、こういった問題につきましては今の教職員が経験していなかったことでもあり、そういったことで一生懸命やっておりますけれども、困惑してやっている一部もあるのも実態でございます。そういった中で、ぜひ立派に対応していきたい。一人一人の子供を健全に育てたい、あるいは一人一人の子供をきちっと守っていききたい、そういう考え方から、各機関と連携しなければいけないと、そういうことですが、特に警察という立場でいろんな行為、行動ができますから、こういった機関のお力をいただきながら健全な児童生徒育成に努めていきたいと、そういう背景がございますので、申し上げておきたいと思っております。

それから、目的でございますけれども、再度申し上げますと、子供健全育成サポートシステムは児童生徒の健全育成のために必要な情報を共有し、緊密に連携して児童生徒の非行の未然防止及び再発防止並びに犯罪被害の未然防止と、これをねらってこのサポートシステムは行われていると、こういうことですが、この趣旨が十分達成されますように各般連携を強化しながら努力をしていきたいと、そのように考えております。それからご指摘の件数でございますけれども、今田村議員さんがおっしゃいましたように平成17年4月1日現在77市町村で締結しております。

滝川市におきましては、ご案内のように平成17年4月15日に滝川警察署、教育委員会と締結して、これを綿密に実施していこうと、そういうことでございます。なお、北広島市の例を今ご提議されましたけれども、私も報道等で承知しております。今後その北広島の教育委員会と連絡をとりながら、なぜそうなったのか、その背景については十分今後調査していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、2の個人情報保護法の観点等、教育長のお考えをお聞きしたいわけですが、学校、警察、教育委員会、ここで得た個人情報の流出防止策、このようなことはどういうふうにお考えかお聞かせ願います。

○議長 長 教育長。

○教育長 今ご指摘ありましたように、このサポートシステム、これを締結するに当たりまして、個人情報の保護、こういったことについては十分に配慮しなければいけないと、そういう観点で検討させていただきました。そのために滝川市個人情報保護条例、これがございますので、これにのっとりまして滝川市個人情報保護審議会、これを開催していただきました。そして、個人情報等々についても十分検討いただきました。滝川市個人情報保護条例第8条第1項第5号、この規定によりまして目的外利用または外部提供の可否についてと、そういうことでこの滝川市個人情報保護審議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。その内容につきましてはいろいろありましたけれども、最終的に公益上必要と認めると、そのように答申いただきました。これを十分踏まえながら私たちは対応しているところでございます。特に滝川警察署と教育委員会が締結した協定書、ここには秘密保持の徹底、これを図ると、このように明示されておりますし、あるいはこの協定の目的を達成するために活用するのであって、それ以外にはこれは活用しないと、こういった限定の内容も付加されております。個人情報につきましては、とにかく非行防止と、あるいは被害を事前に防止すると、そういった意味で情報を交換して、子供のためには何がいいのかと、事前に守ってあげたい、そういったことの目的に使うのであって、それ以外については十分考えて対応していかなければいけないと、このように思っています。厳正に対処していきたいと、そして個人情報の保護を徹底していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 ぜひ個人情報が流出しないようにお気をつけ願いたいと思うのですが、今までに協定されてからの事件というのはいないですね。

(「ないです」と言う声あり)

○田村議員 それでは、次の3番目に移りますが、北電公園スキー場の整備計画であります。空知太がなくなって、北電公園をスキー場として使うということなのですが、これはどのように整備され、ことしからどのように運用されるのかお聞かせを願います。

○議長 長 教育長。

○教育長 ご案内のように、スキー場の代替施設といたしまして北電公園を有効に活用していきたいと、そういうことでございます。対象は、幼児あるいは小学校の低学年と、そういったことを対象といたしまして、スキーの基礎技術を高めていくとか、あるいは冬の遊びを提供していくとか、そういうふうを考えておりました、12月末より2月末と、この期間を開設していきたいと、このように考えております。整備計画でございますけれども、駐車場の確保、あるいはふれ愛の里に圧雪車がありますので、これを利用いたしましてゲレンデの整備、これをしていきたいと、あるいはフェンス等も考えていきたい。そして、スキーの乗り場と遊び場、これを区別していきたいと、このように考えております。今のところ、記念塔がございますが、記念塔の西側、石狩川の方に向かひまして西側、ここでスキーを滑るようにしたいと、このように考えています。これは約120メートルございますので、そこにスキーの乗り場を設定していきたいと。そして、記念塔から西、管理棟ありますよね、西の方には遊び場、そり等ありますので、遊び場をつくっていきたい、このように区分いたしまして、十分提供していきたいと、このように考えております。なお、冬の遊びのいろんな対応の仕方、あるいは幼児、低学年に対するスキー教室、あるいはレクリエーション、こういったものも担当課でこれから検討していくと、そういうことで今準備中でございます。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今駐車場、フェンス、あるいはふれ愛の里の圧雪車で圧雪をするというようなことでございますが、ここにロープ塔だとか、あるいは運搬するための、子供たちが上がっていくというのは大変な労力、苦労だと思うのですが、あの小さな山の頂上まで上げるのに何か対策は考えているのでしょうか。

○議長 長 教育長。

○教育長 今考えていることは、これは自分で上がっていただくと、そのように考えております。かつてこちらのスキー場ないときに、北電公園は例えば第一小学校とか江陵中学校のスキー学習をやっておりました。私もそのとき教員でございましたので、何回か引率いたしました、そのときも自分の力で上がって、滑ったと、そういうことでございますし、その後しばらくたってから、北電だったのでしょうか、管理しまして、あるいは教育委員会も参加したと思っておりますけれども、その後もスキー場として提供した期間がございます。これも自力で上まで行っていただき、そして滑っていただくと、こういうことでございましたので、今回もそのように考えていきたい。あるいは、ロープ塔その他もありますけれども、それはかなりの出費があるものでございますので、現在は今申し上げたような対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 実は、今教育長の答弁で安心をしたわけですが、ここにまたロープ塔をつけるとかそういうことになったら、また文句言わなければならぬなと思ったのですが、子供たちが足で上れる範囲の山ですから、余計な経費をかけないで健全経営されたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもって田村議員の質問を終了いたします。

中田議員の発言を許します。中田議員。

○中田議員 通告書によりますと大型店とまちづくりにつきましては私が最後であると思いますので、なるべく重複を避けて質問させていただきますが、また確認もさせていただきたいと思います。あと、項目的にはちょっとずれることもあるかもしれませんが、ご勘弁をちょうだいしたいと思います。

#### ◎ 1、21世紀の街づくり

- 1、コンパクトな街づくりについて
- 2、立地企業と地域との共生について
- 3、ポスフールの出店計画について
- 4、広域調整の必要性について

まずは、この厳しい経済状況の中にまちづくりに懸命に励まれておられます田村市長初め所管の皆さんには心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。さて、市長は、その市政執行方針の中で人の輝くまちづくりを基本姿勢といたしまして、滝川市活力再生プランを推し進めていきたい。その重点施策の一つとして、産業振興施策の展開の中で中心市街地を取り巻く状況の変化に伴い、元気タウン計画等を見直し、社会経済情勢を見据えて新たな方向性を検討したいと述べられておられますが、今まさにそのときがやってきたと考えております。日本の地方は、固有の歴史と文化を持った多数の都市が存在していた中で、過去20年間に交通網の整備でありますとか公共施設や住宅の郊外への拡散化、それらモータリゼーションに対応できなかった中心市街地、そして農村地区へ大型ショッピングセンターが進出されたということは市民の生活を激変させましたし、そのコミュニティを崩壊させつつあることも事実でありまして、滝川市もその例外ではないと考えております。市長はご記憶がないかもしれませんが、助役時代に、4年ぐらい前でありましょうか、たまたま私助役室にお邪魔した際に、このようにおっしゃってございました。中心市街地は東町でもいいのではないかという意見もあるよということでありました。私は、それを聞いて実は非常にショックを受けたものでございました。でも、一方では、そのときに教会でありますとか城でありますとか、市庁舎を中心にして都市機能を周辺に配置したヨーロッパ型のまちづくりがこれからも必要なかもしれないということも述べられてもおられました。資料も私いただいたこともあります。また、ことしの3月22日にたきかわホールにおきまして開かれましたまちづくりフォーラムの総括をされた中でコンパクトなまちづくりの必要性を述べられておられましたことは、市長としては初めてコンパクトシティということに言及をされたと思っております。私は、アメリカ型の自由なまちづくりよりはヨーロッパ型のまちづくりが今の滝川には必要であるということも常々主張してまいりましたから、実は我が意を得たりと喜んだものでもございます。

そこで、質問でございますが、市長にとりまして中心市街地、きのうからこの呼び方が何回も出てまいりましたが、中心市街地とは一体どこを指しているのか。まちづくりにとってその中心市街地の役割とは何なのか。いや、もうその役割は既に終わってしまったのだ、もう守るべき価値はないのだということかもしれませんし、それ以前に中心市街地という概念すらなければこれからの議

論にはなりませんと考えるので、まずはその点で質問をしたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 現在中心市街地と称しておりますのは、中心市街地活性化計画に示されたエリアを中心市街地というふうに理解をいたしております。中心市街地の機能というのはさまざまあるというふうに思いますけれども、人、物、情報、そういうものが総合的に集まってくる、そういうことが中心市街地の大切な機能であるというふうに思います。この人、物、情報が総合的に集まらなくなってきて拡散をしていくということに伴って、中心市街地の機能が低下をしてきたということが言えるというふうに思います。具体的にはさまざまなことがあるというふうに思いますが、私は基本はそういうことだというふうに思います。

○議長 中田議員。

○中田議員 基本についてはわかりました。それで、その中心市街地は、先ほども質問いたしましたが、やはり役割としては残っていると、これからも守っていかなければならないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 都市というからには人と物と情報の集積がなくてはならないわけでありまして、この集積がないところを都市というふうには言えないと、そういう意味では中心市街地というのは都市の人と物と情報が集中する場所として今後とも重要な位置づけを示す地域になっていくというふうに思います。

○議長 中田議員。

○中田議員 重要な地域になっていると思うということは、やはりこれからもそこは行政としても守っていくというふうに私は解釈をさせていただくわけでありますが、次にコンパクトシティの関係であります、ローコストなコンパクトなまちづくりを進めていくということは中心市街地があつてのというふうにも解釈できますが、それを進めていくお考えはお持ちなのか、もしお持ちであれば、それにはどのような取り組みから始めようとしているのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 都市経営の側面、それからこれからの環境の整備という側面からいいまして、都市の経営自体は環境に負荷をかけずに、かつローコストで経営できるような、そういうまちでなくてはいけないというふうに思います。そういう意味では、これまで投資した社会資本が生きていくということも重要な視点であるというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 環境に負荷をかけずに今までの投資も損なわれないような形で利用していくということは、今の施設はそのままであるが、これからは拡散するような形は持っていきたいと理解してよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ちょっとご質問の趣旨離れるかもしれませんが、少し答弁は拡大をしてご答弁

を申し上げたいというふうに思います。コンパクトシティを目指すというのは、やはり私はこれから重要な発想であるというふうに思っております。コンパクトシティには幾つかの基本的考え方があるというふうに思います。それは、この滝川市というものをとらえたときに、市街地を今までのように拡散をしていくと、市街地の拡大をどんどん目指していくまちにするのかどうかという視点があるというふうに思います。昨日のご質問にもお答え申し上げましたように、人口が減少していく社会、そういう中において市街地をどんどん拡大をしていく方向でのまちづくりというのは基本的に考えにくい状況になっていると。特殊なものは別だというふうに思います。特殊なものは別でありますけれども、基本的にはどんどん市街地を拡大するというのはコンパクトシティの精神には反するというふうに思っております。これをやりますと、人口密度はどんどん少なくなっていくって、高コストなまちにならざるを得ないと、社会投資もどんどん郊外部に拡散していかなくてはならないと。そういう意味では、必ずしも低コストで都市経営ができるまちにはならないという視点の一つあるというふうに思います。二つ目は、美しい農村と郊外部を形成するということがコンパクトシティの重要な視点だというふうに思います。やはり農村は都市と農村の交流の場として十分機能していただかなくてはなりませんし、今盛んに進められております1. 5次産業興しの拠点でなくてはなりません。そういう魅力的な郊外部をつくっていくというのもコンパクトシティの大きな目標だというふうにも思っております。そして、3点目であります。やはり公共公益施設は計画的に配置をしなくてはならないと。それは、今までいろんな形で機能立地という中で最も機能的な位置にそれぞれの都市機能を配置しようということを考えてやってまいりましたけれども、拡大志向ということではなしにコンパクトなまちをつくるという発想の中から、計画的な公共公益施設の統合配置が必要だというふうに思っております。そういう中では公共公益施設のストックの活用と、これはあるいは空き店舗というストックの活用ということにも結びつくかもしれませんが、これからはこういうストックの活用ということが極めて重要な視点になるというふうに思っております。私は、中心部はそういう発想に立って形成されるべきだというふうに思っておりますし、現在中心市街地活性化計画の点検作業を行っているところでありますから、皆さん方からもさまざまなご意見をお伺いをし、しかもこの中心市街地活性化基本計画はタウンマネジメント計画、TMOという組織をどうし、その事業と活動をどうしていくのかという、ある意味ではそういうセットが求められる計画でございますから、そういう視点での議論が必要であるし、そういう基本方針で臨みたいというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 実は、3点目に1の要旨であります将来の滝川市の目指すものということで書いてありますが、これについてお答えをいただこう、私見でも結構ですからいただこうとは思ったのですが、今お話しされましたので、これについてはぜひ今の市長の取り組みについて、考え方について、特に都市部と農村部の融合と申しますか、連携と申しますか、その辺の地方都市としてのまちのあり方の見本になるようなまちづくりをこれからも期待をしております。

そこで、立地企業と地域の共生についてということに移らせていただきますが、過去滝川市においては進出企業が多くありましたし、これは商業だけに限らず工業等でいろいろございましたけれ

ども、今回につきましては大型店に限定をして質問させていただきたいと思っております。実は、今国会でもはやっている紙芝居であります、私もつくって皆さんにお見せしようかなとも思ったのですが、絵が下手なものでやめました。題名は決まっております。「そして街なかにだれもいなくなった」というものでありまして、非常に自虐的な紙芝居でありますけれども、ストーリーはきっと皆さん方ご想像いただけるものと思っております。郊外型大型店は、きのうもありましたが、消費者のニーズと利便性を旗印に出店して来るわけではありますが、近年では実は売り場面積の増加に反比例して、その販売効率は低下しております。しかも、販売総額も伸びないどころか減少にありますことは多くの統計が語っていることをごさいます、滝川もその例を見ないと思っております、大型店自身も利益を確保できない時代になったと言えらると思っております。そこで、市長は常々協働のまちづくりを提唱されておりますけれども、その大型店、滝川での占有率は70パーセントを超えておまして、さらにそれが今回のことでふえると予想されます。それを許すならば、既存商店街は反対に20パーセントの占有率という中でこの既存商店街との協働のまちづくりということは可能と考えておりますでしょうか。また、反対に、何もまちづくりに協力が無い、他都市の例を見てもそういうふうに思われますが、その大型店舗の協働のまちづくりはできるとお考えなのでしょうか。その辺の見解をお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 既存商店街あるいは中心市街地に存在する中小小売商業との、市民との協働というのは、これは大いにあり得ることだというふうに思っておりますし、それがなければ先ほど申し上げました人と物と情報が中心部に集まるまちにはならないというふうに思います。仮に行政施設をどこかに持ってきて、図書館の議論も随分させていただきました。しかし、年間数万人の話です、そういう施設に来られるのは。しかし、市民の皆さん方がさまざまな要件、娯楽あるいは購買あるいは交流、そういうまちの文化に触れるために来られる市民の皆さん方というのはある公共施設の数十倍あるいは数百倍ではないでしょうか。私は、そういう意味では中心市街地と、どういう形かというのはこれから知恵と汗を流す必要があるというふうに思っておりますけれども、市民との協働なしには活性化はあり得ないというふうに思っております。郊外型の大型店と中心市街地及びそれをトータルとした協働のまちづくりというのは、申しわけないですけれども、私は今具体的にイメージとしてわきません。

○議長 中田議員。

○中田議員 そういうお考えをいただきまして安心をいたしますが、私たち商業者も一生活者、一市民であります。そういう観点で私は質問をこれからも続けたいと思っておりますが、ある都市では出店による固定資産税が2,000万円の増収との試算がありました。ところが、道路ですとか下水道などのインフラコストははるかにそれを上回るものであったという報告もございました。過去税金等につきまして、これは大型店ではありませんけれども、誘致企業の優遇税制のもとに企業誘致をしたという滝川市でありますから、その実施についてはそのような試算とか見込みをつけているとは思ってはおりませんが、滝川市の過去の大型店出店、西友でありますとかダイエーでありますとか、ビッグハウスも出てまいりました。それに要した道路整備費、街路灯設置費、上下水道布設費、

除雪等維持管理費等々、これと中心市街地がそれによって地盤沈下による固定資産税の減額でありますとか未収、今問題になってございますね、それも含めて何か検証したことがありますでしょうか、ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 そういう調査はやっておりません。しかし、郊外型大型店が立地することによって、ここで格段道路をつくらなくてはいけないとか、あるいはその周辺に郊外型大型店が立地したことによってどんどん街灯をつくらなくてはいけないとか、あるいは除雪の密度を相当高めなくてはいけないとか、そういうようなことはほとんどないというふうに思います。滝川市はかなり、ご質問にありました意味ではインフラストラクチャーは整備をされていると、道路もそこそこで上がっている、下水道もで上がっている、水道も行っている、電気を送るにも比較的容易である。そういう条件が整っているために、条件よしということもどんどん郊外型大型店が出てくる理由の一つかなというふうに思いますけれども、そういう大型店進出によって拡大の都市基盤整備を行ったという状況はありません。しかし、片一方では、進出することによって市内の中小小売商業の売り上げは現実的に結果として減ったわけですから、商売に影響を与えた方もいらっしゃるでしょう、小売商業が市内は少なくなってきましたから、そういう意味での固定資産税等へのマイナスの影響というのは少なからずあったというふうには思います。

○議 長 中田議員。

○中田議員 今市長はそれによるインフラは当初はなかったということでもありますけれども、維持管理につきましては、例えば大型店ができてその地区の住宅街に駐車がふえたり通りが通行量がふえたり、あと除雪をしないためにそこにいろいろな住民とのトラブルがあったり、大型店ではないですけども、新十津川に橋がかかったために花月町とかあの辺の住宅街の交通量がふえて道路が非常に傷んできているとか、いろいろ問題もないわけではないのですが、そういうお話でありますから、これはこの辺でとめますけれども、次に雇用の拡大についてもお伺いをいたします。例えば400名の一時的需要がありますということでもありますけれども、その後における競合店との競争によって、街なかの商店街ももちろんでありますけれども、大型店自体も規模の縮小でありますとか廃業でありますとか倒産による従業員の失業でありますとか、そういうことは必至であると思っております。ですから、一時的な需要はあっても、やはり最終的には縮小均衡の道をたどるのでないかと私は危惧するところでもありますし、また正社員よりパート数が圧倒的でありますから、市長はきのう新しい企業が出ることによって賃金は上昇するとおっしゃっておいりました。私は逆であります、パートがふえることによって総支払料というか、そういうことは減少するのではないかと思っておりますし、たまたまポスフル岩見沢を見てきましたけれども、あの横のトイレの方の通路にいろいろ募集要項が出ておりますが、決して高いものではないと。新しくてということで、応募者が今の時代ですからいるのでしょうけれども、それによって逆に値段が下がっているのではないかとというふうに私は感じますし、将来的には従業員数も逆に下がってしまう、その中での雇用の拡大は絶対起きないと思っております。また、雇用の関係であります、正月の休み返上、これは非常に大きな問題。たまたま正月文化で休みたいということではなくて、今の家庭は共働きの中で

奥さんがパートをされているという中でありますから、これでせつかく正月に家族が集まったのにそれをお互いに祝えないでありますとか、深夜営業、24時間営業のためにすれ違いが起こってきて、その従事者の家庭の不安というかそういうものが非常に大きくなると考えられております。この雇用については、市長どんなお考えをしておりますか。

○議長 市長。

○市長 雇用については、買い手市場であれば、これはやっぱり賃金が下がるのでしょうか、売り手市場であれば上がるのですか、逆ですか。いずれにしても、労働力がたくさんあってより取り見取りであるというのであれば賃金は下がるでしょう。しかし、働き手がないと、どこから引き抜かなくては行けないと、こういう状況であれば賃金を上げなかったらやっぱり来ないでしょう。私は、今の市内の状況からいって、どんどん、どんどん労働力が出てきて、別にほかのところから引き抜いたり、あるいは職業転換しなくても十分確保できるということであれば労働市場そのものに大きな影響を与えないというふうに思いますけれども、しかし滝川市は今そんな状況にはないのではないかなど。現実はどうでしょう、パート賃金上がりつつあるのではないのでしょうか、下がっているのでしょうか。かつてのいろんな調査の結果から見ると、全体の社員の賃金、給料というのは下がってきていますけれども、案外パート職員は必ずしもそうではないのではないかという感じを持っております。それから、24時間あるいは正月ということがありましたけれども、私はそれぞれに文化があるのだろうというふうに思います。新しい文化がどんどん出てきて、それが新たなサービスとして付加されていくと、これもやはり新しい文化だというふうに思います。しかし、そういうところがちんこ勝負やっついてはしようがないわけで、昨日からのご答弁にも申し上げておりますように、やはり別の土俵で勝負をする。それは、日本人の文化というものに力強く訴えて、こういう意味で別な土俵で勝負をするのだと。そのことによって日本人の文化ができてくる。これからの日本は幾つもの水道の蛇口があると、その選択肢は消費者が持っている。選択肢の数を少なくして、そしてだれかが買ってくれるのだ、そういう世の中ではないだろうというふうに思っております。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 市長今お答えいただきましたが、私はがちんこ勝負の話は何もしておりませんので、商店街の話をしているわけではなくて、家庭と大型店の関係で雇用の関係で聞いたつもりであります、それはそれでわかりました。

時間がありませんので急ぎますが、今までの話は出店時の大型店の問題でありますけれども、その後の彼らの行動を多くの他の都市の例から見ると、概してまちづくりにはほとんど関心がございません。また、多店化の一つでありますから、お客が減れば撤退するというのは、これは必然でございます、例えばそのときには商店街が既に疲弊をしていたり、そして大型店の店自体が瓦れきの山と、名店ビルもそれに近いものがありますけれども、そういうような形になってきて、地域社会をかき乱して、その後は知らぬ顔の半兵衛を決め込むというわけでございまして、そこには市街地の空洞化、治安の悪化、高齢者の不便さに対応など大きな社会的影響がありまして、その後始末にはやはり行政が名乗り出なくてはならない中で、再生は非常に難しく、人的、財政

的なコストがかかって、市民の税金を結果的に使ってしまうのではないかと思われますが、過去の例も考えながら、その辺は市長はいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 過去の例ということですから、印象で申し上げたいというふうに思いますが、郊外型大型店の問題というのは人が回らない、金が回らないということがあるのだろうというふうに思います。人が回らないというのは、従来の中小売商業の経営者の皆さん方は商売やっぴりだけじゃなくて、さまざまな社会活動に参画していただいたわけです。こういう社会活動に参画していただいて、まちを支えていただいているということがそれでは郊外型大型店の経営に携わる方はどうかというと、そんな時間なんかないと、サラリーマンとして死に物狂いで働いているという実態がきっとあるのだろうと。そういう意味では、郊外型大型店は必ずしも人が回らないという問題点を今までは持ってきたというふうに思います。二つ目は、金がどの程度回るのかなど。そもそも郊外型大型店はお金どこから借りているのだろうか、売上げは一体滝川の銀行に何日とどまって、その後どこに行ってしまうのだろうかという、そういう意味では金が回らないというのがこれまでの郊外型大型店の大きな問題だったというふうに思います。これが今後はどうなっていくのかというのは、私にとってもそうでありまして、多くの市民の皆さんにとっても関心事であるというふうに思います。そしてまた、経済原則で何かあったら撤退するというところでございますけれども、これをどうにかするというにはなかなかいきませんが、確かに撤退しやすい条件を整えながらの出店であるという感じもしないわけではありません。土地は賃貸、建物も借りるというような場合もあるわけでありまして、地域に大きな影響を与えると、こういうことについて将来ともどういう感覚を持っていくのかというのは市民の皆さん方が関心を持たれる点であるというふうに思いますし、私も今後の問題についてはそういうことがよく考えられなくてはいけないというふうにも思います。

○議長 中田議員。

○中田議員 そこで、3番目の要旨、共生のためのルールづくりということですが、仮に大型店が出店した場合まちづくりに対する応分の役割でありますとか責任や貢献度等義務づけるルールづくりが必要と私どもは考えております。過去において市は考えたことはあるのでしょうか。その考えを大型店出店時に示したことがもしおありでしたら、小さなことでも結構です、お示ください。また、今後についてはそのようなルールづくりを、なかなか市単位ではできないと思いますが、後からそういう問題もいきますけれども、今後についてはそのルールづくりについてはどうあるべきか、市長の私見でもって結構ですので、お伝えください。

○議長 市長。

○市長 郊外型大型店との地域貢献へのルールづくりというものを今まで実は余り議論したことがございません。例えば商工会議所が商工会議所の会員として参加してくださいという要請は現実的に行われておりますし、それに乗っていただいた企業もあるというふうに思いますし、乗ってくださらなかった企業もあるのではないかと思いますし、一度は乗ったけれども、やめたという企業もあるのではないかと。私は、それはそれで経済界におけるさまざまな協力関係というのはある

のだろうというふうに思いますが、行政としてそれでは企業活動を通じた社会貢献以外に何らかの制約を与えてルールをつくっていくということは今まで考えたことも議論したことも正直ございません。少し勉強してみたいというふうに思っております。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 期待を申し上げます。

そこで、ちょっと生臭くポスフルの出店計画についてお伺いをいたしたいと思っております。5月23日に受け取られました要請文につきましては、私の私見を申し上げて市長のご意見も伺いたいのではありますが、その中にはいろいろ書いてございます。地域経済活性化への貢献をうたっておりますが、地場産物でありますとか加工品の直売を行うということではありますが、これはほかの地区の大型店見てもほとんどそんなことはありませんし、地産地消といいますか、街なかでつくったものは街なかで売るというのが、これが一番経済効率がいいのでありまして、それが地域の活性化、地域の循環といいますか、活性化につながるということでもあります。店舗建設時に地元企業の入札を参加させるということではありますが、これについては何をか言わんやでありまして、これは傘下企業で決まっていることでありまして、これは建築業界の常識でもございます。その中でもし入札したとしても、大体20パーセントは下回らなければ建築はできないという中で、そんなことには絶対ならないなということでもあります。ちょっとご紹介しますと、三笠にできたイオン、まず駐車場からできました。その後傘下企業があそこに入って建物を建てたわけではありますが、その中に地元企業の下請が下、下って孫請が、その孫たちが入っていくわけです。ところが、駐車場ができた中に、その駐車場料金を取るわけです、もう建築時から。そうすると、地元の業者は、車を乗り合わせてみんなで行って車を置くと。もうそこから金集めを始めるわけです。そういうことを聞きましたし、そういうようなやり方が彼らは普通でございます。

また、固定資産税の還元でありますとか雇用機会の増大ということがうたっておりますが、これらについては先ほどお話ししたとおりでございます。人口の増加につきましても、三笠も100名ぐらいふえたと喜んではいたようでありますけれども、西友につきましても皆さんご存じのように、最初の店長あたりは向こうから何名か来てこちらに住んだこともありますけれども、その後はごらんのようにすべて通勤というか、地元にはいなかったというようなことでありまして、これについても増加は、ほとんどパートでありますから地元でありますから、ないのではないかなという気がいたします。

次、地元商業者と協調、連携につきましては、これも他都市では全然例を見ませんし、特に衣料でありますとか食品スーパーとは熾烈な戦いになることが予想されます。これは、中心市街地というか中心商業地だけの問題ではなくして、名前を挙げればりょーゆーさんでありますとか、そういうところが一番戦いになるのではないかと思っております。例えば西町、扇町のりょーゆーがもしそれでなくなったら、あの住民の方々はどこへ買い物に行くのでしょうか、車のある方は行かれるのでしょうかけれども、ご年配の方はどこにも行けないということでもあります。これらについて、私はすべて異論、反論がありますが、市長は要請文についてはどうお考えでしょうか。余りそこまでは考えてはいないかもしれませんが、もしお考えがございましたら、これは違うというのがもしか

ありましたらお教えてください。

○議長 市長。

○市長 要請文で地域経済活性化へこれだけ貢献しますという文章は、よく読ませていただきました。出店する立場でこういうことがあるのだというふうなことは、文章の上としては理解をいたしましたけれども、こういうこともこれから幅広いご意見をいただきながら、市長が判断しなくてはならない判断をしていくときの参考にすべきことなのだろうというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 ぜひ賢明なる判断をお願いをしたいと思います。

次に、5月25日に滝川市商店街連合会として反対決議をいたしまして、その後意見書を出させていただきました。実際商店街の中にもいろいろな意見がございますし、市民の皆さんからも多くのご意見でありますとかご批判もいただいております。議会の中においても昨日のように別なご意見をお持ちの方もありまして、私の説明不足ということで反省もしていることでございますけれども、昨日の市長は意見書の要請については理解をするとたしかおっしゃいました。もう一度この意見書について質問させていただきますが、滝川市の事業者は農業、工業の皆さんと同じように親子世代にわたり滝川市のまちづくりに少なからずかかわりを持ちまして、行政とともにまちの発展に寄与してきたという自負もございます。本来のまちづくりというのは、市長も常々協働のまちづくりを提唱されておりますように、その地域に生活する市民の自治の問題でありまして、そこに大型店が主張する自由な経済活動という市場主義を持ってきてといえども、一方的に土足で踏み込むような、そしてその趣旨を乱すような、まちを壊すことについては絶対許されないものと私は考えます。事業者も滝川市の消費生活者の一市民でございます。すなわち今回の問題を大型店と既存商店街との対峙関係のみで論ずるのは誤りで、滝川市のまちづくりの根幹にかかわる社会問題として考えるべきと考えます。市長は理解をするとおっしゃいましたけれども、もしかして共感する部分はないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 過日の商店街振興組合連合会の要請については、おっしゃっている意味は理解をしたということであります。それぞれのお立場もあり、いろんな議論がなされてのああいう要請であろうというふうに思いますので、その内容は理解をいたしました。しかし、今後さまざまな議論の中で、いろんな立場での議論の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 國學院用地との関係についてのところは、昨日も議論がありました。きょう道新にも出ておりましたが、これもあの書き方でありまして、さも國學院の存続か中心市街地を守るのかという二者択一の議論のように展開されておりますけれども、これは絶対間違いでありまして、これは別な土俵の問題でありますから、きのうの話の延長としまして私が考えることは、最初の國學院さんとの約束どおり、國學院側は滝川市の考え方を尊重すると言っているのでありますから、その信義を貫いていただきたいということで、これについてはお答えは要りません。

最後に、広域調整の必要性についてお伺いをいたします。商調法にかわりまちづくり3法が制定

されて、きのうも窪之内さんから出ておりましたけれども、6年が経過いたしましたので、それは全く機能せずに、結果はご存じのようであります。現在その改正に向けて検討の動きが出てきているのでありますが、今回につきましてもその前をねらっての駆け込みの出店ということにもなるかと思ひまして、まさにお互い今が正念場ということでもあります。こんなこと言うことでもないのでしょうけれども、これはご存じのように15年前の貿易摩擦の解消のための流通の規制緩和が始まりでございます、それが日本の地方のすべての産業、商業だけではなく、建設業、農業もすべてでございますが、影響を受けているのでありまして、これは日本だけの事情でありまして、ヨーロッパとかそういうのは余り影響がないというか、拒否をしたというか、そういうような形だと私たちは理解しております。大型店の出店に関しては、世界の趨勢としては今ほとんどの国は1990年代に入って大型店の乱開発の規制を徐々に強化しております、まちの再生を果たしているというのが今現状でございます、フランスにおきましては中小商店の保護と都市計画の適正化のために一定面積以上の出店はすべて自治体の許可制になっております。ドイツについては、大型店は都市中心部または都市計画に指示された特別地区にしか立地許可が出ないようになっておりますし、イギリス、イタリアについても同じような規制がされております。アメリカにつきましては、きのう市長も事例を紹介されていましたが、都市中心とかダウンタウンの商店街の空洞化の反省に立って、カリフォルニア州でありますとか幾つかの州では開発許可制をとってきているというのもこれまた事実であります。あと、日本におきましても全国的に調整をする動きが出てまいりまして、福島県では商圏が複数の市町村にまたがる大型店の進出については自治体や住民側が調整、建設予定地の変更を勧告できる条例を制定する方針を決定したというのがこの段階であります。長野県でありますとか福岡県、埼玉県等では、ゾーニング手法での対応や商店街との調整を行える条例制定への動きがあるということでございます。このような法整備が北海道にもぜひ早急に必要でないかと思っておりますが、広域調整について市長はどのようにお考えでしょうか。また、北海道へ、岩見沢もそうです、室蘭もそうです、小樽もそうです、苫小牧もそうです、そういう市町村との連携の中でこういう条例をつくるということについての働きかけについてはどうお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長 市長。

○市長 広域調整というのは、やはり一つの課題だというふうに思っています。今都市計画法でゾーニング手法がとられておりますけれども、あるいは大店立地法で周辺生活環境問題について市長が意見を言うことができるということになっておりますが、しからば大型店を誘致をする隣のまちとかって現実にある。滝川周辺という意味ではないです。全国の事例として、あるまちは反対だけれども、そのまちと隣のまちは誘致だということもないわけではないのです。そうすると、一つのまちだけで問題は解決しないということにもなってまいります。しかし、誘致をする立場にとってみれば、これまたうまくいかない話にもなるわけです。私は、これから購買施設によらず、広域的な機能調整というのはやっぱり拡大していくべきだという考え方を基本に持っています。一つ一つのまちがワンセット主義で全部できるということは、行政でもできなくなりましたし、いろんな形での市場経済の中でももっと効率性が交通のモビリティの高まりとともに求められていく時

代だろうというふうに思っております。現在のまちづくり3法の議論の中でも、広域調整の仕組みをどうしたらいいかということが議論の素材になっているようであります。それも見据えたいというふうに思いますが、私は全道市長会に上げる前段の中で関係の自治体の皆さん方のご意見を少し聞いてみたいというふうに思っております。しかし、これは、先ほど申し上げましたように反対する自治体もあり、賛成する自治体もあり、それを広域の枠の中で調整せよという、これまた極めて難しい問題にもなるわけでありますから、そこら辺黙っているということだけではなしに、どんな感想を持たれるのか少し情報収集してみたいなというふうに思います。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 ぜひお願いしたいわけでありまして、今回も滝川市でなければ砂川市に出る、砂川市だめなら赤平市に出るなんていうことで、おまえら都市間競争に負けてしまうなんていうおどしには広域調整するとなかなか乗りづらくなるということでありますから、ぜひ市長の行動を期待申し上げます。

こんなところで質問については終わらせていただきますが、先ほど示しました商店街の意見書は、実は昭和21年生まれ、市長の同級生、友人の一人が書いた文書でございまして、友人の訴えにもぜひ耳を傾けていただきたいと思っておりますし、この21年生まれというのは監査委員もそうですし、こっちにも何名かおられます。今花の21年組といいまして滝川市をリードしている方々ばかりであります。市長はせっかくそういうお友達をお持ちでありますから、ちょっと肩の荷を抜いてその方々と酒を酌み交わしながらまちについて、このごろたしか余りしていないような気がいたしますので、お話をさせていただきたいと思っております。滝川市の住民は、21年組を含めて大型店がすべて歓迎だということにはきっとならないことだと思っておりますし、また市長が選ばれました深村助役から始まりまして収入役、総務部長、各部長、各課長がおられます。ぜひ同じ目線でこのまちづくりについて話し合っていたきたい。目的は同じでありますから、きっといいアイデアが浮かぶことと思います。そういうことを私は期待を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもって中田議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。若干早いのですが、昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に続き会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。昼休みにコスモス定食をいただきまして、血液さらさらの状態で作らせていただきます。

◎ 1、障がい者福祉と自立支援

- 1、応益負担化について
- 2、サービス基盤整備について
- 3、就労支援について

それでは、障害者福祉と自立支援について伺いたいと思います。これは今国会で審議されているものですが、この法案の特徴は、一つは市町村が中心の体制をつくっていくと、もう一つは自立支援ということで就労あるいは地域で居住したり、こういう環境づくり、そして三つ目は持続可能な制度ということで1割負担を導入すると、そういう中身になっています。この問題点や滝川市における自立支援の状態がどのようになっているかと、どうしていくのかということについて伺いたいと思います。

まず、応益負担についてですが、厚生労働省の試算ではホームヘルプは現在95パーセントが無料です。これが平均8,400円の負担増に低所得の場合なったり、通所施設、これも平均で1,000円から1万9,000円と。こういう中で、ほほえみ工房は今食費も無料です。また、更生園や若草共同作業所、ほのぼのハウス、こういったところでも多くの人が大幅負担増になるということ。また、こども療育センターは2年前に支援費の導入で負担増になっていますが、さらなる利用者離れが危惧される場所です。そういう中でこういう法案が仮に通った場合、滝川の障害を持つ市民と家族に与える影響、今の時点でどのように把握されているでしょうか。

○議長 市長。

○市長 これから具体的な質問があるというふうに思いますけれども、どのように把握しているのかという総括的な意味で何をお答えを申し上げたいのか、私自身はよく理解をしておりますけれども、ご質問にありましたように障害者自立支援法案の中では障害者一人一人が能力や適性を持っているという考え方に立ちまして、それぞれに応じた個別の支援を行っていくというのが一つの柱であります。二つ目は、自立した生活を営むことを支援をするというのが目指している姿でありますし、三つ目は障害者や障害児の福祉の増進とともに障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指すというのがこの自立法案の中で目指している姿であります。今盛んに衆議院の厚生労働委員会に付託をされて議論が進んでいるところでありますので、私どもとしてはその議論を注視をしてみたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 ここでは具体的にどれぐらい負担増になるのかということをお聞きをしたのですが、これについては数字的なものは今のところではないと。把握はされていないということですか。

○議長 市長。

○市長 失礼いたしました。具体的に負担増どれぐらいになるのかという意味での、ご質問の通告の中にはありましたけれども、そういうお言葉になっていなかったのではないかなというふうに思いましたので、お答えをいたしませんでしたが、ご案内のように定率1割の利用者負担及び食材費等の実費負担、それが受益者負担になるというようなことを基本にして議論が進んでいるとい

うふうに理解をしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の把握という点では、まだ法案通っていないわけですから、それはやむなしとします。今市内の障害者団体あるいは障害者や家族の方、この法案に対して非常に関心が高いのです。どれぐらい負担増になるのかということで、皆さんがそれぞれ考えられているという状況です。ある市内団体の会長さんは、ことしの総会のあいさつでこのように述べています。利益を得たり恵まれた生活が保障されるという性格のものではありません。福祉制度に応益負担がなじまないことは、当然のことです。このように述べられておりますが、障害者福祉に1割の応益負担を持ち込むことについて市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 制度にさまざまな制度があるというふうに思います。福祉制度について、それでは一切応益負担を求めないというやり方もあるかもしれません。しかし、一方では、福祉制度であっても100パーセント給付ではない、応益負担を求めていくというやり方も当然あるというふうに思います。この障害者自立支援法案においては、先ほどご質問のありましたように障害者一人一人が適性や能力を発揮できると、そして自立した生活ができると、安心して暮らすまちづくりができるということを前提としてトータルな議論がなされ、その中において応益負担を求めるということも含めて議論をされているわけですから、私は制度としてはいろいろあるというふうに思いますし、その中において受益者負担を必ずしも否定すべきではないと。むしろ、多寡は別にして、受益者負担は基本的には認めていくというのが社会の公平な公正な制度であるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今市長に求められているのは、障害者及び家族の皆さんの痛みを共有するということだと思うのです。受益者負担というのは、今まで受益者負担でないのです。今までは、2年前まで福祉ということで措置制度でありました。2年前支援費制度になりましたが、ここでも負担増は基本的にありませんでした。今回日本の福祉ということで言えば、初めて受益者負担が導入され、しかも負担増の幅は先ほど述べたように大幅なものです。市内には1,000人を超える、手帳でいうと2級以上という障害者の方、家族がいらっしゃいます。今これらの方々の痛みを共有して、市民の中のそういう方々の経済的基盤を守るために、市長は応益負担に反対するぐらいの気持ちを持って、それを国に求めていくというふうにあるべきと思いますが、市長は受益者負担そのものについては一般的には反対ではないと申されましたが、今市長という立場で市民の経済基盤を守るために国に求めていくお考えについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 一つは、障害者自立支援法案が障害者の自立ということを基本にして、それを充実させようということが議論をされ、片一方の中ではそれに一定程度の応益負担を求めようということでもあります。全体のバランスとして議論がされるべきだというふうに思っておりますが、応益負担は障害者の自立という意味では最低限度にとどめる必要があるというふうに思っております。市長は国に向かって要望を出さないのかということでもあります。全道市長会の中で議論を行っており

ます。これは、先ほどご質問のありました支援費制度、必ずしも予算は十分ではないとかさまざま課題を持っていますから、こういうことを含めて上げるべきかどうかという議論を行ったところではありますが、国会において今盛んに議論している中身について全道市長会として行動を起こす段階に至っていないという認識のもとで、この要望については保留ということになっておりますので、国会の議論を見据えながら、組織的な行動をどうするかということに関係するところと全道市長会の中で議論をしていきたいというふうに思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁で最低限度にとどめる必要があるというご答弁ですから、その方向でぜひ国に求めていっていただきたいと思います。

次に、そのバランスということで二つお聞きをしたいと思います。まず、その1点目ですが、サービス基盤整備ということで、障害者が地域で暮らせるという、施設から地域へとか脱施設とかというふうに言われておりますが、市内では二つ目のグループホームができた。ここで問題は、グループホームを建設する、あるいは購入して開所する、どちらにしても資金援助、あるいは施設を探したり、そういうところで行政の支援がかなりのウエートを占めるというふうに考えますが、居住施設整備、グループホームに絞って行政支援について市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 今知的障害者などのグループホーム、関係機関の皆さん方のご努力によって市内2カ所でしょうか、私も2カ所とも見せていただいておりますけれども、大変なご努力の中にああいう素晴らしい取り組みが行われているということに敬意を表したいというふうに思います。そして、あれを成功事例としていろんな形でこの地域における活動が活発になっていくということをもた期待するものであります。国は、私の記憶ではこの種のものについて設置費補助とかがなかったのではないかとこのように思いますが、道費の中では地域政策補助金という中で2分の1の補助制度がありますし、これは今も補助対象になっております。ただ、新しく建てるとか、あるいは取得するとか、そういう場合でなかったら該当にならないという制約はありますけれども、そういう補助があるということはお相談に見えればいろいろお相談に乗りたいというふうに思っておりますが、今のところこういう設置費でありますとか、あるいはこれを取得をするという中で市単独の補助金の制度をつくるという考え方はありません。既存の住宅をご活用いただくというのがやっぱり一番効率的なリスクの少ないやり方ではないかなというふうに思っておりますし、現実的にそうなっているということには敬意を表したいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 道の2分の1補助制度については再質問で行おうと思いましたが、先に積極的なご答弁いただきましたので、以前からグループホームについては基本姿勢はずっとそういう姿勢ですが、実際のハード整備というところで資金支援とかそういうところがこれからまさに求められてくるということで、これまでの方向をさらに強化をしていただきたいと思います。

次に、就労支援ですが、今公園整備での作業委託がことしから新たに共同作業所の方に発注をされた。臨時職員の市独自の知的障害者の枠設定、これは3年目に入っています。こういった点で私

は高く評価をしているのです。ただ、問題は一般就労なのです。全国的には解雇が毎年3,000人前後と本当に厳しくなっておりまして、市内でも同様な状況です。問題は、実効性のあるものにするためには市の強力な体制ということが必要になってくる。これは、企業をよく知っている経済部などとの横断的、協力的な取り組みというものだというふうに私は思いますが、こういったことについて市長の考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 障害者の就労対策というのは、やはり重要な対策であるというふうに思っております。そういう意味では、企業の皆さん方によくご理解をいただくと、そういう対応は必要だというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 短いお言葉でしたが、基本的にこういう方向で一致してやっていけるといふふうに理解をいたします。

## ◎2、市税収納率の向上について

1、2004年度現年度分収納の特徴

2、2004年度滞納繰越分の特徴

3、タッグプラン期間内の収納率向上目標をどのように達成するか

さて、次は市税収納率の向上ということですが、この問題については新聞などでも取り上げられ、今回200万円以上の高額滞納者対策が新たに始められたと。ただ、現年度でいうと96.68パーセントと、目標とされていた数値よりちょっと低いということですが、これは最大の原因は固定資産税、都市計画税が伸び悩んだということではないのかと思いますが、実態の認識についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 助役。

○助 役 結果から言いますと、収納率の数字から申し上げますとそう言わざるを得ない面はあるのだろうと、このように思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 同じく滞納繰り越し分についてですが、これは実は現年度分は2年前の水準に戻したのですが、滞納繰り越し分は恐らく過去最低ではないのかなと。過去6年間で最低にまで落ち込んでいることは事実としてあるのですが、過去ということ言えば実態はわかりませんが、滞納繰り越し額7億2,099万円、これは16年度であったのですが、このうち上位3位までの金額、法人か個人か、また特徴について伺います。1点目としては、滞納繰り越しがここまで落ち込んだ要因についても伺います。

○議長 長 助役。

○助 役 滞納繰り越し額、ずっと昔はちょっとわかりませんが、確かに近年の中では極めて不本意な数字と言わざるを得ません。この要因ではありますが、やっぱり滞納繰り越しの調定の管理をもう少ししっかりやっておく必要があったなという反省があります。と申しますのは、差し

押さえをいたします。差し押さえ物件が換価の価値があるのかどうかと、こういうことも含めて、換価の価値がないのに差し押さえをして6年も7年も滞納繰り越しを累積をさせておくと、こういうスタイルは解消していかないと滞納繰り越しの収納率の向上にはつながっていかないと、このように今考えるとあります。

それから、上位3位であります、金額で言えば約4,700万、これは法人、債権法人というようなことであります。2番目が約1,300万、これも法人で債権法人。それから、3番目は790万、これも法人であります、これは廃業というような上位、順番をつけることはどうかわかりませんが、高額の上位三つの金額の状況であります。

以上であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私の質問は、個々の滞納の専門的などころをどう進めて収納を上げろというそういう質問ではないのです。それはまた別の場所だと思うのですが、3項目めです。そういう中で、実態としては現年度は2年前並みと、滞納繰り越し分についてはこれまでのやり方に対する反省をしている。こういう中でこれから大幅に上げていくと言っているわけです。タッグプランでは2010年度までに現在34市中32位から全道の中ごろのところまで上げるということですが、これは現年度分をまずタッグプランの中では98パーセント以上の数字載っております。また、滞納繰り越し分も、ことは5.02パーセントだったのですが、これを私の推定でも12パーセントぐらいには上げなければいかぬだろうと。そして、不納欠損も毎年1億円ぐらい出さないと滞納は減っていかないと。結局そんなようなことで全道中位を目指すということなのか、それとも大幅に収納率を上げるということなのか、そのあたりの方針と見込みについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 数値の目標でありますから、この数値目標は達成するように最大限の努力をいたします。数字、この収納率の問題はある種の二つのジレンマがあります。収納率をどう高めていくのかという方向と収納率を余り気にしないで税額をしっかりといただくという方向が必要ではないかという議論と二つあって、収納率も高く、税金もしっかりいただくというのがこれは一番いい方向であろうというふうに思います。ただ、先ほど助役ご答弁申し上げましたように、収納率という意味では差し押さえをしておくと、差し押さえをしておいたらいつか取れる可能性はあるわけです。しかし、その可能性をよく吟味しないままに、先ほど少し放置したものがあるかもしれないと、そこら辺はしっかり管理していかなくてはいけないというふうにご答弁を申し上げましたけれども、片一方ではもう取れる可能性のないものまでずっと引きずって収納率の低下ということが本当に正しい選択なのかどうかという、必ずしもそうではないというふうに思います。そういう意味では、16年度以降滞納の高額滞納者、特に滞納額200万円以上の法人、個人に対する対策をとって具体的にスタートいたしました。それと、もう一つは、現年度分に最大限力を入れると。現年度分に最大限力を入れないことが逆に滞納ということで翌年度以降に問題を引きずっていくということでもありますから、ここら辺はやっぱりバランスよくやらなくてはいけないというふうに思っております。数値目標は、達成する最善の努力をいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これからの数値目標、トータルで91.8、これはタッグプランにも書いております。ただ、問題は、滞納繰り越し分をどれだけ上げるのかと、もう一つは不納欠損をどれぐらいを予想しているのかと、この二つの数字をお聞きしたいと思えます。

○議長 長 助役。

○助 役 目標といたします収納率であります、現年度分は98.8、滞繰分は15.8という数字から91.8パーセントの目標ということにいたしております。これは、不納欠損の額は極めて、これは2010年を目標にしておりますから、積算して出ないことはないということになりますけれども、一定程度の占める割合、率をもって積算をしていきます。したがって、不納欠損の額が議論のそう大きな柱にはなり得ないのかな、そんなふうな思うところであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 滞納繰り越し分が16年度5.2パーセント、過去6年間さかのぼっても11パーセントということで、まさにかなり大きい、高い目標、現年度にしても過去最高でやっていくということで、目標はわかりますが、これを実現していく裏づけということで、これから努力されるということはおわかっておりますが、基本的な裏づけと、どのようにこういう高い目標を達成していくのかと、体制的な裏づけや方法論等の基本的な裏づけについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 昨年度以来私自身ショックでありました。収納率という意味では全道の極めて低位の状況にあると。したがって、市民の皆さん方の信頼を得るためにもこれはしっかりやらなくてはいけないということで、国保税を初め、昨年私は一定の成果をおさめたと、スタート年度としては途中から取り組んだことではありますけれども、一定の成果をおさめたとするに思っております。17年度さらに組織的にもしっかりとした対応、ノウハウの研修ということを含めて、さらに体制も強化をしながらやっているところであります。収納率を高めるというのは、目標値として率を掲げてあります。これは、約束した以上はこれを達成する最大限の努力を果たさなくてはなりません。バックには数字があるではないかということではありますが、私は取れないお金をいつまでも計上しておくというのも適切なやり方ではない、一定のルールの中で不納欠損処分をしないでいけないということも当然あるだろうというふうに思えます。数字を上げるためにいろんな形で数字をもてあそぶということなく、真摯な形でこれを実行していきたいというふうに思えますし、賦課の目標数値ではないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今後の推移を見たいと思えます。収納率を上げるということについては私たちも求めて、ともに進んでいきたいと思っておりますので、推移を見ていきたいと思えます。ただ、一方、収納率を上げようとする行き過ぎた取り立て、あるいは市民の不信感、こういうことが予想されるのですが、十分な教育訓練と組織体制が求められると思えますが、具体的にどのように進めていくのか伺いたいと思えます。

○議長 長 市長。

○市長 納税の義務があるということを基本にご理解をいただかなくてはいけない。しからざる場合もさまざまな事情の中でおありになるというふうに思います。そのあたりはしっかりと納税相談を進めさせていただく、そういうご理解の中に収納率を高める努力をさせていただきます。

○議長 清水議員。

### ◎3、滞納者に対するサービス制限

- 1、滞納者に対するサービス制限の実態把握と事業評価について
- 2、収入激減や誠意ある滞納者は同列に扱うべきではない
- 3、サービス制限の公平性について（他市町村民の扱い）
- 4、大口滞納者はこの制度でどれだけ効果が上がるのか

○清水議員 それでは、3件目の滞納者に対するサービス制限について移っていきます。まず、制限条項には各種老人、障害者、幼稚園、保育園向けの福祉等かなり幅広いものですが、これ実際に市民が申請するときに市税完納確認書の発行数や同意書の場合の数、これ合わせて結構ですが、そういう中でサービス制限件数がどれぐらいになると見込まれているでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 サービス制限に係る年間の完納状況確認件数、これ見込みでございますけれども、約4,100件、このうちサービス制限となる件数の見込みは1割程度、400件程度かなと推計されます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 サービス制限の中身ですが、福祉除雪、配食サービス、友愛サービス、いわゆるお年寄り宅への見守り訪問、緊急通報など、また幼稚園の就園奨励費補助金、こういった中身ですから、お金の問題以外、今まで続いていたものが切られることで非常に大きい影響を与えるもの、これについては注意深い対応が必要だというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 今まで継続的にサービスが受けられていた、そういうものは継続的に行政サービスを提供するという方針であります。ただ、例えば福祉除雪でありますとか就園奨励費補助でありますとか、こういう毎年申請をしていただくと、そういうものについては申請時点において滞納の状況を確認をさせていただいていると。そして、納税の、あるいは使用料、手数料も含めてでありますけれども、完納していただかない場合にはサービスを制限させていただくという考え方があります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今福祉除雪と就園奨励費補助金のことで、これについては継続、同じ方がことし申し込まれても、それは対象にするということですが、今回対象にされている制限項目が市の独自のサービスなのか、それとも国のいろんな制度に基づくものなのかということで、私はそこが非常にチェック項目だなと思うのです。それで、福祉除雪や配食サービス、これは国の補助金が恐らく7割ぐらい入っている制度なのです。こういうものも対象にされたということについて、国の政策との関係、滝川市がまだかなり少ないだろうと思われるこういう統一的なサービス制限の、条例ではあ

りません、要綱等でやられている、こういうことについてどういうふうを考えてこういうものも含めたのかについて伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉除雪、配食サービス、あるいはヤクルトの友愛訪問等については、国の補助が入っております。

○議 長 市長。

○市 長 国の補助が入っているかいないか、そういうことではなくて、それには市民の税金もつぎ込まれているわけでありますから、やはり負担の義務は負っていただくと、その上で市民として行政サービスの供給をお受けいただくと、そういう考え方が必要ではないかというふうに思います。独自施策の部分も全く同様であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この制度は、要綱でやられているわけです。それで、こういったことについて、例えば福祉除雪で言えば75パーセント国の補助金入っているのです。ですから、4分の1の独自財源。ほかのまちでは補助金使ってサービス制限しないでやっていると、一方滝川はサービス制限すると。国は、福祉制度を所得税等国税の滞納を要件としてサービス制限するという事はやられていないと思いますが、確認をしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 国は、この福祉サービスの直接供給者ではありません。直接供給者は滝川市であります。したがって、税を払っていないということで滝川市に対して何人分については何パーセント補助金を供給停止すると、そういう仕組みにはなっておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の件については、例えば就学援助や、かなり近いものが私はあると。国の補助金が入っているものについては独自サービスとは言いがたいので、滝川市だけが制限するという事は私はあるとはならないというふうに思いますが、これは今後の別の場での取り組みとしていきたいと思います。

次に、サービス制限のコストです。一つは、それで収納率どれくらい上がるのかと、あるいは収納率どれくらいふえるのか。もう一つは、サービス制限、先ほど1割程度、400件ぐらいというふうに言われておりました。これでどれくらい経費が安くなる。また、市税完納確認書の発行コスト、こういったことについて伺います。

○議 長 助役。

○助 役 ご質問の趣旨にぴたっと合うかどうかちょっとあれですが、収納率の効果、確かに収納率を向上させるためにこういう行政サービスの制限を行うわけでありますが、税目等によって異なるという状況がありますことから、収納率がどの程度上がるのかというようなことについては改めて推計はしておりません。ただ、漠然と言えどということではありますが、おおよそ200万円程度は収納効果は上がるのではないかというふうに考えております。それから、歳出の方ではありますが、これは行政サービスを制限することが目的ということではありませんので、しゃにむに推計をす

ればということはあると思いますが、改めて影響額については推計をしていないというのが実情であります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の項目ですが、問題は悪質滞納者に限っていないのです、このサービス制限は。そこで、収入激減者、こういう方々に対しては現年度分の滞納については制限から外すことや、あるいは収入激減による救済など過度の制限にならないような対策が必要ではないでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 今は現年度分、それから滞納分も含めて納めていただけていない場合には制限をするという考え方であります。特にその中でも現年度分というのは基本のことでありますから、これはやっぱりしっかり納めていただかなくてはならぬということを基本に物事を考えたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 滞納に対して、いつからの滞納を滞納とするかということの前に、救済です。相談を受けて、どんなことを改善すれば、あるいはどういうふうになれば納付していただけるかと、このあたりどんな救済措置を實際上やっているのか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 これは、行政サービスを制限するのが目的でないですから、なかなか納税あるいは使用料、手数料の収納に応じてくださらない、そういう方がいらっしゃるということでありますから、しっかりと法令遵守していただくと、このことは監査委員の指摘にも毎年出てくることであります。コンプライアンスの確保と、あるいは公平性を確保しなさいと、そういうことで出てくるわけでありますから、やむを得ずこういうことをやっているわけです。したがって、さまざま客観的に見てもこれは極めて難しいという状況がある場合には、行政サービス制限が目的ではありませんので、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここにプレスの記事がありますけれども、芦別では悪質滞納者に限っています。これ読みますと、減収で担税能力がない、進学費用等によって一時的に担税能力がなくなる、こういった方に対しては計画的に滞納の解消に努めてもらうということで除外しているのです。こういう方々に対して減免制度がありますが、地方税、固定資産税、国保税、いろんな減免制度、このサービス制限をするかしないか、そういう状況にある方々に対してどのように相談で対応されているのかについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 かなり具体的な話になるような感じがいたしますけれども、例えば生活保護世帯の皆さん方、結構滞納の方いらっしゃるのです。これは、生活保護費ということを見たときに、それでは滞納分も払ってもらえるだけの生活保護費の支給がなされているかといったら、そうではないわけです。しかし、現年度分は納めていただくような保護費の支給にはなっているはずなのです。私

は、こういうふうに例えば生活保護世帯について過年度の滞納があると、しかしこれを全部整理してもらわなかったら行政サービスの供給を限定的に停止すると、こういうのは適切性を欠くだろうというふうに思います。今のような例というのはあるいは極端な例なのかもしれませんが、件数としては実は結構あるのです。いずれにいたしましても、血も涙もなく行政サービスを制限することが目的ではありませんから、ことしの4月1日からスタートした分につきましてもう少しサービスと徴収ということについて基本のルールを設けて対応するようにしていきたいというふうに思っておりますが、これまでとにかく滞納あったらだめというようなことで対応してきましたから、そこら辺はもう少し整理をしてみたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何度お聞きしても答えていただけないのですけれども、市税条例第50条の市民税の減免、あるいは固定資産税の減免もあります。例えばある例で言いますと、働き頭、一家の大黒柱の方が病気で仕事できなくなったと、昨年例えば数百万収入得ていたのがゼロになったと。こういう場合減免制度あるのです。当該年度において所得が皆無となったため生活が苦しく困難になったと、こういったことに対して対応をどのようにされているのかということは何度もお聞きしているのですが、実態をお聞かせください。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滞納相談と申しますか、納税相談を行っておりますので、その中で具体的にお話をよく聞いて、その方に合った税収納をしていただくということで親身になって今やっていることでございますので、大方は窓口で相談ということになっております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、私の市道民税の納付書を持ってまいりました。第1期の納付期日が6月30日なのです。それで、条例の第50条は納期限の7日前までに減免の申請しろって書いてあるのです。ところが、この納付書にはそういったご案内もない、広報もこういうことでサービス制限については書いているけれども、そういったこと一行も書かれていない。これではこういう条例を使えないのです、市民が。そういうことで、今の減免についての周知、私は広報できちっと伝えるべきだというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 減免制度というのは、さまざまな理由があってやむを得ずこういう制度を発動するのです。ある意味では最終段階の対応です。基本は、納めていただくということが基本であります。納税対策を進めていくという中で、今まで対応が不十分だった皆さん方にも頻度を高めております。そういう中で納税相談、部長から申し上げましたようにしっかり、これまでよりも充実してやらせていただいております。何かの機会には、そういう減免制度があるというのは広報を通じてPRしようというふうに思いますけれども、これが先ではないと、納税していただくことが先であります。しかも、納税相談の充実の中でこれは担保していきたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最終対策だって言いますけれども、納期限の7日前ということはまだ滞納でないので

す。滞納になっていない人がみずから、私は滞納する立場になりたくないから申請するというふう  
に書いております、条例には。今の市長のご答弁、ちょっと趣旨違うのではないですか。

○議 長 市長。

○市 長 期限までに納められない事由がある場合にはご連絡くださいということでありま  
すから、それは納税相談に応じさせていただきます。そういう意味でも私は納付書にその期日  
を、確認はしておりませんが、それはそれなりの対応ではないかというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長、わからないのは、納期限の7日前といたら、私あした納期限の7日前  
なんです。この状態で市税条例第50条を知っている市民というのは、恐らく1パーセントも  
いない。だから、この制度を生かそうと思ったら、納付書に1行載せればいだけだから、  
そういうことについて実行するお考えについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 納税しやすいように、しかも親切な対応が基本でありますから、そういう視点から  
どういう表現が適切かは考えてみます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 サービス制限の公平性で2点伺います。一つは、10万円以上の随意契約、もう  
一つは國學院短期大学への修学奨励金。これが市民以外、他市町村の方については完納確  
認書とっていない、対象から外しているということですが、この理由について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 前段の行政サービスの制限のお話はそれぞれしてきているわけですが、その  
中で随意契約に係る観点でのご質問ですので、お答えいたしますが、滝川市の納税義務を  
負う市内及び地場企業については、当市に営業拠点を設けることによって発生する行政  
サービス、各種融資制度や地理的利便性の道路だとか上下水道とかあるでしょう、受け  
ることによって納税義務の履行における利用性の観点から滞納者及び滞納事業者に  
対して行政サービスを制限する一つの手法として見積もり制をとっていることござい  
ます。基本的に発注の基本といたしまして、契約の適正な競争性及び透明性の確保  
を図ることができる範囲内においてということ、これは市内で調達できるものは市内  
で調達するという観点で発注をしていることも申し添えまして、ただ市外の業者につ  
いては調達できないことに対して市外の業者に物の対価なりなんなり求めていく行為  
ですから、それは市税の収納率の向上につながっていかない観点だということでの  
ご理解をいただきたいとします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 もう少しわかりやすい言葉で、國學院の修学奨励金について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 失礼いたしました。國學院の観点でございますが、國學院の奨励交付金  
につきましては、市内については10万、中空圏域については5万ということでそれぞれ  
やっておりました。タグ計画の中で補助金削減の50%案というのが協議されました。  
16年度で協議されていたのですが、短大の方は16年度の入学式終わったらほとんど  
が翌年度の加入促進に入ると、受験応募

のPR宣伝に入るということから、その次の年度についてはもうパンフ、チラシも含めて入っているということなので、この補助金の制度そのものの2分の1議論をどうしていくかということが一つ今年度にあります。そうした中で、継続的に10万と5万ということのありようをどのようにしていくかという観点、補助金の整理がまず第一にあって、次の時点で市外における行政サービスの制限をどうするかという観点があるということで今年度進めていきたいという観点から除外をしたということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 契約については、また今後の課題としたいと思います。

#### ◎4、除雪と屋根の雪・つらら対策について

##### 1、福祉除雪

##### 2、公営住宅屋根の雪とつららについて

4件目、福祉除雪等についてですが、今の福祉除雪制度は高齢者のほかに障害者の重度、1級、2級身体障害者、これをさらに拡大するというのを検討する必要があるのではないかというふうな質問なのですが、例えば下肢の4級の方、5級の方というのはふらつきながら除雪をする、こういう状況を私も聞いております。公営住宅の駐車場使用料では下肢は4級以上が該当するというので、特に福祉除雪については下肢等については状況に応じた見直しについて市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 福祉除雪につきましては、要綱に基づいてやっているわけですが、低所得であって単身または夫婦の高齢者世帯と重度心身障害者世帯、身体障害者手帳1、2級、またはこれらに準ずる世帯ということが対象でございますけれども、身体障害者手帳1、2級該当者以外でありましても現に除排雪の労力確保が困難な場合は担当課において調査、確認等をいたしまして、必要と認めた場合には対応するというやり方でやっております。

○議長 清水議員。

○清水議員 次に、新町の身障者住宅なのですが、これ見づらいかもわかりませんが、これがその住宅です。1階に下肢の障害で車いすを利用される、こういう方々が入っておられます。それで、ここの住宅については何度か質問で取り上げているのですが、ごみステーション設置されて非常に喜んでいる。今までは歩道まで行っていたのです、車いすにごみを載せて。そういう点では評価もしておりますが、これベランダ側なのです、ベランダ側から車いすで出て、スロープでおいて車に乗るのです。今車いすの障害の方というのは車は必需品ですから、そういう点でここの除雪というのが、団地だから共有スペースなので、入居者でやるという、こういう市営住宅のあり方でなく福祉的なそういう取り扱いにしてほしいと、1階部分の入居者のこの部分についてだけでも、こういう声が強いのですが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 いろいろ過去ご要望がございました。対応できるものについては対応してまいりまし

たし、特に新町の身体障害者福祉住宅につきましては、ほかの団地ではない玄関等の平家部分の雪庇の対応、雪庇は中高層の場合は行政でやらなくてはいけないということでやっていますが、こういう2階建てとかそういう部分のやつはやっていないわけです。皆さんやってくださいと。この新町団地に限りましては、平家部分のほかではやっていない雪庇の対応もやっております。ぜひともこの除雪については、自治会の中で協力し合いながらやっていただきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 先ほど申しましたように、1階の部分のベランダ側は1階の入居者の専用部分なので、共有部分ではないのです。そういう意味で全体でやっている、表側は全体でやっています。今も専用部分についても町内会ということでやっているのですが、やはり専用部分ですから、もしこの2階以降がなければ、ここは西町のケアステーションとかなり類似した施設になるのです。そうすれば、こういう今のような扱いでなかったのではないかというふうに思うのです。ですから、こういう特殊性を考えて、今後福祉除雪の対象にするとか、そういったことも含めた考え方について伺います。

○議長 長 市長。

○市長 それが単独の1階だけの施設であれば、あるいは別な発想が出てくるかもしれません。しかし、その地域は機能の統合をしようという発想の中でやった施設であります。障害を持たれる方も、それから健常な方も、片仮名で申しわけございませんけれども、統合していく、ノーマライゼーションとあわせてインテグレーションをやるための施設として計画をされたところであります。私は、単独のそういう施設であれば、あるいは発想は変わったかもしれないというふうに思いますけれども、あの施設自体は1階にお住まいの方も、それから障害の程度の低い方も、しかも健常な方々も一緒になって活動できるという、あそこに身体障害者センター初め三世代交流センター、ああいう施設もつくっている、それを購買施設の近くに、そして文化センター等文化ゾーンの近くという発想であります。したがって、そういう複合的な施設という意味から、第一にお考えいただいてご理解をいただきたいというふうに思いますのは、あの新町の団地の中でまず今までどおり自治会の中で協力をすることが必要ではないかというふうに思いますし、次の段階では健常者を含めて全体の中でやっていく方法を考えていくということがまず求められることではないでしょうか。全面的に行政におけるフルコストのサービスというのは、やはり最終段階の判断だというふうに思います。こういう基本の考え方というのは、ここだけに限らず、これから福祉社会ということになっていく中において行政サービスが税によって負担されていくということだけではなくおさまっていかない問題だというふうに思います。そういう意味では、ぜひ協働の体制が第一に今までどおりあの団地の中で進んでいくことを私は期待をいたしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題もまた別の形で取り上げていきたいと思っております。

公営住宅の屋根のつららの問題です。つららあるいは氷の塊です。この問題については、4階建て、5階建て、これでかなり事故やけががありまして、委託業者に上に登っていただいて氷の塊を落とすということなどやっております。こういう点では、当然と言えば当然なのですが、こういう

対策をされていることについては評価をしております。しかし、いつも気が抜けない、手が抜けない状態であることには変わりません。これら安全対策としてさらなる管理徹底が必要ですが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 中高層の部分については、ご質問にございましたように行政で対応することにいたしております。事故、けがの多発という実態にあるのかどうかわかりませんが、1件報告を受けておりますのは事実おけがをなさったという報告を1件を受けております。それは、ご連絡いただいて、氷落としやりますというご返事を申し上げていたのですが、あるいはいても立ってもおられなくなったのかもしれませんが。ご自分で落とされた、その落とされた氷がベランダの手すりに当たって、胸に当たってけがをされた。申しわけないことだというふうに思いますけれども、そういうことのないようにできるだけ速やかに対応するようにいたしていきたいというふうに思いますが、低層の住宅についてまで、そこまで手を染める考え方はありません。ぜひともご自分の維持管理の範囲内で、ご自分がおやりになるかどうかは別ですけれども、努力をしていただきたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 けがのことについては、事実を把握されていた。ただ、これは、一の坂の5階建ての住宅で大惨事になる事故があったのです。これ5年前だったと思うのですけれども、氷が落ちました。ここがベランダとします、これが5階。すると、どんと落ちて、1階のベランダの外でバウンドして、それがベランダからどんと入ると。たまたま隣の部屋にその方いらっしゃったので、大惨事を免れたけれども、もしそこにいたら即死だったろうと。これが私は直接的に、これは繰り返してはいかぬということで、今そのベランダのところはユンボで除雪しているのです。低くすればバウンドしても入ってこない。こういったことについて事実認識がされていないということがちょっと私は驚きでありました。

次に、2階の問題です。2階建てでやはり同じように危険な状況があると。もちろん4階よりは危険は小さいですが、しかし平家よりは強いのだということをご理解いただきたいと思うのです。一つは、これは滝の川団地の2階建てです。ちょっとわかりづらかもしれませんが、玄関の上にひさしがないのです。こういう建物が一棟だけあるのです。ここに入っている方は、屋根がこういうふうに巻き込みますから、氷の塊です、雪ではありません。落ちて大丈夫なように、戸をあげて用意ドンで出ていくという、こんなことをおっしゃってございました。こういう問題についてどのようにお考えでしょうか。

(何事か言う声あり)

○清水議員 滝の川団地。ほかは全部ついているのです。ここだけついていないのです。ちなみに、今全部で120戸ぐらいあると思うのです。恐らくその中の1戸だけだと思います。そういうことを踏まえて。

○議長 長 市長。

○市長 低層の住宅は、やっぱりご自分で努力していただかなかつたらならないというふうに

思います。そのために例えば地域通貨とか、お互いにほかのことで役割を果たしていただいたときには例えばそういうこともあるわけで、協働のまちづくりというのがそういうことになっていくのではないかと。ただ、その構造上問題があるという指摘がございましたから、それは現地確認をいたしまして、これは入居者がしっかりやってもらわなければならないのか、それは無理なのか、それは調査をして判断をしたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2階建てについては、その他まだ問題あります。今市内でまだトタンの張りかえ、またはペンキの塗りかえ、これが終わっていないのが恐らく2階建てで60戸程度あると思うのです。60戸ですから、建物でいけば十四、五棟になります。住んでいる方は、滑ればそんなに問題ないって言っています。滑らないと2階の窓の半分ぐらいまで氷の塊が巻き込むのです。やはりこれが落ちてベランダ割るとか、そんなことも起きた。ですから、ペンキ塗りかえ、トタンの張りかえ、これは非常に急がれるということです。この問題についても同様にお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 屋根の塗装は年間五、六十戸やっておりますから、特に屋根塗装が悪いところからこれは計画的に進めていきます。ただ、屋根自体は何年かたつと滑り悪くなりますから、単に塗装の問題だけでもないというふうに思いますけれども、塗装やる場所は計画的にやります。やりますけれども、やはり維持管理は安全を含めて入居される方が低層についてはしっかりおやりをいただきたいというふうに思います。これをとめどなく拡大していくと、私ははっきり言って心配であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2階建ての問題点の三つ目は、2階建ては入居者の方が落としてくださいと、こういうふうになっています。登り口あるのですが、巻き込むところから登るようになっています。これ非常に危険なのです。冬になる前に一斉調査をやって、冬の安全に対する確保をしていただきたいのですが、お考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 一つは、低層の住宅にお住まいになっていた、しかし雪はねをしなくてはいけない、あるいは屋根の雪おろしをしなくてはいけない、雪庇を削らなくてはいけない、そういうことがなかなか難しくなってきたと。そういう場合にどうするかというと、一つは住みかえをしていただくというのも一つの方法論としてお考えいただいた方がいいのではないかとこのように思っております。そういう意味では、中高層の住宅、もしくはヘルパー付きの住宅とか、こういうものに住みかえていきたいというご希望をお持ちの方は、私どもの方で十分ご相談に乗らせていただきたいというふうに思います。それから、2階建ての屋根に登って、そして雪おろしをされるというのは、私は率直に言ってなかなか心配であります。そういう場合には、最善の安全管理をしていただきながらやっていただかななくてはならないというふうに思います。そういう意味では、こういう点に注意しましょうと、単に屋根に登って雪おろしをしてくださいというPRはなかなかしがたいというふうに思いますけれども、例えば去年の事故なんかを見ても、暖気の日屋根に登って雪おろしをし

て、そして雪とともに一緒に落ちると、それによって大けがを受けるという方が結構多いわけです。暖気のおきには屋根に登らないと。いろんな形で安全確保のためのPRは少し考えて、させていただきたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

#### ◎5、公園行政

##### 1、せせらぎ公園横のJR函館本線沿いの柵・看板設置について

○清水議員 それでは、最後ですが、せせらぎ公園の流水池が改造されて、先日行ってまいりましたら10人の子供が楽しそうに遊んでおりました。ところが、この池から20メートルぐらいのところ函館本線の旧線が走っております。その隣に2本複線、現線が走っております。これで、昨年地元町内会の会長さんも含めて現地調査しております。改めてさくの必要性認識したところです。土木課でもいろいろと検討されていると思うのですが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 所管部において現地確認をいたしております。今ご質問にありましたように、直ちに電車が走る線路があるというわけではないわけです。岐線が1本間に入って、したがって今管理上草を刈るところと草を刈らないところ、つまり公園のエリアと公園のエリアでないというところをしっかりとわかるようにしようという維持管理のやり方をやっておりますが、注意喚起のための看板の設置というのは必要だなというふうに思っております。

○清水議員 終わります。

○議長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。今回の議会は、私も含め10名の議員が一般質問ということでございました。それぞれ時間いっぱい使って本当に熱心にご議論されたというふうに思います。今回は一問一答方式の最初の議会ということで、それぞれ皆さんがかなり思いを込めて質問されたのではないかと思います。私も市民の負託にこたえるためにも精いっぱい質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ◎1、介護保険見直しについて

##### 1、滝川市及び市民への影響について

まず、介護保険見直し問題、滝川市及び市民への影響についてお伺い申し上げます。今政府は、介護保険制度への見直しを進めようとしており、16日の参議院厚生労働委員会で自民、公明、民主の賛成により可決されたところです。この見直しの主なものは、軽度者を対象に筋力トレーニングや新予防給付を導入して、訪問介護などのサービス利用を抑制するもの、施設利用者の居住費、食費を自己負担とするもの、要介護認定から外れた人の介護予防のために地域支援事業を創設し、従来の老人保健事業などを再編するもの、介護保険料の年金天引きを障害年金、遺族年金にも拡大するというもの、ケアマネージャー資格に5年ごとの更新制、研修実施を義務づけるもの、200

9年度からとも言われています介護保険料徴収年齢の引き下げを2007年度より検討を始めるといふものです。政府与党は、今回の見直しに当たりまして、2000年に3兆2,000億円だった介護保険の給付費が2004年には5兆5,000億円にまで増大し、さらに給付費がふえれば制度が維持できないと制度の持続可能性を見直しの基本視点を挙げていますが、制度施行わずか5年で制度の持続可能性が論議されること自体異常で無責任なものであります。社会保障は、サービスを受けて生活をするためのものです。その受け手が払うこともできず、サービスも受けられなくなるのでは一体何のための社会保障であるでしょうか。国に対しては十分な保障をと要求することはもちろんであります、市としては今必要な人が安心してサービスを受けられるようどうするのか、対応が求められているところでございます。

そこで、介護施設利用者の負担増の問題、要旨で申しますと1と2についてお伺い申し上げたいと思います。特別養護老人ホームなどの施設利用者の居住費用や食費を介護保険給付の対象外にして、全額利用者負担にするという問題であります。いわゆるホテルコストであります。政府の計画では、この10月から実施されますから、すぐ利用者に降りかかってくる問題であります。この負担総額は年間3,000億円で、単純平均で施設利用者1人当たり年間約40万円、全国の特別養護老人ホームの入所者の7割から8割は世帯全員が住民税非課税世帯ですから、今でも自分の年金で利用料を払い切れず、家族が補填されている方もあり、居住費や食費を全額負担することになれば入所が続けられない、こういった不安が広がっております。負担が下がるのは、新保険料区分で第2段階、年金80万円以下の利用者のみであります。施設利用料の大幅値上げは、低所得者が施設を利用できない実態をつくり出します。デイサービス、通所のリハビリでも食事代は全額負担です。そこで、ホテルコストの徴収によって滝川市ではどれほどの方が増額となるのか、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設についてそれぞれの保険料段階ごと、対象人数、金額をお示し願います。

○議長 市長。

○市長 後段のご質問は所管部長からお答えを申し上げますが、前段のご質問についてお答えを申し上げます。

対象者数につきましては、現在税情報の確定作業を進めているところでございまして、この業務が終わり次第施設利用者における対象者の把握を行いたいというふうに思っております。今後の予定といたしましては、7月に施設利用者へ周知をし、8月から9月にかけて申請の受け付けを行い、9月下旬に認定書交付という作業を進めているところであります。現在税情報の確定作業を進めているということから、今の時点で保険料段階あるいは対象者数、金額というのは把握できていないということをご答弁をさせていただきます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 2点目のご質問の件でございますけれども、利用者の施設サービスの負担ということでございますけれども、答弁の前にこの制度の中身でございますけれども、先ほど酒井議員が申し上げましたとおりでございますけれども、ホテルコストの導入に当たりましては在宅の介護サービスを受けている方と施設サービスの方の不均衡を是正するという意味も込められておるとい

ことを改めて申し上げたいと思います。数字的なものの押さえの中で一番最高額であります9万5,000円というお話がありました。個室に入所されてユニットケアを受けている方、これに該当する方は滝川市の場合はいらっしゃいません。現在入所されている方のうち新第3段階の方の負担は、ご質問のとおり1万5,000円増となるわけでございますけれども、今時点の情報ではそれぞれの所得段階に応じて負担の上限額が設定されて、それを越えた部分については補足的給付がなされる、不足分については介護保険から給付されるということもございます。また、利用料が急増される方については、社会福祉法人による入所者軽減の減免策というのも今検討されているということでご理解をいただきたいと思います。特に、市長が前段述べましたけれども、税の確定作業、6月いっぱいかかるわけでございますけれども、今までは課税か非課税か、税額は幾らかというところから、非課税の方であっても収入額を確認しなかったらならぬという作業を今やっておるところでございます。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 税の確定作業が済み次第こうしたものについて明らかになるということでございますので、それについてはこれ以上の質問は避けたいと思います。

そこで、こうした中で特別養護老人ホームの施設入所者のうち介護度1の人の継続入所措置が打ち切りになるという話がこの前の国会の中で言われておりましたが、こうした対象者、本市の中におられるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長 長 答弁調整のために15分間休憩といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時46分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 休憩までして、本当に申しわけございませんでした。

ご質問の中身でございます特養入所者の中の介護度1の人数でございますけれども、40名今入所されていらっしゃいます。酒井議員のご質問の中に介護1の方は対象というお話でありましたけれども、今度認定方法が変わりまして、今まで要支援が1、それから要介護が1から5なのですが、今度は要介護の1が要支援の2と要介護の1に分かれるような方向になるということで、40人すべてが対象ということにはなりません。また、この制度発足から3年間経過措置があるということもあわせてお答えしておきます。

以上でございます。大変ご迷惑かけました。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、先ほど利用料について7月をめどに出されるということでございましたけれども、その中では上がるもの、それから下がるものがあると思うのですが、その中で国民年金、老

齢基礎年金は満額受給で月額6万5,000円程度でございますが、受給者の平均受給額は4万6,000円程度と。こうした人が利用できる施設でなければならないというふうに考えますけれども、先ほどの中でいろんなご答弁もございましたけれども、居住費のこうした新たな負担の中で入所できない人が出る可能性があるということについて、どのようにお考えか質問申し上げます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国民年金受給者ということでございまして、今回第2段階、第3段階というものが分かると、今まで同じところだった方たち、非課税世帯が二つの収入で分かれる。第2段階の方につきましては、年金80万円以下の方ということでございますので、まさに国民年金の満額を受けている方がその以下に入ると思うのですけれども、この方については現行食費からすべて合わせますと4万円負担していただいておりますけれども、この部分については第2段階、先ほど酒井議員のご質問にもありましたけれども、3万7,000円程度に逆に減額される階層であるということで認識いたしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、先ほどご答弁の中では新第2段階に関しては減額になるということでございますけれども、それ以外の階層についてはおおむね増額になるであろうというのが厚生労働省の試算でもあると。その中で、市民にとって負担増となるこうした改正について、自治体としてこうした負担増について行うべきではないという声を上げるべきでないかというふうに考えますが、市長としての認識をお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回の施設入所者の方に対する食費、それから部屋代、ホテルコストの導入につきましては、大きくは在宅で家賃を払いながら食事をしている、そしてサービスを受けているという人たちとの公平を図ることが大前提にございます。それから、それぞれの階層区分の中で要するに上限枠を設定して、それを介護保険で給付するという制度も中に出ているということで、1割負担の中の保険対象外の中に今度は食材費だとかホテルコストが導入されたものということで理解しておりますし、またその保険対象外のものにつきましても所得に応じては介護保険の給付の対象にもまたなってくるということで、それを7月からの税確定後にご本人についてPRしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 そういたしますと、こうした負担増に対して滝川市としては問題ないというふうにとらえていいのだろうかなど考えているのだろうかというふうに思います。これにつきましては、国会の中での参考人招致の中でも、日本医師会の方でこうしたホテルコストについて導入は考え直すべきだというふうな意見も出されているということでございますけれども、前回の第1回定例会の日本共産党の代表質問の中でも適切な見直しが行われているというふうなことでございましたので、それと同様に考えていいのかなというふうに思います。これについては、今後質問してまいりたいと思います。

それでは、要旨の3番目、軽度者のサービス制限についてお伺い申し上げます。法案では介護度

が軽い人の重度化を予防するためとして、従来の介護サービスとは別建ての新予防給付が打ち出されました。介護保険の要支援と要介護1のうち7割から8割の人を新予防給付に移行し、筋力トレーニングや医療改善事業などの新たなサービスを組み込む一方、これまでの訪問介護サービスは内容や提供方法、提供期間を見直すとしています。ホームヘルパーが利用者にかわって掃除や調理、洗濯などをしてきた家事代行型の訪問介護は生活機能を低下させるとして原則廃止され、認める場合も対象や期間が限られることとなります。国は、軽度者へのサービスの制限という、切り捨てという批判からか、昨年末になって家事援助サービスも予防給付として行う、このように言い出しましたが、自立を促すための家事援助サービスだとして、この介護報酬は従来よりも安く設定する可能性があるということでございます。このことは、ヘルパー労働としても報酬が下げられれば担い手がいなくなるものではないでしょうか。介護予防として筋力トレーニングを否定するものではございません。しかし、訪問介護サービスを廃止することが介護予防にふさわしいかについては疑問であります。新予防給付は、高齢者の実態に合わせ、生活面に注目した生活支援型の給付が行われなければならないと考えます。そこで、今回示されております予防重視型システムへの転換で在宅介護を困難なものにするのではないかと考えますが、どのように受けとめられておられるかお聞かせをお願いします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今軽度の介護度の方に対しての予防給付、あるいは介護サービスについて減少されるのではないかというお話がありましたけれども、新予防給付というのが新たに設定されると。その詳しい中身についてはこれからということになりますけれども、例えば訪問介護、ヘルパーさんの派遣でございますけれども、これについては予防訪問介護、今までは食事をつくって、完成した食事をつくってさしあげると、それが今度は一緒に調理しましょうとか、調理の過程を教えてあげるだとか、そういうふうに変ってくるということが厚生労働省からの案の中には入っています。それから、予防給付に移る移らないというのは、軽度者、重度者という枠組みでなくて、サービスが変わるときについては介護認定審査会がこの方は予防給付の方がいいよと。そのサービスを提供する総元締めにつきましては、地域包括支援センターというところで実施するということとなります。それから、酒井議員が今おっしゃられましたように食育とか筋力トレーニング、口腔ケア、それから閉じこもり防止、四つぐらい予防給付の大きな柱があるわけですが、より介護度が上がらないようにしていくということが極めて大事なことだと認識しています。それで、私どもの滝川市でございますけれども、大体高齢者の方、それから介護給付、11パーセントから12パーセントふえています。要介護認定者と大体同じぐらいでふえていらっしゃる。ただ、老人の総体人口というのは3パーセントぐらいずつのふえですから、1号被保険者で保険料を賄う人、保険料として払っていく人の伸びよりも介護給付、それから要介護が必要なお年寄りはその3倍ぐらいのスピードで伸びているということでもありますから、いかに健康なお年寄りをたくさん市町村として持てるかというのも大事なことだと思っております。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどのご答弁の中では、こうした予防重視型システムの中でより元気なお年寄りがふえるというようなご答弁でございましたけれども、実際は要介護、また介護度1、こうした軽度者と言われている方はその中でもひとり暮らしや高齢者世帯で介護度の軽い方に関しましては、週に何時間か訪問介護サービスを利用されている方、その中で在宅生活を維持されて、ヘルパーが訪問するとき以外は不自由な体の中で、ふらつく体の中で頑張っている生活していると、こういった方が本当の実態だというふうに私も思うわけでございます。こうした方が一緒になって調理をするということでも、援助がなくなることで生活そのものが成り立たなくなる危険性があると。幾ら調理を一緒になってやるといっても、そもそも自分で調理するのが非常に困難だという方、そういう方に対しては介護度の軽い方でございますけれども、生活の質が低下する、QOLとして低下するという形になるのでないかというふうに思いますけれども、そういった考えについて再度伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今軽度者の方もQOLの関係で下がるのでないかというようなご質問でございますけれども、今現在すべてとは言いませんけれども、もちろん介護保険という制度は契約行為です。サービスを受けたい方と提供する方の契約行為で、昔みたいに福祉事務所の措置では当然なくなって、自由に使っただけという中では、自分がある程度できることもお願いしている方も、これは実際統計とったわけではございませんけれども、いらっしゃるのかなど。過剰なと言ったらちよっと言葉があれですけども、できることまでヘルパーさんなりいろいろ踏み込んでやることによって、その人が持ち得る能力が減退するのではないかというようなことも考えられる。今回の介護保険制度の改正の中では、ケアマネージャー、介護支援専門員という国家資格ですけども、この方たちの質を高める。今までは50ケースぐらい持つというのを少し少なく持って、もっと広範囲に個人について、個人の生きざまについてまで指導できる、生き方について指導できるような体制をとということも今回の改正の大きな柱となっております。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、この中で軽度者のサービス制限についてでございますけれども、要支援や要介護1の方で現在居宅サービス使っている方が来年4月から制度を除外されるという今の案でございますけれども、市としてどのような対策を行っているのか、考えているのか、お聞かせください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今のご質問で制度から除外されるというお話だったと思うのですが、軽度者の方につきましても、先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、最終的に予防給付に移るのか介護サービスに移るのかというのは認定審査会の中で、要するに要介護の1とか要支援という判断がなされたときに予防のための給付あるいは介護サービスの継続が必要かというのも議論されていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、この中で家事援助サービス、予防給付として行うというふうにされていますけれども、ヘルパーがこのことによって余剰するのではないかということが考えられるわけですが、そういうことについてはないと考えているのかどうかお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 特にヘルパーさんの関係のヘルパー事業の関係でございますけれども、訪問介護につきましては平成12年から介護保険始まりましてから約2倍でございます。給付費でございますけれども、2倍の額になっているところです。これにつきましては、ヘルパーさんの利用家庭が家事援助あるいは身体介護、いろんな面に出てきたこともございます。今回は、新予防給付ということで新たなヘルパーさんが必要になる場面も出てくるということでも理解しておりますし、総体的に要支援高齢者あるいは要介護高齢者というのは予防事業がかなり進んだときの試算を厚生労働省もしているわけですが、その中でも相当ふえていくと、予防給付が実のあるものになってもおかつ要支援、要介護を必要なお年寄りにはふえていくだろうということでもあります。また、事業所もそうでございますけれども、ヘルパーさんもそうなのでございますけれども、ある程度サービスが足りないという中でのサービスの提供よりはたかさんのサービスから選択できるということで、質等についても、表現は適当でないかもしれませんが、自然淘汰されていくというような感じでも思っております。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、当市においてもさまざまな介護予防事業が行われてきたと思うのですが、これについてもこれから介護財政に入るということになるのと、それについて影響をどのように考えているのかお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今までも介護予防事業実際実施しております。あるいは、保健センター、健康づくり課でも転倒予防教室だとかいろんな介護予防事業をやっております。今度の地域包括支援センターというのはまさに、今までそれぞれのセクションが連携をとっていなかったかといったらっていたのですけれども、もっとケアマネージャーという一つの人の中で介護予防から、それから介護サービスから、一体的に提供していこうということで、当然地域包括支援センターの中には保健師等もその中には配置していくという考えであります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、介護保険の4点目、新たなハード整備についてお伺い申し上げます。法案の中では、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能になるようにと小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などが位置づけられていることは法案の中でも評価できるものでございます。ただし、これらサービス拠点の設置整備費は補助金ではなく、地域介護福祉空間整備等補助金という包括的な交付金制度の創設とされているということでございますが、この中では十分な施設整備ができるかどうか、その中での水準が確保できるかどうか、これについては疑問を思うところでございます。こうした新たな交付金制度の創設の中で、地域密着型サービス整

備が各自治体それぞれの考え方に任せられることに事実上なるということでございまして、サービス拠点整備を今後どのように進めることができるのかどうか、これについて押さえている範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 タッグ計画の中でもその概要をお示しをしているところでございますけれども、緑寿園の特養の一部を街なかに移転をしてサテライト型の居住施設としての建設、あるいはそれに併設してケアハウスを整備をするということについて検討を深めることにいたしております。現在策定中でございますけれども、介護保険事業計画の中でどういう形にしていくのかということを検討しているところでありまして、そういうものを通じてより地域に密着したサービスを提供していく方向が必要だろうというふうに思っております。そのための財源対策というのは、そもそも事業主体がだれになるのが一番いいのか、そのための財源対策は具体的にどういう方向にいくのがいいのかと、交付金にのっかっていくのがいいのか、そういう最も有利な適切な財源対策を検討する必要がありますし、そういう検討も同時に深めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 わかりました。それでは、このハード整備でございますけれども、新予防給付に伴うハード整備、また人的整備というものはまた新たなものとして必要となると思うのですが、こういうものについて今どのように考えられているのか、現時点での考えだけで結構でございますので、ご説明願います。

○議長 市長。

○市長 新しい保険給付の中で、ご質問の趣旨がちょっとよく理解できないのでありますけれども、例えば要支援になっていく皆さん方、あるいは介護度1とかそういう軽度の皆さん方、それに対しては新しい施策を講ずる必要があるというふうに思っておりますし、それは既存やってきた事業の中との連携というのも実はあるのだろうというふうに思います。例えば筋トレをやるために、これは転倒予防でやりますけれども、転倒予防をするために筋肉トレーニングをやると、それは筋肉トレーニング施設をつくるのかというとそうではなくて、既存の施設をよく活用しながら転倒予防の事業の充実を図っていくということが必要だというふうに思いますし、例えば栄養改善ということであれば今までやってきたことではありますけれども、特にこういう部分について栄養改善はさらに充実していくことが必要だと、そういう充実を図らなくてはいけませんから、既存の施策、既存の施設を有効活用する中で総合的に進めていきたいというふうに思っています。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 よくわかりました。

それでは次に、要旨の5番目でございます。保険料についてお伺い申し上げます。保険料の見直しは3年ごとに行いまして、本市では2006年度がその時期になるだろうと。その中で、今回の介護保険見直しの国会の審議の中での試算では、基準額が月3,300円から2006年度には3,900円にもなると、2012年度には5,200円に引き上がる見通しだと、驚くべき数字が出されたわけでございます。この中で、本市において1年後の保険料は一体どうなるのか、これにつ

いては市民の方々みんなどうなるのかということについて注目されているということでございます。来年度の保険料の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 来年4月が新たな介護保険料の設定ということになります。先ほど市長もお話をしておりましたけれども、介護保険事業計画の第3期目の計画を今策定中でございます。市民会議にかけて今検討しているところでございますけれども、今回の酒井議員の方から出ました厚生労働省の試算というのは昨年の10月22日、社会保障のあり方に関する懇談会のときの資料でございます。このとき実は3種類の試算をしております。その中で、ある程度予防給付が進んだ場合という仮定の中での試算ということで、これはごく粗い試算でございます。介護保険と申しますのは、今現在の介護保険で1,500円から3,000円までの市町村が全国で1,187、3,000円から4,000円のところが1,378ということで、その市町村の介護サービスの基盤だとかいろいろなことで介護保険料というのは変わってくるものと解釈しておりますけれども、今回の試算につきましては現行のまま推移したら保険料が高騰するだろう、これは先ほど議員のご質問にもありましたけれども、もし保険料を据え置いたときはどういうふうになるかという、給付を9割から8割や7割に落とさなければならぬのかと、あるいは市町村において、保険者は市町村でありますから、サービスの利用制限を図るのか、おかしな議論になりかねない問題であります。介護保険の試算の中では、今現在の介護保険の単価をそのまま入れて、要介護高齢者の方の人口推移、それから総体の高齢者の方の人口推移を見ながら厚生労働省としては試算を出したということでございます。今回滝川市の場合ということになりますと、これはまたそれぞれ市町村ごとに結構違うことと、これは12月、3月では議会にかけて介護保険料というものを示していかなければならぬということもありまして、今現在は介護報酬、特に予防給付を含めたすべての介護報酬単価がまだ設定されていないという段階では本市がどのぐらい上がるかという見直しはここでは述べることを控えさせていただきたいと思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、いつごろ示されるのか、これだけご説明願います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 12月の議会には示したいと事務担当者では思っておりますけれども、情報では介護保険の単価が2月に決まるのではないかと、これはどこの市町村も大変なことになりますけれども、今の段階では12月の議会にはお示しできるような方法で事務担当者としては考えております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 中身については、3月ないし12月の議会の中で大方明らかになるということですが、この制度改善に当たりましては現行サービスを低下させないこと、また負担増が過大にならないようにすること、並びに市民の生活を責任を持って守るために市としてあらゆる努力をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

## ◎2、市役所有効活用、市長公宅・市民会館の見直しについて

## 1、市民会館・華月館

## 2、市長公宅

次の質問は、市役所有効活用、市長公宅、市民会館の見直しについてでございます。この質問に関しましては、第1回定例会の日本共産党の代表質問の中でも若干触れさせていただきましたが、再度ご質問させていただきたいと思っております。まず、市民会館についてでございます。利用状況は改善されているといいましても、総合福祉センターなどと比べますと十分に活用されているとは言えないのではないかと。日本共産党は、効果的な活用ができなければ廃止すべきと常々主張してまいりました。廃止することにより経費が約166万ほどとその人件費分で約300万ほどが浮くことになるだろうというふうに考えます。市民会館について廃止すべきだと考えますが、これについてご説明をお願いします。

○議長 市長。

○市長 私は、施設を廃止するというのは、本当に必要なくなった、それからほかへの使用目的の転換という価値もないと、そういう場合にはあり得るというふうに思いますけれども、市民会館につきましては私は、先ほど利用も増加しているのご評価をいただいておりますし、今後とも利用増ということを目標にしっかりと市民会館の役割が果たせるという対応が必要だというふうに思います。そしてまた、チョッちゃんコレクションも、年間3,000人ぐらいですけれども、ああいうコレクターにとっては極めて高い評価でありますから、しかも市外の方がいろいろ評判聞いてかなり見に来られるのです。だから、そういう面でももう少しあの施設を活用することがまず先決の問題であり、その努力をさせていただきたいと思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどの質問の中では、総合福祉センターなどに比べて十分に活用されているとは言えないと。市民会館というものは、別の会館なのかと。あの程度のことでは失礼なのだと思うのですが、あのぐらいの利用の中でやられるのが十分活用されているとお考えなのか、それについて再度確認いたします。

○議長 長 市長。

○市長 十分活用されているというふうに理解しておりませんから、一層本来目的にかなうように利用促進が図られるように努力をするというふうにご答弁申し上げているところであります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私としては、こうしたチョッちゃんコレクションについて、より市民にとって、また市外の方々にとっても鑑賞してもらえる、そうであれば市民会館を廃止する中で、例えば市役所ロビーなどに展示するのも一つの考えではないかということでお伺いしたわけでございます。そのことはまず置いておきまして、このことでより活用されるというために諸団体などで活用できないかということも含めて検討したような経過があるかどうかお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 あそこで企画事業というものは、16年度に相当たくさん行われたのではないのでしょうか。率直に言ってあれほど企画事業を市民会館で行われたことは記憶にありません。それによって

いろんな皆さん方がチョッちゃんコレクションを初めあの施設のよさというのをご理解いただいていると、理解が広がりつつあるというふうに思っておりますし、少し営業しようということで、ああいういいところで会議をやっていただくということで営業も実は進めているところであります。使用料が若干高く設定しておりますから、使用料というものも一つのネックにはなっておりますけれども、この使用料をどうするかということも含めて、あの施設がより、せつかくの施設でありますし、非常に施設の雰囲気もいいわけでありますから、それに適したイベント、コンベンションをしっかりと誘致をするようにしたいというふうに思っています。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、これは確認でございますけれども、私どもは常々これについては廃止を要望してきたということでございますけれども、その中で前回の質問の中で公園用地であり売却は難しいというふうなご答弁があったと思うのですが、これについてご説明願えないかなというふうに思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 市民会館につきましては、都市計画決定された公園敷地の中にあるわけです。これを売却をするという考え方はありません。具体的に除外できるのかどうかという検討は具体的には行っておりませんけれども、しかし国庫補助金をいただき、そして公園の中に必要な施設であるという議会のご決定をいただいて、そしてあの施設を建設したわけありますから、売却とかそういう以前にやるべきことはたくさんあると、それが先ほどご答弁を申し上げた内容であります。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 市長のご答弁では、市民会館について活用されているとは申し上げていないと、そのためにこれから活用されるためにさまざまな努力をしていくのだということでございますけれども、もう一点確認したいのが300万円の経費をかけて今運営されているということで、これについて費用対効果が上がっているとお考えなのかどうか確認したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 人件費を含めて約300万円の維持管理費がかかっております。華月館、それから市民会館、その周辺の維持管理を含めて費用対効果は必ずしも高いものではないというふうに思います。やはり費用対効果がもう少し上がるような努力が必要だというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、同様に市長公宅についてもお伺いしたいと思います。公宅についても当初から利用状況は改善されているということでございますが、そのことについては理解できるものでございますけれども、この公宅、必要性や緊急性や優先度、こうしたものについてどの点をとっても低いものと言わざるを得ないということでございます。市長は、前回の議会のときに、あるものは有効に使わせていただくと、こういったご答弁をなさった。この趣旨について再度お伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 あの公宅を建設をしようというふうに当時の市長が計画を練って、そして議会の皆さん方のご決定をいただいて、そういう選択がなされてあれができたということは、必要性もないし

緊急性もないし重要性も乏しいと、そういうものについて意思決定がなされたというふうに私は思っておりません。やはり必要であり、それは緊急性が必要であり、やっぱり重要な施策であるというふうに意思決定を提案側も議決をしていただいた議会の皆さん方も、そういうご賛同をいただいででき上がった公共施設ではないかというふうに思っております。私は、そういう意味ではそういう議会の決定をいただいででき上がった建物に入っているわけでありますから、特段この趣旨が大幅に時代おくれになるということでもない限り、やはりある施設の有効活用は適切に図っていく必要があるというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

### ◎3、菜の花について

#### 1、菜の花の活用について

○酒井議員 市民会館や市長公宅に関しましては、市側と私どもと考え方には若干の開きがあるのかなというふうには思いますが、この件につきましてはこの程度にいたしまして、次の第3点目、菜の花についてお伺いいたします。

助成金廃止で本市における菜種生産が困難になることについて、第1回定例会代表質問では国に対して要請していくという取り組んでいく姿勢を見せたことは評価できるものでございます。この件に関しましては、滝川市と市民一緒になって菜の花を守る立場でご質問を申し上げたいと思うのですが、この件で北海道に私ども日本共産党でこうした滝川の菜種について何とか残せないものかということも含めまして要請を行ってきたと。そこで、道は、国としてもこのまま助成金を廃止するというふうなことは考えてはおらず、何らかの対応を行うというふうに聞いているというふうなご説明がございました。この中では、国の方で助成金という形ではないにしても各種特産物に対して何らかの対応をしたいというものであるというふうに後で確認ができたわけでございます。しかしながら、このままではないというふうに言われたとしても、菜種の作付についても冬に生産するということに関しましては生産できるかどうかというものについて、どのような制度かというものについては非常に重要な問題だというふうに思います。その後どのように進捗されているのかということも含めましてお伺い申し上げたいというふうに思います。

○議長 市長。

○市長 昨年来この菜の花の交付金につきましては、維持存続ということで関係団体、機関と一緒に要望してまいりました。つい先日も農協含めて、それからクラブ生協等関係団体も含めて国に対して地域の実態を強く要望してきたところであります。この菜種の交付金については、5年間契約栽培ということ为前提にして交付金が出てまいりました。この5年間という間に何とか自立してほしいということが背景としてあって、5年間認められた。その5年目が去年の秋に植えたことしの春の収穫で期間が来るのです。滝川市としては、この5年間に急速にふえてきたと、そしてその可能性の確認もみんなできて、何とかこれを残していきたいというふうに盛り上がっているところであります。国としては、この制度をつくったのは5年たったなら自立を目指してやってきたわけですから、しかし現状は交付金がないと生産費の確保までいけないと、農業経営として成り

立たないという実態でありますから、こういう実態を強く今訴えかけております。国としては、この交付金をどうするかという前段の話として、果たして5年間にどういう成果が上がってきたのかというのはしっかり調査をしたいというふうに言っているのです。私は、初めからゼロなものに対して評価をするというようなことは国もやらないだろうというふうに思っております。明快ないい返答はもらっておりませんが、しかし5年間の成果を調査するということはかなり前向きに検討する考え方があるのだなというふうな理解をしておりますし、そういう意味ではそういう調査をする段階で当然滝川市にも声がかかるはずでありますから、そういう中でこれの必要性、重要性、そして支援の緊急性ということについてよく訴えたいというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 菜種生産については、よくわかりました。滝川の菜種を残すために市長としても奮闘されていると思いますが、ともに一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは最後、2件目、BDF、バイオディーゼル燃料についてでございます。これにつきましては、先ほど6月1日の厚生常任委員会の中でも一定の説明がされたと、この中では補助申請を行っていて、採択については決定されていないとされていますが、その中身について新聞報道もされましたけれども、軽油代替燃料であるBDFの生産についてエネルギー作物会社の事業スキームなどを示しながら出されていると。見た感じでは、滝川市の将来に向けて、形としてはまだ何もないけれども、夢が持てるものではないかなというふうには思うのですけれども、その一方でこの中身が現在の生産農家にメリットが出るものでなければならないというふうに私は思うわけでございます。これが例えば別の業者さんが入ってきて農業生産法人をつくられたりして、その中でエネルギー作物としての菜種を生産されるということで、市民としてのそういった中とは別にやられているということであれば余り、市としてもメリットは低いのかなというふうに思うのですが、この中身について、概略でも結構でございます、どういったことなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 環境都市宣言を滝川市はいたしておりますから、やっぱり環境に優しいまちづくりということは重要な政策テーマだというふうに思っておりますし、そういう意味ではエネルギー作物をつくって、それで環境に負荷をできるだけかけない形でBDF等、バイオ燃料化していくというのは私は日本では北海道でなかったらなかなかできない対策だというふうに思います。そういう意味では、北海道において十勝で例えばトウモロコシの茎をエタノール反応によって燃料化していくという実験的な事業が始まっておりますけれども、滝川は菜種によってBDF化して、コストは高くなります。コストは高くなるけれども、プラントは国の補助金、交付金が入ればその分安くなりますし、仮に公共車両において2割なら2割というふうに軽油にまぜて公共用の車両のパッカー車とかが走るということになれば、多少コストが高くても環境に負荷をかけないという意味で重要な意味を持つのではないかなというふうに思いますし、菜種は今は食用中心でつくっていただいておりますけれども、片方では食用とあわせてエネルギー作物としての可能性というのは十分探っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。現実に菜の花祭りではトラクター、あれは100パーセント菜種の油からつくった、菜種のバージンオイルからつくったBDFであのトラ

クターは走っております。子供たちは排気ガスかきながら、菜の花の香りがするって言って喜んで追っかけています。ですから、そういう可能性というのはやっぱり探っていきたいというふうに思いますし、特にドイツにおいては菜種を外国から輸入してさえ2割を目標に菜種でつくったBDFを使おうという政策もスタートしているところでありまして、そういう意味ではいろんな可能性を探りながら、世界における北海道のあり方、環境に優しいエネルギー対策という一つになり得るといふふうに思っております。ただ、NEDOの競争相手はたくさんおりますので、今一生懸命何とか支援してくださいという要請活動を行っているところであります。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 こうしたものについて、先ほど市長も仮に公用車、それらに使用した場合にコストが若干かかってもやっていく可能性もあるのではないかとということで今後の可能性についても言及されたということで、そのこと自体は非常に高く評価できるというものでございます。ただし、一言申し上げたいのは、先ほどドイツが輸入という話を市長は申し上げた。ここではどこから輸入しているかということはず置いておきまして、例えば中国、あそこでは非常に菜種が生産されて余っているということで、輸出というものも行われていると聞いている。僕は、これは違うのではないかなと思うのです。やはり地元の中で生産されて、それが地元の中で使われる、それがエネルギーとして使われる、これが一番あるべき姿ではないのかなというふうに思うわけです。それから、エネルギー作物という点におきましては、菜種も食物としての菜種もありますけれども、エネルギー作物となると食物ではないということでございますから、例えば遺伝子組みかえの問題ですとかいろいろ問題が出てくる可能性も出てくると。そうした問題もございまして、今後の滝川の将来に明るい灯をとともすようなものに期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上をもって酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

### ◎日程第3 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議 長 日程第3、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員は1名といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する農業委員会委員は1名とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては指名推選の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することといたしたいと思いま

すが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員会委員は、中村豊氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中村豊氏を農業委員会委員に推薦することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、中村豊氏を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

◎日程第4 報告第5号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第4、報告第5号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第5号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

まず、平成16年度の事業報告でございますが、お手元の資料2ページをお開き願います。1の国際交流事業ですが、2ページから5ページまでの15の事業を実施しております。協会主催の事業のほか、市内で開催された各種イベントに近隣に在住する外国人の皆さんのご協力を得て参加し、市民の皆さんとの交流推進を図ったところであります。また、ジュニア大使訪問団派遣事業におきましては、アメリカ東部6州の産業祭りのパレードに参加し、交流を深めたほか、そらぶちキッズキャンプのモデルとなりますホール・イン・ザ・ウオール・ギャング・キャンプを訪問し、ボランティア活動について研修を行ってまいりました。この訪問をきっかけとして、キッズキャンプが2月に実施しましたミニプレキャンプと5月に開催されましたボランティア説明会に数名の団員が参加するなど、訪問の成果があらわれたものと考えております。

2の国際協力事業ですが、5ページから9ページまでの14の事業を実施しております。5年目を迎えましたアフリカマラウイ共和国から農業研修員の受け入れのほか、新たに独立行政法人国際協力機構、JICAからの要請があり、ブータン王国からの農業研修員の受け入れを実施いたしました。

続いて、3の国際理解事業ですが、9ページから15ページまでの16の事業を実施しております。語学講座は受講者がふえており、協会事業の柱の一つとなっております。また、外国文化を紹介する事業として、ネパールの音楽と踊りを市民の皆さんに楽しんでいただく公演を開催するとともに、小学生と老人クラブの皆さんを対象に歌と踊りを体験するワークショップを実施するなど、国際理解の推進に努めたところであります。

4の調査研究資料提供事業と5の会議につきましては、お目通しを願います。

6の会員につきましては、19ページに参考資料として会員状況を添付しておりますが、15年度末と16年度末を口数で比較しますと、団体会員につきましては96口から97口と1口の増、個人会員につきましては406口から410口と4口の増となったところです。なお、会員の確保、拡充につきましては、今後も積極的に対応を図ると把握しております。

次に、平成16年度の決算でございますが、20ページの収支計算書をごらんください。収入の部ですが、前期繰越金を合わせまして収入合計3,617万7,000円となり、予算と比較しますと1,282万6,000円の増となったところです。これは、大科目3の事業収入のうち中科目2の受託事業収入におきまして、当初予定されておりました青年招聘事業が国際協力機構、JICAから受け入れ要請がありましたことから821万円の収入増となったほか、個々の事業収入が増となったことが主な理由であります。

21ページの支出の部ですが、当期支出合計3,381万6,000円となり、予算と比較しますと1,046万5,000円の支出増となったところです。これは、大科目1の事業費のうち中科目2の国際協力事業費で、収入の部で申し上げましたが、青年招聘事業の実施に伴い増となったことが主な理由であります。

以上、収支を差し引きまして236万円が次期へ繰り越しとなったところであります。

次に、22ページから26ページまでにつきましては、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、積立金の状況と会計監査報告を添付しておりますので、お目通しを願います。

次に、平成17年度の事業計画についてですが、27ページから36ページに記載の事業を実施する予定であります。本年は協会が平成2年に設立されて以来15周年を迎えますことから、主たる事業に協会設立15周年記念の冠をつけて事業を拡充するなど、積極的な事業展開を図ってまいります。

次に、37、38ページの平成17年度収支予算書でございますが、各事業を予算化しまして、収入支出ともに2,636万9,000円となったところです。

以上で社団法人滝川国際交流協会の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第5 報告第6号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議長 長 日程第5、報告第6号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第6号 滝川市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでありますが、概要についてご説明申し上げます。なお、金額につ

いては例年万円単位で読み上げさせていただいておりますので、ご了解を願いたいと思います。

初めに、平成16年度事業報告書、決算報告書についてご説明いたします。3ページをお開き願います。1の総括事項につきましては、記載のとおり住宅用地8件9区画、3,027.81平方メートル及び道路用地等2件、1,145.32平方メートルの処分となったところであります。

2の予算の執行状況につきましては、6ページでご説明申し上げます。

3の事業概要ですが、処分の状況につきましては、総じて4,173.13平方メートル、9,745万円となったところであります。

4ページ、5ページの庶務事項につきましては、お目通しを願います。

6ページの平成16年度決算報告書ですが、アの収益的収入及び支出につきましては、収入総額では予算額1億132万円に対し決算額1億130万円となり、執行率100パーセントであります。その内訳は第1款事業収益と第2款事業外収益であります。支出総額では、予算額9,794万円に対し決算額9,652万円となり、執行率98.5パーセントであります。その内訳は第1款の事業原価と第2款の販売費及び一般管理費、第3款事業外費用であります。決算額の収入から支出を差し引いた479万円が当期の純利益となったところであります。

次に、イの資本的支出であります。予算額1,119万円に対しまして決算額1,119万円となり、執行率100パーセントで、その内訳は第1項公有地取得事業費、第2項土地造成事業費であります。なお、資本的支出額1,119万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

7ページから11ページにかけての財務諸表及び12ページの監査報告書についてはお目通しいただき、説明は省略させていただきます。

続きまして、平成17年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。この場合15ページ、16ページについてのみ説明させていただき、17ページ以降につきましてはお目通しを願います、説明は省略させていただきます。15ページの第2条、業務の予定量であります。土地処分として1億4,864万円を予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出では、収入総額1億4,866万円に対しまして支出総額1億4,152万円で、差し引き714万円の当期純利益を予定したところであります。

次に、16ページの第4条、資本的支出であります。総額1,828万円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、第5条の借入金は、短期借入金の限度額を23億1,000万円に定めたものであります。以上、簡単であります。報告第6号の説明とさせていただきます。

#### ◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第7号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議長 日程第6、報告第7号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第7号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について、地方自治法第24条の3第2項の規定に基づき、報告いたします。

まず、平成16年度の事業報告ですが、2ページをお開き願います。当振興会は、大きく分けて五つの事業を実施しておりますが、メインとなる事業はⅠ、学習機会の提供に関する事業でございます。講演会を初め17種類の講座を22回開催しており、延べ日数で年間124日実施しております。講座の開催といたしましては、教養講座、体験講座、それから3ページの趣味・実用講座など幅広く市民の皆様の多様なニーズに沿うよう数多くの事業に取り組んでおります。また、平成15年度にリブラーンイン学びフェスタの一日体験として実施いたしました5種類の講座すべてを平成16年度の新規講座として取り組んでおります。

次に、6ページのⅡ、情報の提供に関する事業は、4項目を記載しておりますが、特に情報誌リブラーン滝川を年6回発行しており、市民の皆様には広報たきかわの折り込みとして配布をし、生涯学習に対する普及、啓発に努めたところであります。

Ⅲ、指導者の登録に関する事業からⅤ、連絡推進に関する事業まで、それから7ページの各種会議の開催状況については、お目通しを願いたいと思います。

次に、決算関係ですが、8ページの平成16年度収支計算書をごらんいただきたいと思います。収入の部ですが、当期収入合計額705万70円、これに前期繰越収支差額322万9,573円を加え、収入合計は1,027万9,643円。

支出の部ですが、当期支出合計774万8,484円、次期繰越収支差額253万1,000円となりました。

収入の内訳ですが、基本財産運用収入は1億900万円の定期預金の利息収入でございます。会費収入は、1口5,000円で1,200口を見込んでおりましたが、110口、55万円の差異が生じたところであります。事業収入は、講演会での非会員の入場料、共催団体からの負担金、研修旅行の会費及び講座開講に要する材料費が主な内容でございます。寄附金収入は、科目存置でございます。雑収入は、普通預金利息、研修旅行の写真代でございます。

次に、支出でございますが、当期支出合計は、予算に対して240万円の差異がございますが、これは事業費、管理費の節減による差異でございます。固定資産税取得支出3万4,750円は、平成14年度にペイオフ解禁対策として2年満期の国債を購入いたしました。購入に当たり額面金額を上回る価格、オーバー価格の購入となっているもので、取得価格と額面金額との償還差損で

あります。予備費ですが、支出はございません。

9ページから13ページまでの収支計算書は、ただいま説明いたしました総括の詳細を記載したものでございます。

14ページは正味財産増減計算書、15ページは貸借対照表、16ページは財産目録となっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、19ページから24ページまでの平成17年度事業計画書でございますが、学習機会の提供に関する事業をメインに、会員の意向を反映させた講座を取り入れる等、健康と趣味、実用的でリラックスもでき、市民が楽しめる内容を盛り込んだ計画を組んでおります。詳細については、お目通しをいただきたいと思います。

次、25ページの収支予算書でございますが、収入支出とも1,027万2,000円の計上で、前年度と比較いたしますと9万2,000円の増加となっております。詳細につきましては26ページ以降に記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況の報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第7 報告第8号 監査報告について

##### 報告第9号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第7、報告第8号 監査報告について、報告第9号 例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第8号 監査報告についてご説明いたします。

初めに、出資団体の監査報告ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、株式会社アニム滝川を対象に監査を実施いたしました。同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、第3期から第5期までであります。

監査の目的は、監査範囲の事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果は、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる文書処理や会計事務処理等がありましたので、それらの処理の適正化について指導を行いました。

監査意見といたしまして、株式会社アニム滝川は、長引く景気低迷により栄町3-3地区再開発事業等のハード事業の実施を断念するに至っているものの、空き店舗対策事業や一店逸品フェアなどのソフト事業の展開によるまちのにぎわいづくりに努めているところであり、各期において赤字

が生じていることから、経済環境は厳しい状況にあります。健全経営が図られるよう期待しております。

次に、財政援助団体の監査報告ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、丸加山牧野利用組合を対象に監査をいたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成14年度から16年度における財政援助に係る出納、その他の事務についてであります。

監査の目的は、市の補助金が交付目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項として契約書の不備がありましたので、適正な対応を指導いたしました。

監査意見としましては、丸加山牧野利用組合は国営農地開発事業等により造成した草地及び機械設備の共同利用を行うことにより本市の畜産振興を図ることを目的として設立されたものであり、その基本である草地の生産力回復のための研究成果の活用等に配意し、本市の畜産振興に一層貢献されることを期待しております。

次に、同じく財政援助団体、「風がみつけた街」たきかわ音楽祭実行委員会を対象に実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

監査の範囲につきましては、平成14年度から16年度における財政援助に係る出納、その他の事務についてであります。

監査の目的につきましては、市の補助金が交付目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されておりますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項として協賛金、コンサートチケットの取り扱いなどについて指導を行いました。

監査意見としましては、本委員会は市民の芸術、文化の振興を図ることを目的に、市民の手づくりによる音楽祭を開催し、広く演奏の機会を与え、音楽、文化を育てていく活動を積極的に取り組んでいることから、今後とも音楽祭を通じ地域の文化の振興に一層貢献されることを期待しております。

以上で報告第8号の監査報告の説明を終わります。

続きまして、報告第9号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成17年2月分、3月分及び4月分の例月現金出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計における現金、預金、一時借入金等の出納保管状況であります。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められま

せんでしたが、各所属に対する講評において、請求書については正当な請求書の要件であるあて先が正しく記載されていないもの、収入及び支出手続きが遅延していると思われるもの、支出科目、収入科目の誤りがあるものなどが見受けられましたので、規則、規程等に基づく事務処理の適正化について指導いたしました。

以上で報告第9号 例月現金出納検査報告の説明を終わります。

○議 長 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第8号及び第9号は、報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 地方議会制度の充実強化に関する要望意見書

意見書案第2号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書

意見書案第3号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する要望意見書

意見書案第4号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める要望意見書

意見書案第5号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書

○議 長 日程第8、意見書案第1号 地方議会制度の充実強化に関する要望意見書、意見書案第2号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書、意見書案第3号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する要望意見書、意見書案第4号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める要望意見書、意見書案第5号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書、5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案5件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 地方議会制度の充実強化に関する要望意見書、送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。意見書案第2号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書、送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣であります。意見書案第3号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する要望意見書、送付先は北海道知事であります。意見書案第4号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める要望意見書、送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、国土交通省北海道運輸局長であります。意見書案第5号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める

要望意見書、送付先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員の方々の提案にかかわるもので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号までの5件は、いずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 6月13日に招集されました第2回定例市議会におきまして提案をさせていただきました、あるいは報告をさせていただきましたそれぞれの案件につきまして、ご慎重な審議の中にご決定をいただきましたこと心から厚くお礼申し上げます。補正予算で提案をさせていただきました案件につきましては、急いで事業化を進めていく考えであります。

そしてまた、今議会から一般質問について対面方式、一問一答方式ということで市民の皆さん方も大変関心を持ってお聞きいただいたのではないかとこのように思います。議会の活性化がこういう形で進んでいき、そして市民の皆さん方にもわかりやすい議論が行われていくということは極めて望ましいことでもあります。私も大変緊張しながら臨ませていただきました。率直な印象を申し上げ

げますと、言いたいことが十分言えなかったなという反省も持ちつつ、新しい制度の中で政策を市民の皆さん方にわかりやすく言いたいことを十分話させていただくテクニックも身につけなくてはいけないという反省も持たせていただいております。

こういうことを含めて議会の一層の活性化が進まれますことを心からご祈念を申し上げ、閉会に当たって一言お礼のごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時11分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員